

平成 20 年第 1 回 城里町議会定例会会議録

平成 20 年 3 月 4 日 開会
平成 20 年 3 月 21 日 閉会

城里町議会

平成20年第1回 城里町議会定例会会議録

告示	1
会期日程表	2

会 議 録 第 1 号

日時	5
応招並びに不応招議員	5
出席並びに欠席議員	5
説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため出席した者の職氏名	6
議事日程	6
本日の会議に付した事件	8
開会	10
・ 町民憲章唱和	10
・ 議長あいさつ	10
・ 議員の出欠	10
・ 開会の宣告	10
・ 開議の宣告	10
・ 諸般の報告	11
・ 会議録署名議員の指名	13
・ 会期の決定	13
・ 町長あいさつ	14
・ 平成20年度施政方針	14
・ 議案第1号 上程、提案理由説明	30
・ 議案第2号 上程、提案理由説明	31
・ 議案第3号 上程、提案理由説明	31
・ 議案第4号 上程、提案理由説明	31
・ 議案第5号 上程、提案理由説明	32
・ 議案第6号 上程、提案理由説明	32
・ 議案第7号 上程、提案理由説明	33
・ 議案第8号 上程、提案理由説明	33
・ 議案第9号 上程、提案理由説明	33

・ 議案第10号	上程、提案理由説明	34
・ 議案第11号	上程、提案理由説明	34
・ 議案第12号	上程、提案理由説明	34
・ 議案第13号	上程、提案理由説明	35
・ 議案第14号	上程、提案理由説明	35
・ 議案第15号	上程、提案理由説明	35
・ 議案第16号	上程、提案理由説明	36
・ 議案第17号	上程、提案理由説明	36
・ 議案第18号	上程、提案理由説明	37
・ 議案第19号	上程、提案理由説明	37
・ 議案第20号	上程、提案理由説明	38
・ 議案第21号	上程、提案理由説明	38
・ 議案第22号	上程、提案理由説明	39
・ 議案第23号	上程、提案理由説明	39
・ 議案第24号	上程、提案理由説明	40
・ 議案第25号	上程、提案理由説明	40
・ 議案第26号	上程、提案理由説明	41
・ 議案第27号	上程、提案理由説明	41
・ 議案第28号	上程、提案理由説明	42
・ 議案第29号	上程、提案理由説明	42
・ 議案第30号	上程、提案理由説明	43
・ 議案第31号	上程、提案理由説明	43
・ 議案第32号	上程、提案理由説明	44
・ 議案第33号	上程、提案理由説明	44
・ 議案書差しかえ		44
・ 議案第34号	上程、提案理由説明	45
・ 日程変更		45
・ 採決		45
・ 議案第25号ないし議案第33号	質疑	46
・ 予算特別委員会の設置・付託		48
・ 予算特別委員会委員の選任		49
・ 予算特別委員会正副委員長の報告		50
・ 請願第1号ないし要望第1号	委員会付託	50
・ 散会の宣告		51
・ 散会		51

会 議 録 第 2 号

日時	53
応招並びに不応招議員	53
出席並びに欠席議員	53
説明のため出席した者の職氏名	53
職務のため出席した者の職氏名	54
議事日程	54
本日の会議に付した事件	54
開議	54
・ 議員の出欠	54
・ 開議の宣告	55
・ 一般質問	55
7番 玉川台俊君	55
1番 河原井大介君	72
11番 三村由利子君	81
9番 杉山 清君	87
・ 議案書差しかえ	95
・ 散会の宣告	95
散会	95

会 議 録 第 3 号

日時	97
応招並びに不応招議員	97
出席並びに欠席議員	97
説明のため出席した者の職氏名	97
職務のため出席した者の職氏名	98
議事日程	98
本日の会議に付した事件	100
開議	102
・ 表彰状伝達式	102
・ 議員の出欠	102
・ 開議の宣告	102

• 議案第 1 号	質疑	103
• 議案第 2 号	質疑	103
• 議案第 3 号	質疑	103
• 議案第 4 号	質疑	103
• 議案第 5 号	質疑	103
• 議案第 6 号	質疑	104
• 議案第 7 号	質疑	104
• 議案第 8 号	質疑	104
• 議案第 9 号	質疑	104
• 議案第 10 号	質疑	104
• 議案第 11 号	質疑	104
• 議案第 12 号	質疑	105
• 議案第 13 号	質疑	105
• 議案第 14 号	質疑	105
• 議案第 15 号	質疑	105
• 議案第 16 号	質疑	105
• 議案第 17 号	質疑	105
• 議案第 18 号	質疑	106
• 議案第 19 号	質疑	106
• 議案第 20 号	質疑	106
• 議案第 21 号	質疑	106
• 議案第 22 号	質疑	106
• 議案第 23 号	質疑	107
• 議案第 24 号	質疑	107
• 予算特別委員長報告		107
• 討論		108
• 採決		112
• 日程追加		118
• 議案第 35 号	上程、提案理由説明、採決	118
• 請願第 1 号	委員長報告、採決	119
• 日程追加		120
• 発議第 1 号	上程、朗読、趣旨説明、採決	120
• 陳情第 1 号	委員長報告、採決	122
• 日程追加		123
• 発議第 2 号	上程、朗読、趣旨説明、採決	123

・ 陳情第 2 号 委員長報告、採決	125
・ 要望第 1 号	126
・ 散会の宣告	126
散会	127

会 議 録 第 4 号

日時	129
応招並びに不応招議員	129
出席並びに欠席議員	129
説明のため出席した者の職氏名	129
職務のため出席した者の職氏名	130
議事日程	130
本日の会議に付した事件	131
開議	132
・ 議員の出欠	132
・ 開議の宣告	132
・ 日程追加	133
・ 城里町議会議長辞職の許可について	133
・ 日程追加	134
・ 選挙第 1 号	135
・ 日程追加	137
・ 城里町議会副議長辞職の許可について	137
・ 日程追加	138
・ 選挙第 2 号	139
・ 議案書差しかえ	141
・ 常任委員会委員の選任について	141
・ 常任委員会正副委員長の報告	142
・ 議会運営委員会委員の選任について	142
・ 議会運営委員会正副委員長の報告	143
・ 日程追加	143
・ 城北地方広域事務組合議会議員の辞任許可について	143
・ 日程追加	144
・ 選挙第 3 号	144
・ 日程追加	146

・ 笠間地方広域事務組合議会議員の辞任許可について	146
・ 日程追加	147
・ 選挙第 4 号	147
・ 日程追加	148
・ 水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞任許可について	149
・ 日程追加	149
・ 選挙第 5 号	150
・ 日程追加	151
・ 水戸地方農業共済事務組合議会議員の辞任許可について	151
・ 日程追加	152
・ 選挙第 6 号	152
・ 日程追加	154
・ 城里町農業委員会委員の解任許可について	154
・ 日程追加	155
・ 推薦第 1 号	155
・ 日程追加	157
・ 議案第36号 上程、提案理由説明、採決	157
・ 報告第 1 号ないし報告第10号	158
・ 町長あいさつ	158
・ 議長あいさつ	159
・ 閉会の宣告	159
閉会	160

平成20年城里町告示第15号

平成20年第1回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年2月26日

城里町長 金 長 義 郎

1. 期 日 平成20年3月4日(火)午前10時

2. 場 所 城 里 町 議 会 議 場

平成20年第1回城里町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	種別	議事内容
1	3月4日	火	本会議	開会 施政方針 提案理由説明 議案質疑（平成20年度予算） 議案、請願、陳情、要望付託（委員会付託） 散会
2	3月5日	水	休会	予算特別委員会（総務常任委員会）
3	3月6日	木	休会	予算特別委員会（教育民生常任委員会）
4	3月7日	金	休会	予算特別委員会（産業建設常任委員会）
5	3月8日	土	休会	議案調査
6	3月9日	日	休会	議案調査
7	3月10日	月	本会議	開議 一般質問 散会
8	3月11日	火	休会	議案調査
9	3月12日	水	休会	議案調査
10	3月13日	木	休会	議案調査
11	3月14日	金	休会	議案調査

12	3月15日	土	休 会	議案調査
13	3月16日	日	休 会	議案調査
14	3月17日	月	休 会	議事整理
15	3月18日	火	休 会	議事整理
16	3月19日	水	本会議	開議 議案質疑 委員長報告、討論、採決 請願、陳情、要望 散会
17	3月20日	木	休 会	議事整理
18	3月21日	金	本会議	開議 常任委員会委員の選任等、報告 閉会

平成20年第1回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成20年3月4日 午前10時09分開会

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺田 和郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三村 由利子 君
3番	阿久津 則男 君	12番	松崎 信一 君
4番	桐原 健一 君	13番	小松崎 三夫 君
5番	飯村 吉伊 君	14番	鯉淵 秀雄 君
6番	小林 祥宏 君	15番	根本 正典 君
7番	玉川 台俊 君	16番	阿久津 尚一 君
8番	南條 治 君	17番	小坏 孝 君
9番	杉山 清 君	18番	小林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺田 和郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三村 由利子 君
4番	桐原 健一 君	12番	松崎 信一 君
5番	飯村 吉伊 君	13番	小松崎 三夫 君
6番	小林 祥宏 君	14番	鯉淵 秀雄 君
7番	玉川 台俊 君	15番	根本 正典 君
8番	南條 治 君	17番	小坏 孝 君
9番	杉山 清 君	18番	小林 宏 君

1. 欠席議員

3番	阿久津 則男 君	16番	阿久津 尚一 君
----	----------	-----	----------

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	金 長 義 郎
副	町	長 岩 間 伸 博

教 育 長	三 村 亮 一
代 表 監 査 委 員	一 木 邦 彦
総 務 課 長	田 上 勤
企 画 財 政 課 長	阿久津 保 巳
税 務 課 長	山 口 充 彦
町 民 課 長	横 田 栄 子
保 険 課 長	加倉井 一 史
健 康 福 祉 課 長	松 本 秀 利
産 業 振 興 課 長	田 口 喜 一
都 市 建 設 課 長	小 林 修 一
下 水 道 課 長	高 橋 洋 造
会 計 課 長 (会 計 管 理 者)	川 又 重 光
水 道 課 長	松 崎 榮
農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿久津 道 男
教 育 委 員 会 事 務 局 長	海 野 勝 美

1 . 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	三 村 主
書 記	鯉 淵 和 己
書 記	桑 野 智 弘

1 . 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成 2 0 年 3 月 4 日 (火 曜 日)

午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 城里町常勤特別職等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 2 号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3 号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4 号 城里町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する

条例について

- 日程第7 議案第5号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第6号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う城里町条例の改正について
- 日程第9 議案第7号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第8号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第9号 城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 城里町営住宅条例の整備に関する条例について
- 日程第13 議案第11号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 城里町消防団統一に伴う城里町条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 城里町公共施設の暴力排除に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 城里町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 城里町食育推進会議設置条例の制定について
- 日程第18 議案第16号 町道路線の認定について
- 日程第19 議案第17号 平成19年度城里町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 議案第18号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第19号 平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第20号 平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第21号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第22号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第23号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第24号 平成19年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第25号 平成20年度城里町一般会計予算について
- 日程第28 議案第26号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第27号 平成20年度城里町老人保健特別会計予算について
- 日程第30 議案第28号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について

- 日程第31 議案第29号 平成20年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第30号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第31号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第32号 平成20年度城里町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第33号 平成20年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第36 議案第34号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第37 請願第1号 霞ヶ浦導水取水口建設の中止を求める請願書
- 日程第38 陳情第1号 安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書
- 日程第39 陳情第2号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情
- 日程第40 要望第1号 議会改革特別委員会の設置に関する要望書
- 日程第41 常任委員会委員の選任について
- 日程第42 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第43 報告第1号 城里町特定健康診査等実施計画
- 日程第44 報告第2号 城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第45 報告第3号 城里町営住宅条例施行規則の整備に関する規則
- 日程第46 報告第4号 城里町消防団組織等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第47 報告第5号 城里町の選挙における選挙運動等に関する規程の一部を改正する告示
- 日程第48 報告第6号 城里町中小企業事業資金融資利子補給及び保証料助成要綱の一部を改正する告示
- 日程第49 報告第7号 城里町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第50 報告第8号 城里町パブリックコメント実施要綱の制定
- 日程第51 報告第9号 城里町木造住宅耐震診断事業実施要綱の制定
- 日程第52 報告第10号 例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第1号
- 議案第2号
- 議案第3号

議案第 4 号
議案第 5 号
議案第 6 号
議案第 7 号
議案第 8 号
議案第 9 号
議案第 10 号
議案第 11 号
議案第 12 号
議案第 13 号
議案第 14 号
議案第 15 号
議案第 16 号
議案第 17 号
議案第 18 号
議案第 19 号
議案第 20 号
議案第 21 号
議案第 22 号
議案第 23 号
議案第 24 号
議案第 25 号
議案第 26 号
議案第 27 号
議案第 28 号
議案第 29 号
議案第 30 号
議案第 31 号
議案第 32 号
議案第 33 号
議案第 34 号
請願第 1 号
陳情第 1 号
陳情第 2 号
要望第 1 号

午前 10 時 09 分開会

町民憲章唱和

議長（小林 宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

私が前文を朗読しますので、引き続きご唱和をお願いします。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

議長（小林 宏君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長あいさつ

議長（小林 宏君） それでは、平成20年第1回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、平成20年度当初予算案など町の重要な案件をご審議いただく会議であります。提出されました諸議案は、条例の一部改正及び条例の制定、平成19年度補正予算、平成20年度当初予算案並びに常任委員会委員の選任などであります。

よろしくご審議をお願いするものであります。

議員の出欠

議長（小林 宏君） 続いて、出席議員数についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は16名です。欠席議員、3番阿久津則男君、16番阿久津尚一君。

開会の宣告

議長（小林 宏君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第1回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（小林 宏君） 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（小林 宏君） 日程に先立ちまして、議会事務局長より諸般の報告をさせます。
議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君） 諸般のご報告を申し上げます。

12月、1月、2月分でございます。

まず、12月でございます。

12月6日、木曜日、城里町農業振興地域整備促進協議会がコミュニティセンター城里で開催されました。正副議長、産業建設常任委員長、農業委員、飯村議員出席でございます。

18日、火曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。鯉淵議員出席でございます。

20日、木曜日、城里町宅地等開発審査会が第2庁舎1階の会議室で開催されました。正副議長、産業建設常任委員長出席でございます。

25日、火曜日、城里町農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村、南條議員が出席でございます。

27日、木曜日、城北地方広域事務組合出納検査がコミュニティセンター城里で開催されました。南條議員出席でございます。

次に、1月でございます。

10日、木曜日、茨城県国民健康保険運営協議会理事会がフェリベールサンシャインで開催されました。議長が出席してございます。

同日、あすの茨城づくりを目指す新春のつどいが水戸プラザホテルで開催されました。正副議長出席でございます。

11日、金曜日、城里町賀詞交歓会がコミュニティセンター城里で開催されました。全議員出席対象でございます。

13日、日曜日、城里町消防出初式がうぐいすの里で開催されました。全議員出席対象でございます。

同日、城里町成人式がコミュニティセンター城里で開催されました。全議員出席対象でございます。

17日、木曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。鯉淵議員出席でございます。

同日、城里町宅地等開発審査会が第2庁舎1階の会議室で開催されました。正副議長、産業建設常任委員長出席でございます。

22日、火曜日、城北地方広域事務組合出納検査がコミュニティセンター城里で開催され

ました。南條議員出席でございます。

同日、城里町地域福祉計画策定委員会が常北保健福祉センターで開催されました。議長及び教育民生常任委員長が出席でございます。

23日、水曜日、城里町学校再編検討協議会視察研修が栃木県那珂川町ほかで実施されました。議長が出席でございます。

同日、水戸地方農業共済事務組合監査が茨城町の本所で行われました。松崎議員出席でございます。

25日、金曜日、茨城県市町村総合事務組合議会第1回定例会が県市町村会館で開催されました。議長が出席をしております。

同日、城里町農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村、南條議員出席でございます。

28日、月曜日、梅大使が来町いたしました。正副議長が対応しております。

29日、火曜日、茨城県国民健康保険運営協議会会長会定期総会がフェリバールサンシャインで開催されました。議長出席でございます。

同日、茨城県町村会第1回定例会が水戸京成ホテルでございました。議長が出席をしております。

次に、2月でございます。

12日、火曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。鯉淵議員出席でございます。

同日、水戸地方広域市町村圏事務組合議会全員協議会及び定例会が水戸市役所で開催されました。松崎、杉山議員出席でございます。

13日、水曜日、城里町観光協会理事会が第2庁舎1階の会議室で開催されました。議長が出席しております。

15日、金曜日、城北地方広域事務組合議会定例会がコミュニティセンター城里で開催されました。議長及び小松崎、三村、寺田、南條、小林、関議員が出席をしております。

18日、月曜日、笠間地方広域事務組合議会全員協議会及び定例会が笠間市役所で開催されました。飯村議員が出席をしております。

19日、火曜日、町村自治功労者表彰式が県市町村会館で開催されました。議長が出席をしております。

20日、水曜日、平成20年度事業に伴う現地視察、町内一円を視察しております。全議員が出席対象でございます。

21日、木曜日、城里町スポーツ振興審議会が常北公民館の会議室で開催されました。教育民生常任委員長出席でございます。

25日、月曜日、城里町農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村、南條議員出席でございます。

27日、水曜日、町村議会議員自治研究会が県の市町村会館で開催されました。全議員出席対象です。

28日、城里町生涯学習推進本部会議が常北公民館で開催されました。議長及び教育民生常任委員長が出席してございます。

同日、城里町国民健康保険運営協議会が常北保健福祉センターで開催されました。議長及び各常任委員長が出席してございます。

以上、諸般のご報告を申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（小林 宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

4番 桐原健一君

5番 飯村吉伊君

6番 小林祥宏君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

議長（小林 宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、議会運営委員長より報告を求めます。

14番議会運営委員長鯉淵秀雄君。

〔議会運営委員長鯉淵秀雄君登壇〕

議会運営委員長（鯉淵秀雄君） 去る2月26日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

今期定例会に提案されます議案34件、請願1件、陳情2件、要望1件、人事案件2件、報告10件、合わせて50件の審議件数並びに一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程どおり、本日から3月21日までの18日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から3月21日までの18日間とされるようご提案がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月21日までの18日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名はお手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

傍聴人はございません。

町長あいさつ

議長（小林 宏君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） おはようございます。

本日は平成20年第1回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより、議員各位には、町政発展のためにご尽力をいただいておりますことを深く感謝を申し上げます次第であります。

本定例議会にご提案申し上げます案件につきましては、議案34件、報告10件であります。何とぞご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつにかえます。

平成20年度施政方針

議長（小林 宏君） これより、平成20年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の予算編成に当たり、町長の施政方針について説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 平成20年第1回城里町議会定例会に当たり、提出いたしました議案の説明に先立ち、町政運営に関する所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位を初め、広く町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

3年前、多くの町民の皆様からご信託をいただき、新生城里町の初代町長に就任し、合併以来、各地区に蓄積された特色ある歴史、風土、そして豊かな自然とその個性を大切に引き継ぎ、それぞれに特色のある地域の調和を図りながら、合併後における新町の速やかな一体化を促進し、城里町のまちづくりの目標であります「人と自然が響きあい」とともに

輝く住みよいまち」を基本理念として、町勢発展に傾注してまいりました。

顧みますと、地方分権の進展という時代の潮流の中であって、未来のまちづくりに夢を抱き、地域課題の解決を図るべく、全国的な合併機運の中、新町として誕生したわけですが、合併から今日まで、小泉政権、安倍政権、さらには福田内閣に引き継がれた国優先の財政改革、都市偏重の構造改革が、地方の行財政運営に重く、厳しくのしかかっていることを痛切に感じております。

そのような厳しい地方財政状況の中で、消防署所や小松小学校体育館の建設、下水道事業、農業集落排水事業、水道未普及地域解消事業の着手等ができましたことは、議員各位を初め町民の皆様のご協力の賜物と感謝申し上げます。

さて、我が国の経済状況は、企業収益の改善や設備投資の増加などにより、今後も国内民間需要に支えられた景気回復が続くものと見込まれておりますが、最近の原油価格の高騰の影響や米国におけるサブプライムローン問題による景気の減速が、日本経済に及ぼす影響は予断を許さないものがあり、決して楽観視できるものではありません。

また、国の財政状況は、平成19年度末の国債残高は547兆円にも上ると見込まれており、このような状況の中、国の平成20年度予算における概算要求方針においては、平成19年6月に閣議決定された基本方針2007を踏まえ、引き続き、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006にのっとり、財政健全化に向けた歳入・歳出の一体改革を着実に進めることとし、財政構造改革に対する断固たる姿勢を示したところであり、この目標達成に向け、引き続き最大限の歳出削減を行うこととしておりますが、地方財政についても、国の歳出の見直しに歩調を合わせて、人件費や地方単独事業を初めとする歳出の抑制を図り、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方財政計画の歳出規模を抑制することとしております。

これらを踏まえた国の平成20年度の一般会計予算規模は83兆613億円で、対前年度比0.2%増の伸びを示しております。

一方、平成20年度の地方財政計画においては、安定的な財政運営に必要な地方一般財源の総額は1.1%増の59兆8,858億円と前年度水準以上を確保しており、地方財政計画の規模は地方再生対策費の創設等もあり、83兆4,014億円と、7年ぶりに増加となっております。

地方交付税については2,000億円の増となっており、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税についても4,000億円の増と、平成15年度以来の増額確保となっております。

しかしながら、さきにもふれたとおり、国の経済情勢は先行き不透明であり、また、国の財政状況は未曾有の危機に直面しております。

本町の財政状況は、平成18年度決算においては、実質公債費比率、地方債現在高比率といった後年度負担要素指数が前年度より改善されつつあり、町債残高の抑制や基金取り崩し額の縮減など、財政の健全化に向けた成果が徐々にあらわれているところでありますが、その一方で、歳入総額のうち自主財源の占める割合は30.2%と県内において最低となって

おり、依存財源である交付税に40%近く頼っているような状況であります。

加えて、平成19年6月に地方公共団体財政健全化法が公布され、特別会計や外郭団体を含めた負債の水準など新たな財政指標により、一定の基準以下の団体については、早期健全化計画の策定や外部監査の義務づけ、起債の制限など、これまで以上に自立と地域の自己責任による自治体経営が求められることとなります。今後とも、これらを念頭に置いた行財政運営が必要不可欠であり、将来に責任が持てる行政システムを確立していくことが最重要課題となっております。

こうした状況下において、地方分権時代にふさわしいスリムで効率的な行政システムを確立するため、これまでの制度や仕組みにとらわれることなく、事務事業の厳選による歳出の見直しを進め、選択と集中による効率的な予算配分で、最大限の効果が発揮できるよう重点的な分野への財源を投資し、さらに、歳入面では自主財源の積極的な確保策を講じて、持続可能な財政運営への転換を図ることを目標とし、行財政改革を喫緊の課題として取り組んでまいります。

年間総合予算編成に当たっては、国・県の予算編成方針や地方財政計画等にも十分留意し、城里町第1次総合計画の基本目標に即して、町民が真の豊かさを実感できるまちづくりに、財政の許す限りの予算編成に意を尽くしたところであります。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は、「心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり」であります。自然環境・景観の保全。

緑に包まれた豊かな自然環境を後世にわたって保全し、まちづくりに活用していくため、居住環境と自然環境の調和する計画的な土地利用を推進してまいります。

また、地域、家庭、学校、職場、野外活動の場などにおいて、環境美化運動を積極的に実施することにより、町民一人一人の環境に対する意識の高揚を図るとともに、地域の特性に即した環境保全対策の取り組みを進めてまいります。

環境対策の推進。

循環型社会に対応した環境にやさしいまちづくりを目指し、良好な環境を次の世代に引き継いでいくため、環境への負荷の少ない社会の構築、住民総参加による環境保全の推進を図ってまいります。

また、よりよい生活環境を築いていくためには、社会全体の中で日常的な活動と環境との関係を認識することが重要であることを踏まえ、住民、民間団体、事業者との協力連携のもと、環境の保全を計画的に推進いたします。

一般廃棄物処理事業については、引き続き城北地方広域事務組合において処理を行いながら、家庭ごみ等の減量化を進めてまいります。

不法投棄や野外焼却の防止については、ボランティアU・D・監視員や警察等関係機関と連携して監視活動を展開し、住民や事業者への未然防止に向けた普及啓発を行い、不法

投棄防止対策に取り組んでまいります。

道路交通体系の整備。

道路の整備については、町民が安全で快適な生活を営むために、また、地域活性化の根幹をなすものであり、期待も大きく早期の整備が求められているところであり、通勤、通学、防災上の利便性を考慮し、計画的な整備を図ってまいります。

生活道路の維持補修については、排水施設や舗装の整備など、安全で人にやさしい道路環境の整備に努めてまいります。

国・県道を補完する幹線町道の整備については、新町の一体性を確保しながら計画的に推進してまいります。

特に、七会地区の町道徳蔵倉見線については、早期の完成を目指し平成17年度より路線調査測量を実施しておりますが、平成19年度に用地買収を進めており、平成20年度から工事に着手してまいります。

また、県道の改良工事についても、阿波山徳蔵線の路線延長区間（三ツ埦線）については、平成20年度から工事に着手する予定になっております。

国道123号バイパスについては、県において用地買収に着手しておりますので、これらについても県と一体となって推進を図り、バイパスの整備促進に努めてまいります。

次に、交通対策につきましては、高齢者などの生活の足を確保するとともに、町内の公共交通機関空白地域を解消するために、平成19年2月1日からデマンド交通システムによるふれあいタクシーの運行を開始しております。このふれあいタクシーは、交通弱者への利便性がよくなり、町外に向きがちであった外出先を町内に呼び戻す効果が期待でき、一体的なまちづくりにつながる優良事例として全国からも視察が来ております。

今後は、さらに地域に根ざした公共交通となるよう鋭意努力してまいります。

上・下水道の整備。

水道事業については、常北地区水道事業、桂地区水道事業の1会計2事業並びに七会塩子地区簡易水道事業特別会計により、引き続き運営をしております。

現在、普及率は92%となっており、町民の大多数が利用できるまでに普及しておりますが、長期的な視野に立った給水体制の充実を図り、清浄で安心できる良質な水道水の安定供給に努めるとともに、水道事業の安定経営化を図ってまいります。

また、継続事業であります統合簡易水道施設整備事業、水道未普及地域解消事業を推進し、未給水地域の解消に向けた整備を進め、普及率の向上に努めてまいります。

さらに、藤井川ダム再開発事業等の早期の完成を要望し、安定した水源の確保により、都市化の進展や生活向上に伴い、安心して利用できる信頼性の高い豊かな生活基盤を支えるための水道施設を目指してまいります。

次に、下水道の整備についてであります。下水道は、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、農業用水や公共用水域の水質を保全するためにも重要

な事業となっております。

このため、平成3年度から那珂久慈流域関連公共下水道事業として、石塚地区の中心市街地48ヘクタールを整備し、さらに、事業認可面積を拡大し、現在認可区域面積271ヘクタールの整備を進めておるところであります。

平成19年度末までには、石塚・那珂西・上泉・上青山・下青山地区の一部を含む196ヘクタールの区域の整備が完了する予定であります。

特定環境保全公共下水道事業については、平成19年度末までに、粟・阿波山・上坏・下坏地区の居住区域196ヘクタールの整備が完了します。引き続き、下阿野沢・上阿野沢・御前山・高根地区91ヘクタールの整備拡充を進めてまいります。

また、農村地域の生活環境整備を図るために進めております農業集落排水事業については、上入野、常北青山、北方高久、孫根4地区施設の効率的な稼働を行うことにより、維持管理費の節減に努めてまいります。

さらに、平成18年度から着手しました古内地区の事業については、引き続き整備を進めてまいります。

なお、平成20年度から県森林湖沼環境税の導入に伴い、単独処理浄化槽撤去に対する補助が新設されており、未整備地区については、県や関係機関と連携し、この制度を有効活用することにより、合併処理浄化槽の整備促進に努めてまいります。

公園・緑地の整備と推進。

緑豊かな自然環境を生かした調和のとれたまちづくりを進めるため、良好な生活環境づくりに向けて、公園やポケットパークなどの維持を図りながら、良好な景観を備えた地域環境の場の提供や形成に努めてまいります。

消防・救急・防災の推進。

町内において平成19年には、大規模な災害等は発生しておりませんが、12月に桂地内において連続して不審火と思われる火災が発生しております。町全体としては、建物火災6件を含む10件の火災が発生し、町民の生命財産を守り、安心・安全な生活を確保するためには、消防防災体制の強化が求められております。

昨年4月から水戸市消防本部への消防事務委託の一元化とあわせて、水戸市消防本部北消防署城里出張所が稼働を開始したところであり、消防ポンプ自動車と高規格救急車が配備され、町民の災害及び緊急時へのより迅速な対応ができるようになったところあります。

また、町連合消防団も平成20年度より新たに城里町消防団として一本化し、これらの円滑な移行とあわせ、団員の規律教養訓練、水害を想定した水防演習、林野火災防衛演習への参加を通し、消防力の向上に努めてまいります。

さらに、自然災害等の発生に備えるため、自主防災組織等の設立支援や事業所との災害時協力体制を推進し、地域防災力の向上を図ってまいります。

また、七会地区水道未普及地域解消事業にあわせて、平成20年度も継続して消火栓を設置し、緊急時の水利の確保に努めてまいります。

防犯・交通安全の推進。

交通事故は人の生命を奪う悲惨なものであり、茨城県は他県に比べて交通死亡事故が多く、平成19年中の死亡事故者数は179人を数え、全国ワースト11位という結果となっております。

本町においても、昨年は1件の死亡事故が発生しており、車社会の進展に伴い、年齢・性別を問わず交通事故に遭遇する危険性が年々増大しております。

このような現状を踏まえ、交通安全協会、警察など関係機関団体と連携を図り、子どもやお年寄りを対象にした交通安全教室や街頭での交通安全キャンペーンを実施し、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備に努めてまいります。

防犯につきましては、近年、児童・生徒がねらわれる凶悪な事件や悪質な窃盗が多発しております。これらの犯罪状況を踏まえ、犯罪連絡員や警察との連携により、防犯キャンペーンやパトロールの実施といった取り組みを積極的に進め、町民の防犯意識の高揚を図ってまいります。

また、夜間における事故、犯罪の発生の未然防止対策として、防犯灯の整備を進め、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

情報通信網の整備・充実。

情報通信網の整備についてであります。政府は、2010年度へ向けたブロードバンド（超高速通信網）の整備のあり方を示す次世代ブロードバンド戦略2010を策定し、2011年7月までに情報格差のない社会を実現するという目標を掲げており、具体的には、2010年度までに光ファイバーの整備を促進し、ブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るというものであります。

本町といたしましても、引き続き民間通信事業者への光ファイバー整備要望を続け、民間通信事業者が参入できないところに関しては、町と民間事業者が連携を図りながら光ファイバー網を構築することにより、地域住民の利便性の向上や社会経済活動の活性化を図ってまいります。

第2は、「ともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり」であります。

地域福祉の充実。

急速な少子・高齢化の到来、生活意識や価値観の変化などにより、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、町民のニーズはますます高度化、多様化し、福祉施策の一層の推進や新たな施策の展開が求められております。

地域における高齢者や障害者を初め、だれもが家庭や地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、町民自身の努力やお互いに支え、助け合う地域福祉の推進が重要

視されております。

特に、支えを必要としている人に対する日常的援助など、きめ細かな対応をしていくためには、町民一人一人が地域福祉の担い手として、主体的に活動していくことが必要であります。

こうした支え合い活動を活発化させるために、町民みずからが福祉に関心を持ち理解を深めるよう働きかけを行いながら、社会福祉協議会を中心としたネットワークづくり及びボランティア育成支援などを行い、町民同士の交流による連帯の推進に努めてまいります。

また、これらを具現化するため平成19年度策定の地域福祉計画を踏まえて、地域コミュニティづくりを図ってまいります。

子育て支援の充実。

近年の出生率の低下の要因は、未婚化、晩婚化という結婚を取り巻く環境や出産、子育てをめぐる環境の変化と考えられ、将来の社会、経済全般に深刻な影響を及ぼすことが懸念されており、多様な少子化対策を講ずる必要に迫られております。

このような状況に対応するため、妊婦健診の公費負担の拡充や妊婦及び乳幼児に対する一貫した母子保健事業を展開し、育児に関する適切な情報の提供や指導、健やかに子どもを産み育てることができるための環境整備に取り組んでまいります。

子育て中の親子の育児支援については、地域子育てセンターを拠点に、育児不安の解消と親子の交流を支援してまいります。

また、児童の健全な育成を図るため、昼間、保護者のいない家庭を支援するため、放課後児童健全育成事業を引き続き実施するとともに、小学校施設を利用した事業のさらなる拡充を図ってまいります。

子育て不安やいじめ、不登校、非行など複雑多様化する児童育成問題に対応するために、地域協力委員や民生児童委員、学校並びに要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携を密にし、問題解決に努めてまいります。

保育事業につきましては、公立保育所及び私立保育所において、保育サービス支援事業や特別保育事業を実施し、保育事業の充実を図ってまいります。

なお、急激な少子化の進行による社会経済の影響を避けるため、さまざまな少子化対応施策を展開してまいりましたが、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の推進を図ってまいります。

また、町単独事業として、城里町次世代育成支援金制度を継続して実施し、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、家庭における生活の安定と幸せな地域づくりのため、支援を続けてまいります。

高齢者福祉の充実。

長寿化した人生を健康で生き生きと過ごすことのできる社会の実現を目指すためには、高齢者一人一人が、みずからの意思による自立した生活を営めるよう、また、住みなれた

地域で安心して暮らせるよう、高齢者の保健福祉を初めとする諸施策の充実を図ることが重要となっております。

特に、認知症や寝たきりになるなど、介護を必要とする方が増加してある状況にあり、高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送れることを重点に置いた介護予防事業が開始されております。

また、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行い、次期計画に向けた体制の整備を推進してまいります。

障害者福祉の充実。

障害のある人が障害のない人と同じように生活し、地域の一員として行動できることが重要であります。

障害者自立支援法及び障害福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制の確立に関する計画に基づき、障害者施策の再構築や各種サービスの見直しを進め、障害者福祉の充実に努めてまいります。

保健医療の充実。

現代は、生涯にわたり元気で活動的に暮らすことができる健康寿命をいかに伸ばすかが大きな課題となっております。

保健事業については、生活習慣病予防や介護予防の重要性が高まる中、自主的な健康づくりを目指し、町民一人一人の健康に関する意識を高めるとともに、地域や社会を挙げて食育推進を展開するため、食育推進基本計画を策定いたします。

医療福祉事業は、社会的及び経済的負担の大きい乳幼児、父子・母子家庭、重度心身障害者、妊産婦等の医療に係る負担の軽減を図るとことを目的とした県の単独事業であり、制度の周知徹底を図るとともに、受給者の利便性を高めてまいります。

特に、本町におきましては、少子化対策及び子育て支援の一環として、小学校卒業までの児童を対象に、医療費の助成を行ってまいりましたが、さらに継続して子育て支援の充実に努めてまいります。

また、平成20年度から、40歳から74歳までの方を対象に、特定健診、特定保健指導の実施が医療保険者に義務づけられたことから、健康診査や保健指導の受診率を向上させるための指針、数値目標を設け、生活習慣の改善をすることにより、メタボリックシンドロームの該当者やその予備軍を計画的に減らすことを目指してまいります。

社会保障制度の充実。

国民健康保険制度、老人保健制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度などの社会保障制度については、制度の周知を徹底し、保険税（料）の賦課や収納率の向上及び医療費などの適正化を図るとともに、基盤の安定した運営に努めてまいります。

第3は、「豊かな地域資源を活かした魅力と活力にあふれるまちづくり」であります。農林業の振興。

本町の農業は、基幹産業として、米・施設園芸・野菜・果樹・麦・大豆・林産物・茶・畜産を主体とした営農が展開されてきましたが、近年の都市化の進展、農産物の価格の低迷とともに、基幹労働力、若年労働力は他産業に流出し、兼業農家が増加しております。

さらに、農業従事者の減少や高齢化が進み、農家数及び田畑など経営耕地についても減少傾向をたどり、耕作放棄地の増加が著しいところとなっております。

平成20年度からは、新たに農業に取り組もうとする新規就農希望者、農外からの就農希望者を対象に町内の先進農家への研修など農業者の育成を図ってまいります。

また、平成20年度から、品目横断的経営安定対策が水田経営所得安定対策に変わり、この対策により農業の中心的な担い手となる認定農業者の育成、集落営農組織及び各生産組織の支援に力を入れてまいります。

さらに、地域の農業者だけではなく、非農業者も含めた地域ぐるみの取り組みとして、農地・水・環境保全向上対策事業を推進し、農村環境の保全向上に努めてまいります。

水田農業構造改革対策については、平成22年度までに農業者、農業者団体が主体的に需給調整を行うシステムに移行し、米づくりの本来あるべき姿の実現を目指していきます。

しかし、米の消費低迷や過剰作付等により平成19年産米の価格が大幅に下落したことから、平成20年産以降の生産調整の実効性を確保するため、各水田農業推進協議会及び集荷業者等と当面の生産調整の進め方を決定し、その推進に全力を挙げることにしたところです。

なお、生産条件が不利な地域に対しては、耕作放棄地の発生を防止し、水源の涵養、洪水防止等の多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払制度を引き続き活用し、農地の保全を図ってまいります。

さらに、地域資源を活かした都市との滞在型交流を目指す取り組みとして、グリーンツーリズム事業を引き続き推進してまいります。

生産基盤の整備については、農業の省力化と土地利用の効率化を図るため、那珂川沿岸農業水利事業の早期完成を国・県など関係機関に働きかけると同時に、畑地基盤整備や農道整備を計画的に進め、大型農業機械による生産性の向上、生産物の搬出搬入の合理化を図ってまいります。

次に、畜産の生産環境は、生産者の高齢化等により厳しくなっておりますが、牛海綿状脳症・鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に注意を払い、各種防疫対策事業を実施し生産の安定化を図ります。

また、黒毛和牛については、資質のすぐれた素牛の導入事業として、繁殖牛導入事業を関係機関と一体となって実施してまいります。

次に、林業の振興については、安価な外材の輸入などにより厳しいものがありますが、森林は災害防止、水資源の涵養など自然環境を維持するために大切な機能を有しており、ゆとりと安らぎを与えてくれるものであります。

このため、植林事業の重要性や緑化運動の普及啓蒙を図るとともに、間伐等の維持管理を行いながら森林の保護に努めてまいります。

商工業の振興。

長引く景気低迷の中であって、小売業者を取り巻く環境は、大型量販店の進出や価格競争の激化、また、商圏の広範囲化等により極めて厳しい状況にあります。

このような環境の中で、経営基盤の弱い小規模事業者が活力を維持し、さらに発展していくためには、自助努力はもちろんですが、自己意識の改革を強く求めていかなければなりません。

そのためには、商工会を中心とした会員相互の連帯意識の高揚と組織の強化、商工会活動強化のため、引き続き助成をしてまいります。

また、中小企業事業資金に対する保証料の補助及び設備資金への利子の補給を引き続き行ってまいります。

さらに、地域雇用創造支援事業の創設による新規創業者の支援・雇用の拡大を図ってまいります。

次に、工業の振興であります。経済は回復基調にあるといわれておりますが、まだまだ景気回復の実感が感じられない状況にあり、企業誘致については、雇用の場の提供、町民所得の向上、消費人口の増加等が期待されますので、町の活性化を図るため、引き続き関係機関等との連携を図りながら優良企業の誘致に努めてまいります。

また、進出企業及び用地提供者に対しては、今後も企業立地奨励金を交付してまいります。

観光・レクリエーションの振興。

豊かな自然を活かしたふれあいの里、うぐいすの里、山びこの郷は、本町の観光の核として重要な位置づけとなっておりますが、利用者は年々減少の傾向にあります。

指定管理者制度の導入後2年が経過し、指定管理者による各種イベント・体験教室等が実施され、3施設を一体化した管理が行われております。

今後は町としても、集客力を高めるためのPR等を実施し、より効果的、効率的な運営の支援をしてまいります。

直売施設については、家族旅行村藤井川ダムふれあいの里地内にある城里町物産センターの指定管理者制度の導入を検討し、地場産物の販売促進並びに農家所得の向上を目指してまいります。

他施設についても、積極的なPRに努め、利用客の誘致への支援をしてまいります。

また、健康増進施設ホールの湯についても、多様化する利用者のニーズにこたえ、サービスの質的向上と効果的、効率的な運営への支援を行うとともに、町民の健康増進及び憩いの場としての利用促進のため、町内居住者に対する半額利用券等の積極的なPRを図ってまいります。

観光協会につきましては、各種イベント等の開催並びに協賛や観光PR・県立自然公園の保護管理、さらに、会員を中心として、町・商工会・JA等が連携を強化し、城里町における観光資源の開発及び郷土物産の紹介と観光客の誘致を図りながら、地域産業の活性化に努めてまいります。

第4は、「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にすまちづくり」であります。

幼児教育・学校教育の充実。

幼児教育については、少子化の中、子育てを支援する社会づくりが重要となっており、地域、家庭と連携した教育の推進と幼稚園、保育所との連携等により教育環境の充実に努めてまいります。

学校教育については、価値観の多様化による先進的な教育のニーズが高まる中、次世代を担う子どもたちの確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を育成することが求められております。

そのため、基礎的学力をつける学習指導の充実はもとより、人権、環境、福祉、情報、郷土、ボランティアなどの今日的なテーマを積極的に取り入れた総合的な学習を推進するとともに、外国人による英会話指導など、国際理解教育に取り組んでまいります。

また、いじめや不登校などの課題に対応するため、学校、家庭、地域との連携強化を図り、地域に開かれた魅力ある学校づくりに努めてまいります。

小・中学校の施設整備については、常北中学校の建設検討委員会を立ち上げ、基本設計を進めてまいります。

また、地域によっては、近年児童数が減少し、複式学級の学校もあることから、子どもたちが多くの仲間の中で切磋琢磨し成長できるよう、適度な教育環境の確保に努めてまいります。

小学校の適正規模や適正配置については、学校再編検討協議会において十分検討しておりますので、答申後は実施計画を策定するため、仮称ではありますが、学校再編実施計画準備委員会等を設置して、学校再編の具現化に取り組んでまいります。

学校給食については、食の教育や地産地消の視点に立ち、地域で生産される米や野菜などの食材の利用に努め、安全・安心な学校給食を供給してまいります。

生涯学習・生涯スポーツの推進。

人生80年時代を迎え、また、社会が複雑多様化する中、余暇時間の活用の重要性の高まりやニーズの多様化を踏まえ、町民一人一人がそれぞれの年代や生活様式に応じて、自由に学び、楽しみ、その成果がまちづくりに反映されるような仕組みづくりに努めてまいります。

そのため、生涯学習推進大綱、スポーツ振興基本計画を基本とし、各種講座、事業のメニューの充実や自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実を図るなど体系的、合理的

な事業の推進に努めるとともに、各地域の町民の交流を促進してまいります。

また、地域における自主的な活動の活性化を図るとともに、コミュニティセンターや各地域の公民館、トレーニングセンターや運動公園などの生涯学習施設や各種運動施設の整備充実に努めてまいります。

複合施設である図書館、郷土資料館については、各地区にある公民館との連携を図りながら、図書、各種資料の充実保存に努め、利用しやすい学習拠点としての機能の充実に努めてまいります。

また、学習機会や各種講習会、施設を町民が利用するときなど、必要なときに必要な情報が入手できるよう、広報紙やホームページ等による情報提供の充実に努めてまいります。

ふれあいの船事業については、町内の小学校6年生を対象に宿泊学習を実施し、北海道の雄大な自然の中での活動や船を利用した集団活動の場を通して、心身ともに調和のある人間形成を図ってまいります。

また、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進するため、福祉部門と連携を図り、小学校余裕教室の活用、地域住民との交流活動等を実施する放課後子どもプラン推進事業に取り組んでまいります。

芸術・文化の振興。

町民の一体性を確保し、町民一人一人が町に誇りと愛情が持てるようにするためには、各地域で行われている芸術・文化活動や古くから残されている文化財を理解し、それらを伝承していくとともに、町として文化の薫り高いまちづくりを進めることが重要であります。

そのため、地域・家庭・学校間の連携、交流を進め、各地域の自然・歴史・伝統・文化にふれることで、関心や理解を深め、人と人とのつながりを大切にする施策を推進してまいります。

芸術・文化の振興については、コミュニティセンター、公民館、郷土資料館において多様な事業の展開を図るとともに、町民の自主的、創造的な芸術文化活動の支援を図り、芸術祭や各種の行事、展示を通し、町民各層が広く芸術文化に親しみやすい環境整備に努めてまいります。

また、第23回国民文化祭・いばらき2008が、平成20年11月に本県において開催され、本町では11月9日にコミュニティセンター城里を会場に文芸祭「川柳」が開催されます。

この大会では、国内外の川柳に親しむ人々から広く川柳作品を募集するとともに、川柳愛好者相互の交流を図り、文芸の息吹を城里町から発信する祭典としてまいります。

この大会開催を通し、城里町を広く県内外にPRしていくとともに、多くの人々の参加、交流による感動と共感が、城里町ではぐくまれた文化の再認識と新しい時代の文化の創造につながる契機となるよう努めてまいります。

次に、史跡等ではありますが、町には史跡及び遺跡、彫刻、工芸品など有形、無形の文化

財が数多く存在しております。

そのため、文化財保護計画を基本として、計画的に文化財の保護、活用を図るとともに、情報冊子やインターネットなどの各種媒体による情報を発信し、広く町民に理解を求め保存と継承に努めてまいります。

第5は、「住民と行政がともに手を取りあう開かれたまちづくり」であります。

住民主体のまちづくりの推進。

地方分権が進展する中で、複雑化、多様化する行政課題を解決し、活力ある地域づくりを進めるためには、住民と行政がともに考え、ともに行動する協働によるまちづくりを進めていくことが重要となっていることから、自治意識の高揚に努め、各種施策への住民参画の促進や地域コミュニティである自治組織の振興を図ってまいります。

また、広報紙の発行やホームページを通して、行政情報を積極的に発信するとともに、パブリックコメント制度を導入し、意思決定前の施策の情報を公表することにより、町政への町民参画の機会を確保してまいります。

多様な交流の推進。

都市化の進展、情報通信技術の発展など、国内外の地域交流活動も活発となっており、今まさに国際化、交流化の時代を迎えております。

また、多様な交流を推進することは、町内外地域への関心を高めるとともに、郷土の特性を見詰め直し再確認を促し、地域の文化、教育、産業などの振興が期待されるところであり、これまで実施してきました人、物、情報の交流をより活発に推進してまいります。

これからは、行政主導型ではなく町民主体の体制づくり推進し、国際的な見聞を広げ、まちづくりの担い手となるリーダーの育成に努めながら、外国人を含む町内外地域の人に、魅力があり住みたくなるまちづくりに取り組んでいくとともに、交流の手法としてインターネット等を利用した交流についても考えてまいります。

人権尊重と男女共同参画の推進。

家庭、職場、地域などにおいて、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する人権問題が大きな社会問題となっている中、町民一人一人が人権に対する正しい理解と認識を深め、尊重し合うことが重要となっております。

そのため、関係機関との連携のもと、国の人権教育・啓発に関する基本計画に基づき、学校教育や社会教育において人権教育に取り組むとともに、あらゆる機会をとらえ啓発活動の推進を図り、人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上に努めてまいります。

また、町民が男女共同参画の必要性を理解し、行動していけるよう意識の啓発や情報提供を行うとともに、男女共同参画の視点から各施策を進め、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

行財政運営の合理化・効率化。

行政運営に当たっては、地方分権の進展や町民ニーズの高度化、多様化に対応し、各種

施策を総合的に推進するとともに、合併効果を最大限に生かし、効率的な行政運営を推進するため、集中改革プラン等による組織機構の見直し、事務事業の簡素化、定員管理の適正化を図りながら、行政サービスの水準の向上に努めてまいります。

また、行政評価制度等の導入を通して、事務事業の必要性や有効性を見きわめ、より地域の実情に合った成果が得られ、限られた財源の有効利用が図られるよう努めてまいります。

地方財政については、今後も地方交付税の一層の削減により厳しい財政状況が続くことが想定され、地域の行政は地域自身で決定し、その責任もみずから負うという自己決定、自己責任といった地方自治体本来の姿が強く求められております。

このような中で、財政健全化を進めるには、その第一として、町税の収納確保が大前提であり、納税者の税負担の公平性の確保という観点から、滞納整理を積極的に進め、徴収部門体制の強化、全庁的な支援体制づくりなど、これまで行ってきた施策をさらに強化し、徴収率のアップに努めてまいります。

財政運営に当たっては、財政の健全化を最優先の課題とし、中長期的な財政計画のもと、最小の経費で最大の効果が上げられるよう、施策の重要度や費用対効果といった視点に徹し、自主財源の確保に努め、将来にわたる自立的、持続的財政運営を目指してまいります。

以上、平成20年度における主な施策の概要について説明いたしました。

平成20年度予算編成につきましては、依然、地方交付税に依存した財政体質にあり、人件費の縮減や事務事業の見直し等により経常経費の抑制に努めているものの、後期高齢者医療給付費負担金等による扶助費の伸び、また、公債費、補助費が依然高い割合を示しており、各基金を取り崩すことにより対応することとしたものであります。

以上のような財政状況にあり、限られた財源の効率的な配分により予算編成に努めたものであります。

平成20年度の一般会計予算は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり90億4,000万円で、前年度当初比0.6%の増となっております。

次に、国民健康保険特別会計（事業勘定）について申し上げます、

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える基盤の中核的役割を担っておりますが、医療保険制度を取り巻く情勢は、高齢化等の急速な進展や疾病構造の変化等による医療費の増高、加えて他の医療保険制度に加入しない被保険者を多く抱えるなど、構造的な問題もあり大変厳しい財政運営状況にあります。

このような状況の中ではありますが、国保税率は引き続き据え置きとし、医療費の適正化や国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。

平成20年度は、大幅な医療制度改正の中での予算編成となりましたが、国・県の予算編成方針に基づき編成をいたしました。

そのような中、特に医療費の動向が国保財政を大きく左右することになりますので、これらの動向を見きわめながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり22億1,586万7,000円で、前年度当初比1.7%の増となっております。

次に、国民健康保険特別会計（施設勘定）について申し上げます。

施設勘定においては、診療所を取り巻く環境の変化や地域住民の生活を守るため、医療の確保と保健、福祉との連携を図りながら、町民の健康増進を目指し運営を行っているところであります。

しかしながら、高齢化による影響や疾病構造の変化に伴う高度・専門化への医療ニーズ多様化等による影響を受け、依然として厳しい運営状況にありますので、さらなる健全運営化に努めてまいります。

また、僻地及び医療機関不足地域の医療機関として、国保診療所の役割と使命が果たせるよう、関係機関との連携を密にし、効率的な運営を目指した予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり3億2,117万5,000円で、前年度当初比19.6%の減となっております。

老人保健特別会計について申し上げます。

老人医療費は、老人医療の無料化が実現して以来、幾多の制度改正が行われ、高額療養制度の導入や入院給付費の引き上げなど給付改善の歴史が続いてまいりました。

しかし、長引く経済の低迷や急激な高齢化社会の進展により、医療給付の増加に拍車がかかり、老人保健財政は年々厳しさを増しております。

今回、高齢化のピークを迎える将来においても、安定した医療制度として運営ができるように、新たに後期高齢者医療制度が施行され、今までの老人保健制度がそのまま新制度に移行するとともに、老人医療給付費支払いが新たな特別会計によって支払われることになりました。

平成20年度予算につきましては、制度改正に伴い、歳入歳出とも別冊予算書のとおり2億443万円で、前年度当初比89.7%の減となっております。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

老人医療費は、急速な高齢化の進展の中で増大し続けており、年々上昇する傾向にあります。

そのような中、大幅な制度改正により、平成20年度から、現行の老人保健制度における75歳以上の後期高齢者を対象とした新しい医療保険制度として後期高齢者医療制度が始まることにより、茨城県後期高齢者医療広域連合及び市町村は特別会計を設けることとされていることから、新たに予算編成をするものです。

給付内容等につきましては、基本的に今までの老人保健と変わりありませんが、医療費

に対し一定の負担が求められることになり、茨城県後期高齢者広域連合が保険料の賦課を行い、町においては徴収事務が発生し、引き続き住民に対しての窓口業務等を行ってまいります。

平成20年度予算につきましては、歳入歳出とも別冊予算書のとおり1億9,844万9,000円となっております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）について申し上げます。

社会の高齢化に対応するために始まった介護保険制度は、本町においても高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に沿って、介護予防を重視した予防プランやリハビリによる要介護状態の軽減、悪化防止を目的とした新予防給付と地域支援事業を推進してまいります。

将来予測される課題に対応するため、制度の動向を注視しながら、新たな介護予防や地域ケアの推進、さらに高齢者の方が元気で生き生きと自立した生活が送れるような介護サービスの基盤整備に努めるとともに、健全な財政運営に努めてまいります。

平成20年度の予算編成につきましては、介護給付費及び新予防給付事業の実績及び今後の動向等を見きわめながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり12億2,921万1,000円で、前年度当初比10.3%の増となっております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）について申し上げます。

介護保険法の改正に伴い、介護予防給付サービス計画に係る予算について計上したものであります。平成20年度も引き続き地域包括支援センターを中心に、介護予防に取り組んでまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり576万1,000円で、前年度当初比45.5%の増となっております。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業については、事業認可区域271ヘクタールを年次計画により、工費の節減に努めながら汚水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

特定環境保全公共下水道事業については、未普及地区91ヘクタールを年次計画により、工費の節減に努めながら汚水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり11億5,908万6,000円で、前年度当初比18.9%の増となっております。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水処理施設は、町内4地区が順調に稼動しております。施設の効率的な稼動を目指し、経費の節減を図ってまいります。

また、古内地区農業集落排水事業については、年次計画に基づき、工費の節減に努めながら生活環境の整備を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり7億3,326万7,000円で、前年度当初比9.6%の増となっております。

簡易水道事業特別会計について申し上げます。

簡易水道事業特別会計予算については、施設の維持管理が主なものとなっており、予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり5,496万6,000円で、前年度当初比1.8%の減となっております。

水道事業会計について申し上げます。

常北地区の統合簡易水道施設整備事業については、引き続き松山下取水場から取水する水利権取得のため、藤井川ダム再開発事業の建設負担金を負担いたします。

桂地区は、赤沢取水場の施設改良のための実施設計を進めてまいります。

また、七会地区の水道未普及地域解消事業については、本年度は、上赤沢増圧場、小勝、徳蔵、下赤沢、上赤沢地内の配水管の新設並びに地区内の給水工事を順次進め、真端、大網地区の配水管整備の実施設計も本年度に着工し、全地区の早期完成を目指してまいります。

なお、平成20年度内には、水道未普及地域内の一部の地域において給水開始を予定しております。

さらに、水道事業の運営及び水道施設の維持管理につきましては、公営企業の基本原則を堅持しながら、給水サービスの一層の向上に努めてまいります。

予算総額は、別冊予算書のとおり、収益的収入及び支出は6億5,838万円、資本的収入は3億3,163万2,000円で、支出は5億2,305万円であります。

収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は11億8,143万円で、前年度当初比4.7%の減となっております。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明を申し上げます。

一般会計、特別会計及び企業会計を合算しました平成20年度城里町予算総額は、163億4,364万2,000円となっております。

執行に当たりましては、役職員一丸となって、町民の福祉増進と活力ある元気なまちづくりのために全力を尽くし、町民の期待と信頼にこたえる決意であります。

議員各位を初め、町民皆様のご理解となお一層のご協力を心からお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

議案第1号 城里町常勤特別職等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） これより、日程第3、議案第1号 城里町常勤特別職等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第1号 城里町常勤特別職等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。厳しい町財政状況にかんがみ、常勤特別職の給料を、町長10%、副町長及び教育長をそれぞれ5%減額して支給するため改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第2号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第4、議案第2号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第2号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。城里町食育推進会議委員の報酬を規定するため改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第3号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第5、議案第3号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第3号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員法第25条の規定により、給与から控除するものを規定するため改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第4号 城里町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第6、議案第4号 城里町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第4号 城里町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国において、学校教育法並びに独立行政法人国際協力開発機構法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、引用している条文の条項番号を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第5号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第7、議案第5号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第5号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。城里町健康増進施設ホロルの湯及び城里町総合野外活動センターうぐいすの里並びに山びこの郷の利用料金及び利用方法等について改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第6号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う城里町条例の改正について

議長（小林 宏君） 次に、日程第8、議案第6号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う城里町条例の改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第6号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う城里町条例の改正についてであります。国において、学校教育法の一部を改正する法律が

施行されたことに伴い、引用している文言及び条項番号を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第7号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第9、議案第7号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第7号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。国において、介護保険法施行令及び政令の一部を改正する法令が施行されたことに伴い、平成20年度においても介護保険料の激変緩和措置が継続されるため改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第8号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第10、議案第8号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第8号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国において、学校教育法の一部を改正する法律及び高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第9号 城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第11、議案第9号 城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第9号 城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。健康増進施設ホールの湯の利用増進を図るため、使用料及び利用条件等を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第10号 城里町営住宅条例の整備に関する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第12、議案第10号 城里町営住宅条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第10号 城里町営住宅条例の整備に関する条例についてであります。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づき、公営住宅における暴力団員排除について規定し、あわせて文言等の整備をするものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第11号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第13、議案第11号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第11号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例についてであります。公共下水道常北処理区の大字上泉の一部の整備が完了し、供用開始になるため改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第12号 城里町消防団統一に伴う城里町条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第14、議案第12号 城里町消防団統一に伴う城里町条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第12号 城里町消防団統一に伴う城里町条例の一部を改正する条例についてであります。合併時に発足した城里町連合消防団を廃し、城里町として一本化した消防団を発足させるため改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第13号 城里町公共施設の暴力排除に関する条例の制定について

議長（小林 宏君） 次に、日程第15、議案第13号 城里町公共施設の暴力排除に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第13号 城里町公共施設の暴力排除に関する条例の制定についてであります。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づき、暴力団等の公共施設の利用を制限するため制定するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第14号 城里町後期高齢者医療に関する条例の制定について

議長（小林 宏君） 次に、日程第16、議案第14号 城里町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第14号 城里町後期高齢者医療に関する条例の制定についてであります。茨城県後期高齢者広域連合の設置に伴い、本町において行う事務について制定するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第15号 城里町食育推進会議設置条例の制定について

議長（小林 宏君） 次に、日程第17、議案第15号 城里町食育推進会議設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第15号 城里町食育推進会議設置条例の制定についてであります。食育基本法第33条の規定に基づき、城里町食育推進会議を設置するため制定するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第16号 町道路線の認定について

議長（小林 宏君） 次に、日程第18、議案第16号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第16号 町道路線の認定についてであります。まず、大字小勝1404番地の4先から同所1424番地の2先を町道197号線に、次に、大字石塚2328番地の2先から同所2255番地の2先を町道1525号線に、次に、大字石塚2261番地の2先から大字那珂西2376番地の2先を町道1526号線に、次に、大字那珂西2365番地の2先から同所4645番地先を町道1527号線に、次に、大字増井1445番地の3先から同所1449番地の2先を町道1528号線に、さらに、大字石塚554番地の13先から同所528番地の3先までを町道2383号線にそれぞれ認定するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第17号 平成19年度城里町一般会計補正予算（第4号）について

議長（小林 宏君） 次に、日程第19、議案第17号 平成19年度城里町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第17号 平成19年度城里町一般会計補正予算（第4号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,763万1,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ89億8,166万9,000円にするものです。

歳入では、分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入及び諸収入を追加し、町税、県支

出金、繰入金及び町債を減額するものです。

歳出では、総務費、民生費及び消防費を追加し、議会費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費及び公債費を減額するものです。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第18号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議長（小林 宏君） 次に、日程第20、議案第18号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第18号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,964万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,968万円とするものです。

歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、共同事業交付金及び財産収入を追加するものです。

歳出では、総務費、保険給付費及び基金積立金を追加し、共同事業拠出金を減額し、老人保健拠出金及び介護納付金について財源内訳を補正するものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,645万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,801万7,000円とするものです。

歳入では、診療収入を追加し、使用料及び手数料、繰入金及び諸収入を減額するものです。

歳出では、総務費及び医業費を減額するものです。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第19号 平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算（第4号）について

議長（小林 宏君） 次に、日程第21、議案第19号 平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第19号 平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算（第4

号) についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,414万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,851万8,000円とするものです。

歳入では、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金及び諸収入を追加するものです。

歳出では、医療諸費を追加するものです。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第20号 平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

議長(小林 宏君) 次に、日程第22、議案第20号 平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算(第3号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長(金長義郎君) 議案第20号 平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算(第3号) についてであります。まず、保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,052万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,443万2,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入、繰入金及び諸収入を追加するものです。

歳出では、保険給付費及び基金積立金を追加し、総務費及び地域支援事業費を減額するものです。

次に、介護サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ154万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ550万1,000円とするものです。

歳入では、サービス収入を追加するものです。

歳出では、諸支出金を追加するものです。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第21号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) について

議長(小林 宏君) 次に、日程第23、議案第21号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第21号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,464万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,140万6,000円とするものです。歳入では、県支出金、繰入金、諸収入及び町債を減額するものです。歳出では、下水道事業費及び公債費を減額するものです。ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第22号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

議長（小林 宏君） 次に、日程第24、議案第22号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第22号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億7,808万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,162万3,000円とするものです。歳入では、国庫支出金、繰入金及び町債を減額するものです。歳出では、農業集落排水事業費及び公債費を減額するものです。ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第23号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議長（小林 宏君） 次に、日程第25、議案第23号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第23号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額には変更はなく、総務費科目内の予算額を変更するものです。ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第24号 平成19年度城里町水道事業会計補正予算(第2号)について

議長(小林 宏君) 次に、日程第26、議案第24号 平成19年度城里町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長(金長義郎君) 議案第24号 平成19年度城里町水道事業会計補正予算(第2号)についてであります。収益的収入では、受託工事収益、その他営業収益を減額し、収入総額を5億5,601万4,000円とするものです。

収益的支出では、受託工事費、総係費を減額し、支出総額を5億5,601万4,000円とするものです。

資本的収入では、企業債、県補助金を追加し、収入総額を6億1,438万9,000円とするものです。

資本的支出では、水道建設事業費、企業債償還金を追加し、支出総額を7億8,720万8,000円とするものです。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小林 宏君) ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時57分休憩

午後 1時01分開議

議長(小林 宏君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第25号 平成20年度城里町一般会計予算について

議長(小林 宏君) 次に、日程第27、議案第25号 平成20年度城里町一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長(金長義郎君) 議案第25号 平成20年度城里町一般会計予算についてですが、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ90億4,000万円で、前年度当初比0.6%の増であります。厳しい財政環境の中での予算編成ではありますが、予算の執行に当たりましては、町民

の福祉の向上と活力あるまちづくりのため全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第26号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第28、議案第26号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第26号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

まず、事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億1,586万7,000円で、前年度当初比1.7%の増であります。

次に、施設勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,117万5,000円で、前年度当初比19.6%の減であります。

予算の執行に当たりましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び保険事業の充実に全力を傾注し、また、町民の公衆衛生の向上及び増進に寄与してまいる決意であります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第27号 平成20年度城里町老人保健特別会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第29、議案第27号 平成20年度城里町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第27号 平成20年度城里町老人保健特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

本年度は、新たに後期高齢者医療制度が施行されたことに伴い、予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億443万円で、前年度当初比89.7%の減であります。

予算の執行に当たりましては、町民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることに全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第28号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第30、議案第28号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第28号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,844万9,000円で、平成20年度から新たに設置した特別会計であります。

予算の執行に当たりましては、茨城県後期高齢者医療広域連合と密に連携を取りながら事業を執行し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第29号 平成20年度城里町介護保険特別会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第31、議案第29号 平成20年度城里町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第29号 平成20年度城里町介護保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、保険事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億2,921万1,000円で、前年度当初比10.3%の増であります。

次に、介護サービス事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ576万1,000円で、前年度当初比45.5%の増であります。

予算の執行に当たりましては、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により

要介護状態になった者を、共同連帯、相互扶助の理念に基づいた介護給付の提供を実施し、また、適切な介護予防給付サービス計画を策定し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第30号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第32、議案第30号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第30号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億5,908万6,000円で、前年度当初比18.9%の増であります。

予算の執行に当たりましては、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第31号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第33、議案第31号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第31号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億3,326万7,000円で、前年度当初比9.6%の増であります。

予算の執行に当たりましては、農業集落における生活環境の整備及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第32号 平成20年度城里町簡易水道事業特別会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第34、議案第32号 平成20年度城里町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第32号 平成20年度城里町簡易水道事業特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,496万6,000円で、前年度当初比1.8%の減であります。

予算の執行に当たりましては、簡易水道施設の維持管理及び公衆衛生の向上と生活環境の改善のため全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第33号 平成20年度城里町水道事業会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第35、議案第33号 平成20年度城里町水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第33号 平成20年度城里町水道事業会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

収益的収入及び支出でそれぞれ6億5,838万円、また、資本的収入で3億3,163万2,000円、資本的支出は5億2,305万円であります。

予算の執行に当たりましては、清浄にして豊富な水の供給を図り、もって、公衆衛生の向上と生活環境の改善のため全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案書差しかえ

議長（小林 宏君）　　ここでお諮りいたします。

ただいま町長より日程第36、議案第34号について議案書を差しかえたいとの申し出がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君）　　ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定しました。

議会事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議案第34号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議長（小林 宏君）　　日程第36、議案第34号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君）　　議案第34号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてであります。平成20年3月25日をもって任期満了になります教育委員の森昌子さんを再任するものであります。

森さんは現在教育委員として、本町の進展にご尽力をいただいております。性格温厚にして人望も厚く、人格、識見ともに最適任者であります。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、適切なるご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

日程変更

議長（小林 宏君）　　お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第34号を先議したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君）　　ご異議なしと認めます。よって、議案第34号を先議することに決定しました。

採 決

議長（小林 宏君） これより議案第34号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

質 疑

議長（小林 宏君） ここで、平成20年度予算については、予算特別委員会を設置し、付託の上、審議したいと存じますので、議案第25号 平成20年度城里町一般会計予算についてないし議案第33号 平成20年度城里町水道事業会計予算についての9会計の質疑総括に入ります。

最初に、議案第25号についての質疑を求めます。

7番玉川台俊君。

7番（玉川台俊君） 一般会計の件であります。予算書で見ますと、60ページであります。

60ページの6目農地費の中に、多目的施設工事にかかわる13節委託料、それから、15節工事請負費の予算が計上されておりますが、聞くところによりますと、多目的施設工事に関しては、この予算の中で1,470万円が予算計上されている。設計委託のほうで270万円、それから、工事請負で1,200万円。1,200万円のうち県からの補助が600万円、町の持ち出しが600万円、それで、町としては設計委託、また、工事請負費用として合計870万円を町債で賄う計画であります。もともとこの土地の利用としては、旧七会村のときに診療所の建設を予定していたということで、国の補助を受けたという経緯があるそうでございます。これが実行されずに未利用地として放置されていたことから、会計検査院の指摘を受けて、苦肉の策として運動公園等をつくるという計画であります。これを仮に計画の変更、本来の診療所建設等にまた変更という場合に、会計検査院の理解が得られるのかどうか、国の許可が得られるのかどうかを聞きたいと思っております。

というのは、七会診療所は医科、歯科ありますが、これが経年劣化しておりまして、将来的には建てかえが必要であると思っております。その場合に、現地で改築となりますと、その用地からして、解体中、そこで診療を続けるということは不可能になるのではないかなと考えられます。そうしますと、長期的な休診が余儀なくされるということも考えられますし、また新たに同時進行、例えば、診療を継続しながら建物を建築ということになりますと、移転ということになると思っております。

そうしますと、新たに土地の取得が必要になってくるでしょうし、そうなりますと、やはりなかなか難しいだろう。それを考えますと、この計画を中止して、本来の診療所建設に回したほうが財政的な負担も少ないのではないかなということではありますが、会計検査院の指摘を受けてこの計画を立てたということでもありますので、会計検査院のほうで、仮に町が方向転換ということになった場合に、理解が得られる内容なのかどうかをお伺いしたいと思います。

議長（小林 宏君） 産業振興課長田口喜一君。

産業振興課長（田口喜一君） 玉川議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思います。

ただいま平成20年度におきまして、多目的広場の予算になっておりますが、診療所にかえてはどうかというご質問だと思いますが、国の許可が得られるのかということですが、関係機関と協議をしてみませんか、ここで即答ということできないと思いますので、ご了解を願いたいと思います。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 玉川台俊君。

7番（玉川台俊君） 仮に、計画はしてあるけれども、執行しないということも考えられるのかなと思います。凍結ですね。その場合、凍結したまま執行しないときに、例えばペナルティ等があるのかどうか。その辺を伺いたい。

議長（小林 宏君） 産業振興課長田口喜一君。

産業振興課長（田口喜一君） 執行できなかった場合の話だと思いますが、その辺も関係機関と協議をしてみませんか、ここで即答はできませんので、ご了解を賜りたいと存じます。

議長（小林 宏君） ほかにございませんか。

12番松崎信一君。

12番（松崎信一君） それでは質疑ですので、一般会計、28ページの総務費の一般管理費の中から報酬の1番嘱託職員というのがございます。879万6,000円を計上しておりますが、1つ、これは何人で計上しているのか。それから、この嘱託職員さんはどのような職が今多いのか。3つ目は、この嘱託職員さんの選考基準と期間をお教えてください。

議長（小林 宏君） 総務課長田上 勤君。

総務課長（田上 勤君） 12番松崎議員さんのご質問で、まず、嘱託職員の数でございますけれども、6名でございます。庁舎の清掃関係、それから広報紙の配達ということで本庁関係で4名、それから支所関係それぞれ1名でございます。

それから、嘱託職員の任期関係でございますけれども、町の嘱託職員雇用等管理規定によりまして、嘱託職員の採用をしているわけでございますけれども、基本的には1年というような考え方で採用をしております。

以上でありますので、よろしく申し上げます。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ほかにございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ないようでございますので、次に進みます。

次に、議案第26号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第25号 平成20年度城里町一般会計予算についてないし議案第33号 平成20年度城里町水道事業会計予算についての9会計の質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置・付託

議長（小林 宏君） 続いて、議案第25号ないし議案第33号の以上9件についてお諮りをいたします。

議案第25号 平成20年度城里町一般会計予算についてないし議案第33号 平成20年度城里町水道事業会計予算については、地方自治法第110条及び城里町議会委員会条例第5条の規定により予算特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号ないし議案第33号については、議案付託表のとおり予算特別委員会に付託し、所管常任委員会ごとに審議することと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中にただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を、議員控室においてお願いいたします。

午後 1時27分休憩

午後 1時44分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会委員の選任

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長において次の諸君をご指名申し上げます。

1番河原井大介議員、2番関 誠一郎議員、3番阿久津則男議員、4番桐原健一議員、5番飯村吉伊議員、6番小林祥宏議員、7番玉川台俊議員、8番南條 治議員、9番杉山清議員、10番寺田和郎議員、11番三村由利子議員、12番松崎信一議員、13番小松崎三夫議員、14番鯉淵秀雄議員、15番根本正典議員、16番阿久津尚一議員、17番小坏 孝議員の以上17名の諸君を予算特別委員会委員にご指名申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、ただいまご指名いたしました17名の諸君を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 1時46分休憩

午後 1時47分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会正副委員長の報告

議長（小林 宏君） 休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告申し上げます。

委員長に13番小松崎三夫君、副委員長に10番寺田和郎君が選任されましたので、ご報告いたします。

請願第1号 霞ヶ浦導水取水口建設の中止を求める請願書

陳情第1号 安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書

陳情第2号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情

要望第1号 議会改革特別委員会の設置に関する要望書

議長（小林 宏君） 次に、日程第37、請願第1号 霞ヶ浦導水取水口建設の中止を求める請願書ないし日程第40、要望第1号 議会改革特別委員会の設置に関する要望書の以上4件の取り扱いについて、議会運営委員長よりご意見を賜りたいと存じます。

14番議会運営委員長鯉淵秀雄君。

〔議会運営委員長鯉淵秀雄君登壇〕

議会運営委員長（鯉淵秀雄君） 議会運営委員会を代表いたしまして、請願第1号ないし要望第1号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

請願1件、陳情2件及び要望1件の取り扱いについては、慎重に審査すべきと考えます。よって、請願第1号 霞ヶ浦導水取水口建設の中止を求める請願書及び陳情第2号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情については産業建設常任委員会へ、陳情第1号 安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書については教育民生常任委員会へ、要望第1号 議会改革特別委員会の設置に関する要望書については議会運営委員会に付託し、会期中の審査をお願いするものであります。議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） ここで、お諮りいたします。

請願1件、陳情2件及び要望1件の付託先については、ただいまの議会運営委員長の発言どおり、請願第1号及び陳情第2号については産業建設常任委員会へ、陳情第1号については教育民生常任委員会へ、要望第1号については議会運営委員会へ付託し、会期中の

審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、請願 1 件、陳情 2 件及び要望 1 件については、所管の常任委員会及び議会運営委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

議長（小林 宏君） 次に、日程第41、常任委員会委員の選任について及び日程第42、議会運営委員会委員の選任については、後刻審議する予定であります。

散会の宣告

議長（小林 宏君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明 5 日から 9 日までの 5 日間は休会ではありますが、5 日から 7 日までの 3 日間は予算審議のため常任委員会を予定しておりますので、議員各位は所管の常任委員会にご出席ください。

次の会議は、第 7 日目の 10 日月曜日、午前 10 時に開会し、通告第 1 号、7 番玉川台俊君の一般質問から入りますので、午前 9 時 50 分までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 1 時 5 1 分散会

平成20年第1回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成20年3月10日 午前10時03分開議

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺田 和郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三村 由利子 君
3番	阿久津 則男 君	12番	松崎 信一 君
4番	桐原 健一 君	13番	小松崎 三夫 君
5番	飯村 吉伊 君	14番	鯉淵 秀雄 君
6番	小林 祥宏 君	15番	根本 正典 君
7番	玉川 台俊 君	16番	阿久津 尚一 君
8番	南條 治 君	17番	小坏 孝 君
9番	杉山 清 君	18番	小林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺田 和郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三村 由利子 君
4番	桐原 健一 君	12番	松崎 信一 君
5番	飯村 吉伊 君	13番	小松崎 三夫 君
6番	小林 祥宏 君	14番	鯉淵 秀雄 君
7番	玉川 台俊 君	15番	根本 正典 君
8番	南條 治 君	17番	小坏 孝 君
9番	杉山 清 君	18番	小林 宏 君

1. 欠席議員

3番	阿久津 則男 君	16番	阿久津 尚一 君
----	----------	-----	----------

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	金 長 義 郎
副	町	長 岩 間 伸 博

教 育 長	三 村 亮 一
代 表 監 査 委 員	一 木 邦 彦
総 務 課 長	田 上 勤
企 画 財 政 課 長	阿久津 保 巳
税 務 課 長	山 口 充 彦
町 民 課 長	横 田 栄 子
保 険 課 長	加倉井 一 史
健 康 福 祉 課 長	松 本 秀 利
産 業 振 興 課 長	田 口 喜 一
都 市 建 設 課 長	小 林 修 一
下 水 道 課 長	高 橋 洋 造
会 計 課 長 (会 計 管 理 者)	川 又 重 光
水 道 課 長	松 崎 榮
農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿久津 道 男
教 育 委 員 会 事 務 局 長	海 野 勝 美

1 . 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	三 村 主
局 長 補 佐	小 林 恵 子
書 記	鯉 淵 和 己

1 . 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成 2 0 年 3 月 1 0 日 (月 曜 日)

午前 1 0 時 0 0 分開議

1 . 付議事件

一般質問

1 . 本日の会議に付した事件

一般質問

午前 1 0 時 0 3 分開議

議員の出欠

議長（小林 宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は16名です。欠席、3番阿久津則男君、16番阿久津尚一君、ほか全員出席であります。

開議の宣告

議長（小林 宏君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人3名を許可いたしました。

一般質問

議長（小林 宏君） 本日は一般質問から入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は、重複質問をしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、7番玉川台俊君の発言を許可いたします。

7番玉川台俊君。

〔7番玉川台俊君登壇〕

7番（玉川台俊君） 平成20年第1回議会定例会に当たり、通告によるところの一般質問を始めます。

初めに、教育行政について伺います。

常北中学校建設について、完成時期の見通しをまず伺います。

新年度予算に基本設計が盛り込まれましたが、平成18年3月議会で、校舎の完成時期の質問に対し、平成22年度完成で取り組むという執行部答弁がありましたが、昨年12月議会では、2010年、11年を目標に建てかえと、完成時期が変化しているようであります。町民には議会だよりで既に平成22年度完成で広報されておりますし、期待の大きい案件であります。2011年は平成23年に当たり、平成22年完成を待つ町民におくれる説明がないまま質問者ごとに答弁が変わっているようでありますので、説明を伺いたいと思いますし、正確な計画を再度お聞きします。

おくれる理由に対しては、町民に対する説明義務があると思います。なぜおくれるのか、説明を伺いたいし、執行部は行き当たりばったりの答弁をするのか、質問者によって差別するのか、あわせて伺いたいと思いますし、2年前と財政的な状況にさほど変化はないが、なぜこのような答弁になっているのか伺いたいと思います。

次に、学校給食について、食の安全、食材の確保、滞納問題、食育の観点から伺います。

中国産冷凍餃子が原因と思われる中毒事件を受け、中国産食材への不安が高まる中、学校給食にも中国産食材が使用されていることから、食材の安全性について質問を予定しておりましたけれども、質問に先立ち、教育委員会が保護者の不安解消のために、食材についての安全に関する分析結果証明書を確認したことを保護者に通知された、迅速な対応をされたという報告を受けましたので、食材の安全性については、質問を省略いたします。

次に、食材の確保について伺います。

餃子問題以降、中国産食材離れが進み、また、中国での検疫強化による輸入のおくれや国産野菜の高騰など、また、原油の高騰による輸送コストや4月から小麦の30%値上げが報道されるなど、食材のみならず、調味料の高騰等々さまざまな要因で食材の高騰が懸念されております。既に値上げされたものも含め、今後の給食に使われる材料の値上げラッシュが確実といわれております。

また、平成20年度給食事業での収入は、過年度滞納額44万円を含んだ1億929万2,000円に対し、賄材料費1億1,716万4,000円でありますから、事業運営費のほかに給食費免除分と思われる787万2,000円を負担している中で、このほかにも光熱費等の増加が予想されます。運営は町で行うことではありますが、賄材料の高騰分はどのように対応するのか、給食費を現状維持できるのか伺いたいと思います。給食費の値上げか、町の負担増で対応するのか伺うものであります。

県内平均の給食費は、中学校4,345円、小学校3,874円、1週間当たり食材費は200円ちょっとであります。城里町においては、中学校が4,500円、小学校が4,000円と聞いております。県平均より高いけれども提供数が多いということで、一概にこの給食費が高いとは言えませんが、物価は上がるが食費は下がる傾向にあり、大変に悩める問題と思います。質の維持を単純に考えれば値上げせざるを得ないが、値上げは給食費の滞納を助長しかねない問題であります。

給食費の滞納問題について、水戸市では給食費の滞納防止策として、滞納した場合は、給食提供を中止しても異議をとらえないとの内容の誓約書を保護者全員から取りつけることを決めたと報道される中、前年度より滞納額が減少してはおりますが、今年度も過年度分として44万円の滞納があるわけでございます。滞納問題を執行部はどのように考えるのか伺います。

最後に、食育の観点から米飯給食について伺います。

4月から小麦が30%値上げとの報道があり、将来的には食料自給率も含め、脱小麦を視野に入れた戦略が必要であるといわれております。

また、給食の主食をすべて御飯にする完全米飯給食が、食育の面から理想的であるとの考えがあります。小麦を粉にしてつくるパンやめんは、食後血糖値が急上昇するためインシュリンが多く分泌され、糖が脂肪に変えられ蓄える中、また短時間で血糖値が下がるために空腹を覚え、食欲が出てしまう。つまりは腹持ちが悪いということで、必要以上に食物の摂取を促すことから肥満になりやすいなど、生活習慣病の一因になっているともいわれております。

さらには、パンに合う副食には、和食と比べ油の使用量が多いとされ、また、パン食には、米飯に比べさまざまな食品添加物が使用されていることなど、危険性への危惧があり、一方、和食には、季節感が感じられる長所などがあります。

当町の1月の給食献立を見ますと、常北給食センター分では17回中9回が米飯で、めんが4回、パンが4回でありました。桂センターではもう少し頻度が高く、17回中11回が米飯で、めんが4回、パンが2回でありました。基本的に週3回が米飯給食とのことでありました。給食だよりを見ますと、地産地消の紹介、地元生産者の紹介などすばらしい取り組みが見られております。

そこで、パン食より理想的といわれる米飯給食をもっとふやすことはできないか、いっそのこと完全米飯にかじを切るべき時期になったとも思えますが、いかがでしょうか。

また、食育、地産地消の観点から、給食だよりに地元農産物の利用が紹介されておりますが、どの程度の割合で地元産の農産物が活用されているのか伺いたいと思います。

次に、学校施設再編についての進捗を伺う予定でありましたが、これは中間報告を受けましたので、省略いたします。

2番目に入札について伺います。

1月執行の入札で、設計コンサルを見ますと、12月議会で質問したことに輪をかけて疑問を感じております。相変わらず地元業者が抜けている点であります。町長の地元優先に異議はなく、商工会からの陳情に議会が採択をしております。

指名入札に最低数は決まりがあるのでしょうけれども、参加業者数の制限はないと思います。参加業者数が多いほど落札価格が下がる可能性があり、コスト削減から言えば多くするのが上策と思います。しかしながら、決められているかのように、地元の同じ業者だけを指名しないのはなぜか。

1月の入札は予定価格228万円でありました。指名されなかった業者は、過去に1,000万円以上の入札にも参加しております。また、町の仕事をたくさん請け負っていて、仕事ができないのかといえば、1件も請け負っていないので、そうでもございません。納税面で滞納があるかといえば、滞納もない。昨年11月には、予定価格100万円で7社指名しておりますが、倍以上の金額で今回は6社でありました。

12月議会で、町民の理解が得られる指名を行っていただきたいと申し上げましたが、今回も全く無視されております。これでは、行政不信に輪をかけるようで、町民が町の主権

者であるという意識が職員にないものなのか、私には幾ら考えても指名しない理由がわかりません。

それでは、指名すると何か問題が発生するのかを考えてみる必要があります。何があるのか、前回、請負業者選定委員会、通称指名委員会の委員長、企画財政課長からの説明で、実質所管課長からの推薦された業者をそのまま指名業者に決定しているとお話を伺いました。

そこで伺いたいのは、担当課である都市建設課では、なぜ地元業者を入れないで6社を指名したのか。その理由をお聞きしたいと思います。また、地元業者を入れて7社にできなかったのか。その理由もお聞きしたいと思います。

起案書を出す場合には、合理的な理由が必ずあると思いますので、また、合理的な理由がなく選定することはないと思いますので、選定した業者名とその業者を選定した理由を伺いたいと思います。

所管の職員がかわると選定基準が変わるのか。とすれば、これでは問題であると思います。理由がはっきりしなければ、選定した職員が指名を受ける権利がある業者に対し、公平性に欠ける選択をしたこととなります。私が思うに、よくよく考えると、地元業者が抜けるときはいつも同じ業者であり、外れる理由が全く考えられないことから、この業者が入札に参加すると、もしかすると、落札業者が決まりづらくなる。ちょっとした混乱が生じるのかなと思います。であれば、指名しない理由が腑に落ちるわけでございます。業者に先立ち、町職員がスムーズな入札を誘導していることになるのかとも考えられます。

仮にこれが事実であるとすれば、俗に言う官製談合ということにもなりかねないと思います。このようなことになっては問題であります。町長は、このことについてどのようにお考えか、また、職員に対しては、議会での指摘に対してどのような指示をしているのか伺いたいと思います。

次に、環境問題について伺います。

地球温暖化防止策、CO₂削減の取り組みについて伺うものであります。

近年、地球温暖化が原因と見られる自然災害が多発しております。また、温暖化による自然環境の変化は、農作物や海産物の産地が浮上する現象としてあらわれており、今やCO₂削減は全世界的な取り組みが求められ、国を初め企業、地方自治体、個人に至るまで省エネが求められているばかりでなく、積極的な取り組みが求められております。

国は、地球温暖化対策推進法の改正案を3月7日に閣議決定し、今国会に法案の提出がされるそうであります。法案には、市町村にCO₂削減を進めるための地域推進計画の策定の義務化を盛り込んでおります。

また、県は、バイオディーゼル燃料の導入マニュアルを作成し、公表するなどの取り組みがあり、県内市町村でも、牛久市がバイオマスタウン構想、土浦市ではバイオ燃料の本格使用の実施などが新聞報道されております。

昨年、視察してまいりました長野県の箕輪町では、委員会報告のとおり、規模がほぼ当町と同じ規模でありながら、廃食用油をバイオディーゼル燃料化したり、さまざまな分野でCO₂削減に取り組んでおります。

当町においてのCO₂削減案はどのようなものかを伺うとともに、今後、県からの削減目標もあろうかと思っておりますので、その取り組みについて伺います。

最後に、住民基本台帳に関して伺います。

カード発行の手数料を地方自治体が無料で発行する場合に、その費用を国が交付金でみるということが報道されておりました。国のもくろみに反して国民の関心が薄いこの制度に対する対策と思われませんが、要するに、500円を負担してカードを持つまでもないことから、苦肉の策でありましようけれども、このことについて当町では、現在、カード発行手数料は500円を徴収しておると思っておりますが、今後、この無料化を進める考えがあるのかどうか。進めるとすれば、いつからか伺いたいと思っておりますし、この交付金については、期限の限定があったようにも記憶しておりますので、どのように対応されるのかを伺いまして、1回目の質問を終了いたします。

議長（小林 宏君） 町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 7番玉川台俊議員さんからの一般質問に対してご答弁を申し上げます。

第1点目の教育行政について、そのうち常北中学校の改築時期についてということであります。

答弁が人によって変わっているのではないかというふうなご質問かなと思っておりますが、平成18年3月の議会におきまして、教育長のほうでは、「平成22年度完成をさせたいということに取り組んでいきたいというふうに思っております」と、そういうふうにご答弁を申し上げておるわけであります。その後、平成18年6月議会におきまして、私のほうから、「手順として、国庫補助、起債、そういう段階的な国・県の協議もあるので、段階を踏んで、平成19年度から事業に着手していきたい」とご答弁を申し上げておるところであります。

平成19年度には耐力度調査を行っております。それらにつきましては、財政的な問題、また、国・県との協議、そういうものを通しまして、平成19年度に耐力度調査、平成20年度に基本計画、設計、そして、平成21年度に実施設計、平成22年度に事業ということで、段階的に考えておるわけでありまして、平成22年度につきましては、単年度では財政的な問題がありまして、完成ができないということでありまして、平成23年度建設工事ということで、平成22、23年度で工事をしていく、そういう考えで進めておるところであります。

次に、学校給食の問題につきましては、教育長のほうからご答弁を申し上げます。

次に、入札についてであります。指名競争入札に付そうとする場合におきまして、

有資格業者を推薦する場合においては、町の建設工事及び委託業務の契約事務に関する規定による指名選定基準により指名推薦の業者の伺い、選考委員会に提出をされて、適正に執行されております。町や担当者が誘導しておると、そういうことは絶対にございませぬ。

細部につきましては、担当課長のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

次に、環境問題についてであります。CO₂の削減の取り組み、これは非常にやはり地球的な規模をもって、今、CO₂の削減に取り組んでおるわけでありまして、やはりそれぞれの国民、それから生活、そういうものが真剣になって考えていかなければならないと、そういうふうな考えておるところであります。やはり地球全体で考えていくということが一番大きな眼目かなと思っております。

地球全体で排出されるCO₂が年間15億トン、そういうふうなことをいわれておりますが、そういう中で、議員ご指摘のようなバイオマスの取り組み、また、バイオ燃料、そういうものの取り組みも具体的にはやっておるわけでありまして、町としまして、試行的に学校給食センターでの使用済み食用油、そういうものを関東バイオエナジー等に委託をしまして、バイオディーゼル燃料として再利用するような回収の委託を始めたところであります。

また、冷暖房等の上限・下限、そういうものも庁内でも取り組んでおります。また、ペットボトルの資源化、ごみの減量化、マイバックの使用の拡大とか、そういうものを取り入れながら、町全体としてもやはりそれぞれの生活の中で、住民がそれぞれ常に意識をしながら取り組んでいかなければならない問題かと思っております。そういうものをなお町全体に広げていく、そういうような仕組みも考えてまいりたいと考えておるところであります。

また、食用トウモロコシとか、そういうものに対して燃料をつくっていくということに対して、私個人としてはいささか疑問を持っているところであります。今、世界全体を見ますと、食料に不足をして餓死をしておるような状態の国もあるわけで、トウモロコシは食べられますが、石油とか、石炭は食べられない、そういうふうな認識も持っておりますので、非常にバイオマスの問題については、食料そのものを燃料にすることに対しては、将来の畜産の経営、食料の問題、そういうことに非常に重大な影響を与えていくのではないかと、そういうふうな感想を持っておるところであります。

いずれにいたしましても、それぞれの住民自体が十分な認識をしながら、日常生活の中でもCO₂の削減、そういうものに取り組んでいく必要は重大であると、そういうふうな認識を持っておるところであります。

次に、住民基本台帳のカードの発行については、担当課長のほうからご答弁を申し上げます。

以上であります。

議長（小林 宏君） 教育長三村亮一君。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 食の安全性ということに関しての玉川議員さんからの質問にお答えしていきたいというふうに思います。

安全性のことについては、結構ですというふうなお話がありましたけれども、今後とも各給食センターと十分連絡を取りながら、給食の安全に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目の食材高騰への対処はどうするんだというお話だったかと思うんですが、大豆や小麦の値上げ、こういうことで、しかも、中国産の食に対する不安が非常に高まってきているという中で、野菜等の値上がりも予想されることが多いわけです。そういうわけで、値上げについては、覚悟しなければならないと思ひますが、現在のところ、具体的にどれくらい上がるんだということについての見通しが把握できない状態でございます。

そういうことですので、当然、現在1食250円というものを一つの予算として給食は配食しているわけですが、今回のいろいろな物の上昇ということについて、献立のやりくりには非常に苦勞するというのが給食センターの実態かと思ひますが、この対応につきましては、当分の間様子を見ながら対応していきたいというふうに思ひますし、その値上がりが多い場合には、補正等の予算もお願ひしなければならないかなというふうに考えているところでございます。

なお、地産地消の割合はというお話でしたけれども、野菜等につきましては、本当にごく一部を除いて地産地消という形がとられております。特殊な野菜等についてのみが県外からというふうな形にもなっているわけですが、大部分は県内産で賄われているというようにご理解いただければというふうに考えております。

それから、完全米食の考え方ですが、現在、学校給食というのは、大体週米飯3回、パン食1回、めん1回というそういうサイクルで実施をしております。栄養士さんのほうとも十分検討してきたんですけれども、米飯給食のメリットというのは何かといえば、議員さんがご指摘になられたように、米飯給食というのは脂肪の摂取が抑えられるというようなこと、あるいはいろいろな食材等、いわゆる旬の物との組み合わせができるというようなことがあります。それに対して、デメリットは何かといえば、一つは、パンやめんに比べて、米飯1食の価格が高くなる、パンと御飯だけ比べても御飯のほうはかなり高くなってしまふと。それにつけ合わせる野菜等もまたふえますので、そういう面でも経費が多くなるということ。それから、給食センターとしても、おかずをたくさんつくらなければならないというようなことがあって、それに対する労力等についても課題が多くなってくるということが言えます。

パンについては塩分もあり、あるいは油分も入っているというようなことで、エネルギーが米飯よりも多いため、シチューやサラダ、そういうものでバランスが取れているわけですが、米飯の場合にはエネルギーが少ないというふうなことで、それに見合う分

の副菜、汁物等を組み合わせなければならないというふうなことで、ちょっと大変な面が出てきているのが現在でございます。

実際に米飯とパン食を比べると、1食当たり小学校の低学年で約18円ぐらい、中学校になると20円、パンとめんでは値段が違ってきているというのが実情でございます。

なお、パンやめんするときというのは、割合に全部子どもたちが食べているというんですが、ところが、御飯になると、特に小学生の場合に、残りが多くなってしまおうというふうな現状で、給食センターでもちょっと悩んでいるところがございます。特に夏になると御飯が残りやすい。どうしてもさらっとしたパンとか、めんとかというふうなことを子供たちが好む傾向があるというようなことでございます。

なお、これにつきましては、平成15年5月30日付の文部科学省通達で、米飯3回、小麦関係のめん、パン、これが2回というようなことを一つの指針として出していて、文科省のほうで示しているところがございます。

それから、給食費の滞納対策の件ですけれども、現在、教育委員会としては、学校給食費の滞納整理要綱に基づいて取り組んでおります。具体的には、今まで、学校長からの請求と言うのか、督促状だけだったんですが、教育長名で督促状を出して納入を促しています。

なお、これについては、分割納付というようなことでも結構ですというふうなことで、積極的に進めているところがございます。しかし、一部に責任感や規範意識の欠如が原因と思われる保護者が見られ、教育委員会の中でも滞納対策を十分これからも考えていかなければならないということで、検討しているところがございます。

特に給食費につきましては、受益者負担という原則もありますので、そういうことについても十分注意を促して、これからも進めていきたいというふうに思います。残念ながら今年度8月現在と1月現在では、若干滞納がふえているのも実情でございます。十分その辺のところを、教育委員会としても積極的にこれから滞納対策に取り組んでいきたいというように考えております。

議長（小林 宏君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

都市建設課長小林修一君。

〔都市建設課長小林修一君登壇〕

都市建設課長（小林修一君） ただいま7番玉川議員さんからのご質問の入札についての中で、ご質問ございましたけれども、担当課よりの業者の選定についてどのようにというふうなことがございますけれども、これにつきましては、非公開となっておりますので、ご遠慮させていただきます。

議長（小林 宏君） 町民課長横田栄子君。

〔町民課長横田栄子君登壇〕

町民課長（横田栄子君） 7番玉川議員さんの住基カードについての質問にお答えいた

します。

現在の住基カードの普及ですけれども、平成15年度に始まりまして、2月現在まででは交付枚数は101枚確保されております。それで、そのときに申請者より500円徴収しております。カードは10年間使用できます。

住基カード作成につきましては、地方自治情報センターに委託し、カードができるまでの期間が10日から2週間かかって、カード代金といたしまして1枚1,060円、それに送料がプラスされまして1,532円ぐらいかかっております。今現在で交付割合といたしましては、0.43%になっている現状でございます。

住基カードの機能といたしましては、転入転出のときに使えるのと、写真つきのものであれば公的な証明書として利用でき、市町村においては本人確認するだけの利用だけでございます。

さっきの無料化にということですが、財政措置では、平成20年から平成22年までの3年間という特別交付税での500円増しということでございます。県内の状況でございますが、牛久市が65歳以上に限り無料ということで、あとはほとんど現在検討中と、検討の結果見送りということに大半がなっております。うちのほうといたしましては、今後、関係課と少し話し合いを進めていきたいと思っております。ご了解のほどお願いいたします。

議長（小林 宏君） 玉川台俊君。

7番（玉川台俊君） それでは、2回目の質問を始めたいと思います。

1番目の中学校改築の件であります。町長の答弁はごもっともなものでありますが、ただ、私が言いたいのは、新聞報道には、平成18年度議会で平成22年完成というこれがあったにもかかわらず、2010年、11年ということで、報道されておりました。そこには、過去に答弁された内容と若干ずれがあることに対する説明がなかったわけです。ですから、町民はそのおくれる過程がわからないということです。

それで、先ほど財政的な事情という話を町長がされましたけれども、2年前と今でもほとんど変わらない状況だろう。ただ、公園墓地に対する借財がその時点で終わるという過程があるかもしれませんけれども、であれば、なぜそのときに平成22年度でという話になったのか。私は平成22年度に対しては、それは工事の開始なのか、完成なのかということで聞いたら、完成だという答弁でありましたから、これはそのときの中学校の生徒たちからも大変関心があって、署名活動まで行われたことであります。そのとき議会だよりの中でも平成22年完成ということで広報しているわけです。そのような経緯を、ただ単に平成22年、23年ということであれば、それはやはり町民としては納得できない。ですから、それに対する説明はきちとすべきではないかと、私はそれを言いたいわけでございます。

できないものはできないが、行き当たりばったりのような気がする。それが残念だということでございます。なので、この件に関しては、何でそういうふうにおくれるのかとい

うことを町民にしっかりと報告をすべきだということを申し上げておきたいと思います。

次に、学校給食の安全、給食費滞納関係でございますが、教育長の答弁に、私ちょっと疑問を感じております。今回、平成20年度には、新しく食育に関する協議会、委員会、ちょっと正式名称を忘れましたが、それが立ち上がるわけでございます。学校給食というものは、食育の冠たるものでありまして、その食育に関する委員会を立ち上げて食育を進めていこうという中で、学校給食が食育のメインであることは間違いない。しかしながら、理想とする完全米飯、完全米飯と言わずとも、文科省の言うところの週3回が目安だということはクリアしているということは私も存じておりますが、これは食材費が少し高くなるという理由とか、センターでおかずをたくさんつくらなくてはならないというそのようなセンターの事情、そういうことでは食育ができるのか。

教育長も米飯のメリット、デメリットを申し上げていただいたわけでありまして、米飯がすぐれているということは承知していると、私は認識しております。そのメニューの中でも、パン食というものは油をたくさん使うということで、これは欧米の中でも、特にアメリカなんかでは、昔肥満が問題になって、いろいろな検討をして分厚い報告書が出された議会の報告の中で、一番すぐれているものは何かということで検討された経緯があって、その中でベストが何かというと和食でありました。そういうことを欧米のアメリカは認識しているわけで、ただ、今までパン食が主体になっていたのは戦後の給食事業の流れということがあります。

ですから、私はちょっと費用がかかっても、こういうものは町が負担してでもやるべきではないかなと思いますし、例えば、今までの学校給食に使われていたアイガモ米、やまびこ米等は今後はそれを地元産で使っていくことによって、コストのダウンも図られるということをお聞きしておりますし、食育ということを考えれば、少し行政が負担をして、こういうこともあるのではないかなと。

ですから、給食センターがいろいろ大変だという理由で米飯をふやすことが難しいというのは、ちょっとおかしいのかなと、そう思いますので、全部が全部とは言いませんが、今よりも1食でもふやしていく傾向が私は望ましいと思いますので、再度検討をしていただきたい、そのように思います。

それから、滞納がふえているということでございますが、教育委員会では、分割でも結構ですよというときには誓約書を取ることにしていると、私は認識しておりますが、どのぐらいの数の誓約書をいただいているのか。その辺はどうなっているのか。賄料というのは保護者が負担というのが原則で、運営費は町が負担、これは教育長がおっしゃるとおり、原則であります。しかし、先ほど食材の高騰に対しては補正を組むということで、もしの場合は補正を組むということは、町が負担をして、これはいいことだと私は思います。なぜならば、当町には競輪事業からの交付金がありまして、それも活用できるのではないかな、教育面で活用することには何ら問題がないわけでありまして、教育という面で、

食育の教育という面でも、この事態では、町が当面高騰に対しては一時的にも負担するのは当たり前ではないかなと思います。そういうことも考えまして、行っていただきたいなと思います。

それから、入札の件でございますが、町長は職員が別に誘導しているようなことはないという話をされました。普通はそうだと私は思いますが、ただ、私はちょっと気になることがあります。それはなぜかといいますと、私が町のほうへ電話をかけたときに、職員の方に、この問題に対してまた質問をするのかというような話をされました。そのときに、私が懸念しているような内容を、その職員がちょっとお話をされたということを私は記憶しておりますので、町長の思っていることと実際はどうなのかなというところに、私はちょっと疑問がありますので、本当に業者の選定に対して、職員の思惑があるものなのかないものなのか、もう一度再点検を町長に行っていただきたいなと、そのように思いますので、ぜひそういうことを再点検してみるというような答弁をいただければありがたいと思います。

次に、環境問題であります。県からの削減目標とか、実際的な削減案というのは指示があるのか、またないのか。そういうことが要求されてくると思うんですけども、現時点ではまだその削減量に対する具体的な目標値は要求はされていないのか。もしされていれば、どのぐらいのものなのかなということをお聞きしたいと思います。

それと、町長の答弁の中でバイオスタウン、これには疑問があるというお話がありましたけれども、ちょっと町長、誤解があるのではないかな。バイオスタウンというのは私が新聞で見ますと、牛久市の場合、あいている農地に菜種をまいて、その菜種油を絞って、学校給食でそれを活用して、活用した後にバイオディーゼル化するというのがバイオスタウンということですので、ちょっとトウモロコシでエタノールをつくるという話とは別問題でありますので、そここの誤解があるようなので、再度お話を聞きたいと思います。

それから、廃食用油の活用であります。学校給食センターの分を活用するようになったという話がありましたが、私がお聞きしたいのは、一般町民が天ぷらなどを揚げて使った後の食用油、これの回収は考えていないのか。それをどのように活用するのかをお聞きしたい。もし考えがあれば、一般町民から出る廃食油、これを回収して、バイオディーゼル燃料化にするということは、私は大切ではないかなと思いますし、そこから得られた燃料を町内のバスとか、トラックとか、それで活用するという、町民の目でわかるような活用方法をすることによって、一般町民のCO₂削減に対する関心が深まるのではないかなと思います。

ですから、こういう事業はやるべきではないかなと思いますし、その回収は視察してきた箕輪町を見ますと、全然難しいことはないということでもあります。ですから、そういうふうに給食センターだけではなくて、一般住民から出るものを回収して、実際こういうふ

うに使うんだということを見せるのが、私はCO₂削減の啓蒙活動には有効な手段ではないかなと思いますので、その取り組みについての可能性をお聞きしたいと思いますし、そのバイオスタウン、町内でも休耕地はたくさんあります。そういうところで、例えば牛久市のように菜種をまいてそこから油を絞ってということは可能であるのかどうか。その辺も可能性について伺いたいと思います。

それから、住民基本台帳カードでございますが、大変発行枚数が少ないというのは私も聞いております。先ほどの答弁の中では、今年度から3年間、地方交付税で面倒を見ていただけということなので、これを機に、無料で今度発行ができますよということをお知らせすれば、つくってみたいという方がふえるのではないかなと思いますし、せっきくの交付金がいただけるという事業なので、前向きにこれをアピールとしてつくるということも必要ではないかな。

今年度からいろいろな証明書の発行づくりには本人確認をするということが言われておりますし、免許証がない方もいらっしゃいます。ご高齢で免許証を返納してしまった方もいらっしゃるでしょうし、そういう方は、こういう住基ネットのカードを持っていれば本人確認ができるということもあります。そういうことを考えまして、ぜひ無料化でつくっていただけるように方向性を考えていただければありがたいと思いますので、2回目の質問とします。

議長（小林 宏君） 町長金長義郎君。

町長（金長義郎君） 玉川議員からの第2回目のご質問でございます。

第1点目の中学校の改築時期の件でありましたが、過去の経過等の説明があればということではありますが、先ほど申し上げましたように、段階的な計画といえますか、そういうことで完成をさせていくためには、やはり平成21年度に事業に入らなければならないと、そういうこともありますし、平成22年度に単年度でやるということは非常に難しいということではありますが、その過去の経過の説明について不足をしていたということであれば、まことに私のほうでも遺憾でありますし、何らかの機会をとらえて、町民のほうにも説明ができるように広報をしまいたいと、そういうふうを考えておるところであります。

対外的な問題につきましては、議員もご指摘のとおり、平成21年度に公園墓地の借金の2億円が終わるわけであります。そういう中で、財政的な問題とも絡めながら町としても計画を進めておるわけであります。どうかご理解を賜りたいと存じます。

次に、入札についての問題であります。先般申し上げましたように、そのような誘導とか、そういうことは私はないと信じておりますが、内部で再度再点検といえますか、そういうものをしながら、透明性のある行政を進めてまいりたいと、そういうふう考えております。

また、環境問題につきましては、大変失礼をいたしました。バイオスタウンの問題につきましては、そのような総体的な中でエコシティといえますか、そういう地域をつくって

いくというような考え、一つの考えであると思いますので、どの辺からまずは取りかかっていけるのか、そういうことも十分検討しながら進めていけるものは進めてまいりたいと、そういうふうに考えておるところであります。

また、CO₂の削減の問題であります。都道府県及び市町村に対しましては、京都議定書の目標達成計画を勘案して、その区域の自然的、社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等のため、早期にかつ計画的な施策を策定し実施するよう努めるものというふうなことが出ておりますが、県からの各自治体に対する削減の目標数値等については指示されておられません。

また、町の今後の取り組みということですが、具体的には目に見えるような施策をとということですが、先ほど申し上げましたように、町としましては、今後の取り組みとしまして、廃棄物のリサイクル、再資源化、また、庁内での各課の連携によって温暖化防止の推進体制を徹底してまいりたい、そういうふうに考えております。

それと、試行しております食用廃油の回収等をして、バイオディーゼル燃料として収集を拡大していくということに対しましては、当面給食センターでやっておるわけですが、そのほかにもいろいろな家庭の廃油、そういうものへ問題を住民とともにどう推進していくか、そういう中でできるものについては、具体的な取り組みができるような検討を進めてまいりたいと考えておるところです。

また、具体的には、町の公用車の問題ですが、現在、町では92台を持っております。それを来年度以降11台を減らして、総排気量で削減をしていくというような考えであります。現在、18万2,000ccの車を持っておるわけですが、それを16万cc、約12%排気量を減にする。そういうふうな数値目標を掲げながら低燃費へ切りかえたり、可能な限り環境負荷の少ない車を選択をしていって、二酸化炭素の排出量の削減を図ってまいりたい、そういうふうに考えておるところであります。

この件につきましては、各担当課長のほうからご答弁を申し上げます。

議長（小林 宏君） 教育長。

教育長（三村亮一君） まず、食材の高騰のことについてご理解いただけたのはうれしい、大変ありがとうございます。

なお、平成20年度から以降の給食費の件については、水戸事務所管内でこんな報告が出ております。現在、値上げをするかどうか検討しているというのが1つの市、それから、平成20年度に検討して平成21年度から値上げという方向が2市2町、平成21年度に検討するというのが2市、できるだけ食材やデザート類で調整を検討するという方向を出しているのが1市、大子町については、1,500万円の子育て支援を補助しているし、そういう中で、食材等の値上げはしないという方向で打ち出しているようでございます。

それから、完全米飯給食という話が出てきましたので、私も、米飯のよさというのはしみじみ感じるものがございます。

ここにこんな文書があるのでちょっとご紹介したいと思うんですが、海外に留学する人も多いが、話を聞くと、オーストラリアに3カ月で7キロ、カナダに1年で13キロ、ニューヨークに1年で11キロなど、皆ことごとく太って帰ってくる。私も海外派遣で出かけたときに、3日目からベルトがきつくなつたのを覚えています。そのために、昼食は野菜だけとって生活をしてきたという経験がございますので、とにかくパン食等は、非常にエネルギーも高いというふうなことで、それから比べたらヘルシーな米飯がよいということは十分理解できるだろうと思うんです。

ただ、米飯の配送センターというのか、炊飯をお願いしているところにこの旨も話をしてみたら、配食が現在の体制で無理なんですという答えをいただいているんです。そういうところで、これから、米飯については、検討する課題だと思しますので、検討はしてまいります、すぐというわけにはいかないのが現状でございます。

それから、給食費の滞納の件ですが、確約書がどれくらい出ているんだということですが、これについては、現在のところまだ報告が上がってきておりませんので、それについてはちょっと控えさせていただきたいというふうに思います。

ただ、あくまでも給食を食べさせるかどうかについては、給食の滞納については親の責任であって子どもの責任ではないと。したがって、学校現場で納めていないから食べさせないというわけにはいかないということが原則だろうというふうに思うんです。そういう中で、先日、水戸市内での先生の発言が新聞に載りました。しかし、先生の発言を擁護する意見のほうが多かったということもあるんですね。滞納している親に対して、そこまで気を使うのかなというような一般の人の考え方かなというふうに私は思いながら、その新聞を読ませていただきました。

ただ、いずれにしても、親の責任ということをはっきりした上で、学校としては対処しなければならないところに非常に苦しむものがございます。それが一律納めていないから食べさせないということのできるんだとしたら、これほど楽なこともないと思うし、水戸市のほうで出した誓約書という形も、なかなか難しいのではないかなということを感じているのが現状でございます。

議長（小林 宏君） 町民課長。

町民課長（横田栄子君） 玉川議員さんの2回目の質問にお答えいたします。

無料化についてでございますが、免許証などを持たないお年寄りの方に、本人確認に利用できますので、前向きに関係者と話し合い等をして決めていきたいと思いますし、広報紙等でPRもしていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

議長（小林 宏君） 7番玉川台俊君。

7番（玉川台俊君） 1番目の中学校建設については、機会を追って広報されるということで了承しましたので、よろしく願いしたいと思います。

学校給食の件であります、ちょっとまだ疑問が残っておりますので、伺いたいと思

ます。

まず、食材に関して、地産地消という紹介の中で、地元の農家の方が紹介されている。これが本当の地産地消の考え方ではないかなと思います。先ほど食材に関して、地元産、地産地消の県内という説明がありましたけれども、私が望むのは、できれば町内という考え方でできないものなのかなと。そういうふうに地産地消という場合には、私は狭い意味で町内ということイメージしておりますので、できれば町内の農家の方と契約をするなり、そういう方向がとれないのかなと。給食だよりは、地元の方が紹介されて、その食材をいついつ使いましたと。これはまことにほほえましい事業であると私は認識しております。

それから、今度お米の問題であります、アイガモ米、やまびこ米をやめて、地元産コシヒカリを使うと。この地元産というのは県内なのか、やはり地元の町内なのか、それもまた伺いたいなと。できれば町内ということやっていただければいいなと思いますので、できれば地産地消という考えは、県内ではなくて町内の方向でご苦労していただければありがたいと思いますので、この辺を再度伺っていきますし、方向性をそのようにしていただければと思います。

それから、米飯給食のときはいろいろと残ってしまう。食べ残しが多いという話がありましたけれども、先ほどの食育の観点からすると、残る残らないは私は別問題だと思います。ただ、もったいないということはありませんけれども、残ったものは残ったもので、本来はCO₂の削減とか、バイオスタウンから言えば、地元の養豚業者とか、もしそういうところで活用していただく道があれば、それはそれでいいのかなと思います。

それから、教育長がおっしゃられたとおり、パンとかめん、この給食を食べると太ってしまう、油が多いという経験談もいただきましたけれども、今年度からメタボリックシンドロームの対策を進めるわけですね。そういう事業も始まっている。肥満に対する取り組みがこれはもう特定健診という形で進めていくわけでございます。それを考えますと、子どもたちの好き嫌いもあります、学校給食というのは食育ということもありますし、そういう観点からすると、子どもの好き嫌いを聞いての話ではなくて、提供する側が目的意識を持って提供する。例えば味覚の問題でも、味覚というものはこの小学校の時期に形成されるということがあります。季節のものを季節としてちゃんと味覚をつくっていくということも必要であると思いますし、そのパン食に対する欠点がわかっているということであれば、子どもたちもパンが食べたい、めんが食べたいという要望があるのはわかっています。それは、家庭でお母さんにつくってもらえればいいことであります。そのように私は思います。

学校で食べる給食というのは、年間の割合からいうとそんなには多くない。しかし、貴重な食育、また、将来性の体質の問題、そういうことを考えますと、米飯を完全に進めていくということの問題点はいろいろありますが、一つ一つクリアをしていって、そういう

方向に持っていくという努力をする姿勢がなければ、私はいけないのではないかなと思います。ですから、食育、また、肥満対策、これがばらばらであってはいけないと私は思うので、今年度から特定健診が始まるということもありますし、予備軍をつくってはいけないということで思えば、少しコストがかかっても、米飯に切りかえていったほうが私はいけないのではないかなと、そのように思いますので、提供する側の問題ではなくて、提供される子どもたちのことを考えて、問題の解決に当たっていただければ、将来、肥満の問題も予防という形で解消されるのではないかなと思いますので、そういう立場に立って考えていただきたいと思います。

それから、滞納の問題は、これはもう既に教育長おっしゃるとおりでありまして、親が悪い。これは一目瞭然であります。ただ、水戸市がそういう誓約書をとるとするのは、効果というよりも、私にとって、教育長言うとおりに子どもに給食を提供しないというわけにはいかない。これは当たり前です。ただ、これは私は父兄に対する抑止策として水戸市が行ったんだろうと思います。そうすることによって、滞納が減るんだろうというもくろみだと思います。ここまでしなくてはいけないのが現状であります。

私、先ほど言いましたとおり、物価は上がるんでありますが、一般庶民の所得というのは下がっている。この辺にいろいろな問題があって、さまざまな税や利用料、使用料が滞納されている方向があるというその中の一つの科目かなと思いますけれども、いつも滞納に関してはなぜタイヤロックをしないのか、そういう導入をしますとか、そういう話を広報しないのかなと私は思いますが、実際、するしないではなくて、タイヤロックを実施していくという方向性を広報することによって、滞納が減るとするのは実証されているわけですので、そういう観点から、ある程度はそういうことも必要なんだろうと。

ですから、誓約書をもろうというよりも、滞納があれば、特に悪質なケースというのは払える方が払っていないということです。払えない方というのは準要保護とか、保護ということで教育委員会が負担しているというケースでありますから、実際に本当に苦しい方はそういう形では免除されているわけです。ただ、車を乗り回して払わない、そういうことがありますので、タイヤロックをかけていくというような広報をすることによって、さまざまな税の滞納が少なくなるのではないかなと、毎回申し上げておりますので、その点を含めて検討をしていただきたいと思います。

環境問題についてでございますが、町長に一つ伺いたいのは、県のバイオディーゼル燃料導入マニュアルというのがホームページを見ますと、しっかりとできております。そこで私も読みました。そこで問題というのは、例えば、家庭から出る廃食油を町内でごみ収集のような形で集めるのはできて、町内で処分するのは可能だ。ところが、例えば、バイオディーゼル燃料化にするのに町単独でやるのには問題だ、広域でやればコストダウンにつながるんであるけれども、町外に運ぶとなると、産廃という形になってくるとか、その許可の問題が出る。業者から出るのは産廃に当たって一般のごみとは違う。さまざまな

制約がかかってくるということがあります。

こういうことがマニュアルには書いてあるんでありますが、このマニュアルを読めば、町長読んだかどうか、もし読んでなければ読んでいただいて参考にさせていただければと思いますが、例えば、家庭から出る廃食油、これを家庭ではペットボトルに集めておいて、収集をするときには、例えば、月に1回瓶とか、缶とかそういう資源ごみで集めるときに石油なんかを入れるポリタンクを置いておいて、そこに入れてもらう。それをトラックに積んで1カ所に収集するという形がとられておりました。大して難しいことではないということでもありますから、積極的にそういうことをぜひ考えていただきたいし、私どもの視察してきた箕輪町の視察報告書をもう一度読んでいただいて、前向きに考えていただければと思います。

それから、先ほどの町内の休耕地を利用した菜種の栽培とか、その辺の可能性についてはどうなのか、もうちょっと可能性についての方向性を伺えればと思います。それを伺いまして、質問を終了いたします。

議長（小林 宏君） 教育長。

教育長（三村亮一君） 食材の地産地消という点でございますけれども、町内から食材が調達できないのかというお話だったかと思うんですが、これについては、極力その方向で努めているところでございます。JA分としておさめていただくというような形で、野菜等を積極的にお願いしているところでございます。

なお、米につきましても、地元でということの話、地産地消という観点から、町内でのコシヒカリを利用するという方向で進めていく予定であります。

ただ、特に野菜については量の確保ということで、若干難しいところもあって、それについては県内、あるいは国内ということになってくるのが十分考えられますので、その点はご了解いただきたいというふうに思います。

それから、米飯の残りを養豚農家にというような話がございましたけれども、一時給食ではこういう方向でやっていたけれども、現在、結局受け手がないというのか、そういうことで、残念ながら、本当に焼却場へ行くというような形で進められてしまっているところです。

なお、好き嫌いではなくて、給食は食育という観点から目的意識を持ってやってほしいんだというご意見だったと思うんですが、これについては、十分これから検討していかなければならない課題であると思いますけれども、ただ、先ほども申し上げましたように、配食の関係もあって、すぐにということにはいかないのが実情であることをご理解いただきたいと思うわけです。

それから、給食費の滞納処理の問題ですけれども、いずれ納めなくなつて済んでしまうんだというような風潮が若干ふえている傾向があることは事実かと思うんです。これは特に私、痛感するのは、1年ぐらい前でしたか、大々的にこの給食費の未納の問題が新聞報

道されました。それまでは遠慮がちだった家庭まで、ああそんなにいるのかということで、そういう逆効果を生んでしまったということもあるのかなという感じがして、非常に残念でございます。極力納めてもらうような方向で、今後も努力していきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（小林 宏君） 町民課長。

町民課長（横田栄子君） 玉川さんの3回目の廃油の件なんですけれども、瓶と缶の集める場所は野積みというか、何も囲いが無いところに置いてありますので、油はちょっと危険性が高いと思いますので、今後、そういう回収をするのにも、集める場所のところを検討しなくてはならないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（小林 宏君） 町長。

町長（金長義郎君） 玉川議員の3回目の質問であります。県のホームページのマニュアルの問題ですが、私は読んでおりません。今後読みたいと思っております。ご質問の中では、環境問題についてということでありましたので、京都議定書のところは読んだんですが、読んでおりません。後ほど勉強させていただきたいと思っております。

それと、環境問題の有機農業と菜種の問題ですが、町内の遊休地、そういうものに普及してはどうかということだと思います。これにつきましては、農業者自体が環境面だけでとらえていくのか、それから、農業経営としてどうそれを毎年収穫してペイするのかと、そういういろいろな問題が付随してくると思いますが、いずれにしましても、そういう問題につきましては、農業問題として検討させていただきたいと思っています。

議長（小林 宏君） 以上で、7番玉川台俊君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、1番河原井大介君の発言を許可いたします。

1番河原井大介君。

〔1番河原井大介君登壇〕

1番（河原井大介君） 議席番号1番河原井大介でございます。執行部の積極的かつ具体的なご答弁をよろしく願いいたします。

それでは、地域活性化の対策についてお尋ねいたします。

まず、農業と観光の連携についてですが、前回も言及をさせていただきました。地域の文化、伝統を守っていくためには、城里町の基幹産業である農業の底上げが不可欠であると私は常々強く感じております。したがって、まちおこしの観点から地域の主体性、独自性を発揮するためには、基盤である農村地域に受け皿がどうしても必要ではないか。つまり農業を生産現場で伝える担い手、特に新規就労者の確保、また、育成が急務であるように思います。

そこで、農家の担い手の確保、育成の対策についてお聞きしたいと思います。さらには、地域資源、特産物の発掘、育成、そしてまた新たな創出への対策についてもお聞きしたい。

町長は、本議会の施政方針演説の中で、本町の豊かな自然を生かしたふれあいの里、う

ぐいすの里、山びこの郷は観光の核として重要な位置づけとなっている。また、その利用者が年々減少傾向にあるとおっしゃっています。それと、町長はまた、地域資源を生かした都市との滞在型交流を目指す取り組みとしてもグリーンツーリズムを推進するとありましたが、具体的な観光PR対策、その一つとして考えられるフィルムコミッションへの取り組みについて伺います。

また、ふれあいの里を初めとする3施設の利用者減少の理由、そして、運営の支援策をお尋ねしたいと思います。

それから、2番目にあります公共施設の活用の中で、2点だけ関連としてお尋ねしたいんですけれども、図書館、郷土史料館の各種イベント状況と利用状況についてお聞かせください。また、地域の文化交流拠点としてのコミュニティセンター利用状況と今後の事業メニューの計画について教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 1番河原井大介議員からのご質問にご答弁を申し上げます。

地域活性化対策についてということで、第1番目は、農業と観光の連携についてということであります。

議員ご指摘のとおり、本町の基幹産業といえば、やはり全般的に見まして、農業であるというふうなことで、それが重要な地位を占めております。近年、都市化が進んでおりますが、農産物の価格の低迷や農業従事者の減少、高齢化が進んで、耕作放棄地、そういうものがふえておるような状況になっておるわけでありまして。特に担い手対策としましては、本年度、新たに本町において農業に取り組もうとしておる18歳から45歳ぐらいまでの新規就農者を対象として、研修費の助成、また、町内の受け入れ農家に対しての助成をしてみたいという考えで、今回の予算に計上してご審議をいただいております。

こういう中で、町が持っている資源、農業、また、観光と言いましても、これが観光だというふうな特別な観光地ではございません。そういう中で、やはりよそのあるものを持ってくると、そういう意味ではなくて、やはり町の中にあるいろいろな資源を掘り起こしていくと、そういうことが私は大事ではないかと思っております。ないものねだりではなくて、やはり地域の中にある山や川、農業、自然、そういうものを生かしていく。そういうことが一番大事ではないかと考えておるわけでありまして。

そういう中で、グリーンツーリズムもやはり一つのそれらの手段であると思っております。これがすべてではありません。やはり地域活性化のための一つ的手段と、そういうふうにとらえながら、グリーンツーリズムの精神、そういうものを図ってみたいと、そういうふうにご考えておるところであります。

また、フィルムコミッションへの取り組みということですが、町がロケ地となる

ということだと思いますが、茨城県内かなりの市町村でいろいろな映画、そういうものが行われております。城里町としまして、「ねばる女」の舞台にもなったと、そういうこともあります。これはやはり地域のイメージアップ、好感度、そういうものが非常に大事かなと思っておりますので、やはり地域の中で積極的に知名度のアップ、そういうものを進めてまいると、そういうことにあるのではないかと考えておるところであります。

次の公共施設等の活用については、担当課のほうからご答弁を申し上げたいと思います。
議長（小林 宏君） 産業振興課長田口喜一君。

〔産業振興課長田口喜一君登壇〕

産業振興課長（田口喜一君） それでは、1番河原井大介議員の質問にお答えをいたします。

公共施設の活用について、ふれあいの里、うぐいすの里、山びこの郷の利用者減少の理由、運営の支援策と図書館、郷土資料館の各種イベント状況及び利用状況、コミュニティセンターの利用状況と今後のメニューにつきましては、関連でございますので、私のほうで説明したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、利用者減少の理由につきましては、全国的に余暇活動、余暇需要が変化してきており、バブル崩壊後、余暇時間、余暇支出等も減少傾向が続いております。また、余暇活動も多種多様化し、キャンプの需要も減ってきている状況にあります。さらに、家族の利用が最も多いキャンプ場にとっては、年少人口の減少も利用者減少の理由の一つと考えられます。

今後の運営の支援策につきましては、平成19年度地域づくり派遣隊事業により、大学教授をアドバイザーに、総合野外活動施設活性化方策検討委員会を設置し、振興方策、活性化方策について検討を重ねてまいりました。今後は、検討委員会の結果を参考にしながら、3施設の特徴を生かせるよう、指定管理者等と今後の方向性について考えてまいります。

図書館、郷土資料館の各種イベントの利用状況につきましては、図書館のイベント利用状況は8万2,530人、郷土資料館イベント入館者につきましては6,549人、コミュニティセンターの利用状況につきましては3万6,282人（図書館を除く）であります。今後の事業としましては、芸術、文化方面による自主事業を計画しております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 河原井大介君。

1番（河原井大介君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

地域活性化ということについていろいろ考えさせていただくような機会、そういったものがあつたら、ここまでいろいろ新聞なり、また講演会活動、町村議会の中でもこの間研修を受けたように、いろいろと地域活性化、つまり地域に魅力がない限り、人口の定住、またそこに集まる人たちの活性化というものをこれからどう考えるんだというのは大切だ。私はこの議会議員になりまして2年なんですけれども、そういうことを2年間の間しみ

じみ考えさせられるような機会が多々ございました。そして、地域の住民の方からも、ちょっと町が寂しくなっている、合併したけれども、ちょっと元気がないのではないのかな、そういうのをもう少し町としても考えてほしい、そういう声もいただいております。

施政方針演説の中にも、サブプライムローンの話とか、そういう話が出ていますけれども、今、ある専門家、経済アナリストなんかがおっしゃいますには、世界恐慌のど真ん中に我々は生活しているんだと、そういうような見方をする専門家もいらっしゃる。デフレ経済からの脱却、その中でインフレ経済に入っていきそういうようなきつい時代、そして、国も借金を抱え、地方に三位一体の改革という名のもとに、今、本当にマスコミ等でさまざまに騒がれていますように、その格差というものが生まれているといわれております。

その中で、これはずっとさまざまな話の中で考えてみると、僕自身は、この21世紀、地方の時代といわれておりますけれども、その中で3つのキーワードがあると思っております。3つのキーワードといいますのは、農業、観光、教育、この3つがこれからの地域発展のためのキーワードではないのかな。

実は、きょうは新聞を持ってきました。これはいつの新聞というわけではないんですが、基本的にこの1面が語る内容というのが、例えば、この新聞によりますと、児童虐待だとか、社会全体が愛情不足である。また、株価が暴落をするよ。また、国保の料金が払えない人がいる。そして、さまざまなサブプライムローンの問題であったり、食品の安心が壊れていくような話であったり、また、政治の問題、国会で言えばなかなか議論をするねじれ国会だとか、さまざま書かれているわけです。

そう見たときに、表から新聞を見ると、何か暗いな、時代がどうも明るくないんじゃないか、何か元気がないな。でも、実は、この内側にあります地方欄から目を通していただくと、面白いことがわかるのではないかな。つまり、地方欄から目を通すことによって、幾つか線を引きたいんですが、結城市をPR、結城紬をPRしている。また、水戸芸術館においては名作を舞台化するために努力をされたり、あとは県野菜でイタリアーノ、県の農産物でイタリアンの講習を茨城東高校でやっているとか、また、後でも話しますけれども、大子町の無償農園付きの住宅を20年無償で貸すとか、さまざまな地域の元気というのが、実は地方欄にたくさんあるんです。

そういったところを見まして、私、さまざまな資料があるんですけども、実は、大子町とか、あとは福島県鮫川村とか、あとは矢祭町ですね。合併しない宣言で有名になった町ですけども、やはりお邪魔させていただきまして、いろいろと前矢祭町長を初め執行部の方とお話をさせていただいたんですけども、皆さんご存じだとは思っておりますけれども、その中をさわりで議会でお話しさせていただきたいなと思っております。

矢祭町、合併しない宣言というもので、では独自で何かをやっていこうということで、一つ目玉となる場合がございます、これがもったいない図書館という図書館でございます。これは柔剣道場を改修をして、なかなか本を買う予算がないので、インターネットと

かそういうところで、本をどうしよう、本をいただけないかということをしてしましたら、いきなり20万冊ぐらい集まってしまう、これは写真なんかがあるんですけども。結局、僕が行ったときには40万冊ぐらい集まっているという話でした。その根本前町長のお話によれば、結局お金がないんだけど、前回僕も言いましたけれども、お金がないのであればお金がないよというので、アイデアを出し合って、まちづくりを何とかできないかというそういう部分も実はしっかり考えていると。そういうことを考えなければ、地方だってちゃんとした活動ができないから、どんどん人が流出していく。そういう元気のない町になってしまうよと、そういうことをおっしゃっていたと記憶しております。

それで、矢祭町はそのもったいない図書館、もう有名でございますので、これぐらいにしますけれども、先々月、先ほど新聞等でもちょっと言いました大子町の山田ふるさと農園、こういう300坪を無料でお貸ししますと、こういうパンフレットを配って、今新聞ににぎわっております。その大子町で半年間ほど新聞記事を集めたものがここにあります。結構集まっている、そして、すごい回数なんです、新聞に出ているのが。その中で企業誘致に関する記事だとか、当然山田農園ですね。活気づくりのきっかけにしたいその大子町の農園、さらに、これだけではなかったんです。

幾つかご紹介しますが、けれども、「家読」という教育関係のこともされていらっしゃる。小学生たち、中学生も入るんですけども、なかなか本を読む機会がない。それを町全体でバックアップしていこうよということで、頑張れみたいなね。そうしましたら、文字活字文化推進大賞というそういう大賞をいただいたというふうに新聞記事にも書いてあるんですけども、この家読の運動、徐々に浸透していきまして、本を読むというきっかけ、そこから勉強をしていくチャンス、きっかけ、そういうものを発見していきたい。そういうのも、実はこれは、町を挙げ、読書活動をしていることを台湾のテレビ局も取材に来ているということなんです。

さらに、またもう少しお話ししますが、さまざまありますけれども、過疎に危機感を持つと。町の中では職員を採用試験するとき、条件は既婚者であればいいと。既婚者が条件だということで、そういうように家族も一緒に住んでもらおうと。あとは給食費補助とか。2人目からは半額、3人目は給食費を無料にするとかありまして、また、文化ホールとか、観光道、橋。

先ほどのコミセンの話をちょっとさせていただきますと、コミュニティセンターにおいても、もう少し観光とかそういったものにリンクできないのかなと思っております。つまり文化ということを発信する基地であることには変わりはないんですけども、もう少し大きな意味合いで芸術文化活動をする。本年度の予算の中にもありましたけれども、芸術・文化、そういったものにうまくリンクできる、子どもたちを集められるそういう魅力あるものというのをさまざまな形で探していくことができるのかな。もう少しレベルアップというか、もう少し事業自体を考えることもできるのかなと思っております。

今回、鮫川村の話もついでにしますけれども、福島県の鮫川村では、「豆で達者な村づくり」ということもしているらしいんです。結構全国各地から視察を受けていらっしゃるということで、事細かな資料もいただいております。鮫川村というのは昭和30年は8,000人ぐらいいたんですけれども、今4,400人、約46%ぐらい人口が減ってしまった。高齢化率も29.3%、そういうところで財政の困難だとか、老人医療費の問題だとか、さまざまな問題の中で、ここも合併しないという形になったんですけれども、何とかして自立の道をつくりたい。何とかしてこの町にプライドというか、これというものをつくりたいという話なんですけれども。

それで、各課を横断するプロジェクトチームを編成しまして、里山大豆特産品開発プロジェクトチームというのをつくられております。これは目的としては、地場産業の振興を図り、住んでいる村の経済、村民の心に元気を取り戻す。例えば、元気や笑顔が絶えない健康長寿の村をつくっていききたい。先ほど町長がおっしゃられたように、観光資源というものは足元にあると。それを拾い集めて、しっかり環境の整備に努めていけば、しっかりそういう農業振興及び観光の出店、また、町のイメージアップ、そういうものをつくれると。その上でのフィルムコミッションだということをお話しされましたけれども。

ただ、この話は終えますけれども、大豆生産奨励をして、豆で達者な村づくりということで、本当にさまざまな大豆だけではなくじゅうねん、エゴマですね。これを町が買い取りまして、それで所得安定をさせておいて、実際には加工所とか直売所、手まめ館というものなんですけれども、そういうもので販売していく。それから、生産、加工、販売、流通、サービス、そういったものをしっかりと町で考えてもいいのではないのか。そういうような話でした。

最初はなかなか売り上げがなかったんですけれども、今は話を聞くと、全国、遠くでは神奈川県とか、そういうところからリピーターが来まして、平成18年8月ぐらいまでは3,500万円とか売り上げとして、そういうふうになっていると。当初は数百万円だったかという話なんですけれどもね。いずれにしても、後でこのパンフレットなり町長にお見せしたいなとは思っていますけれども、加工品をつくったり、さまざまなことをさまざまにやるわけなんです。

それで、うちの町ではどうなんだと。うちの城里町ではどういうものがあるのかと思うと、本当にさまざまな資料が産業振興課の前の棚には並んでいるんです。例えばこれは城里自然マップ、これは茨城県北中山間地域のこだわり直売所マップ、それと、茨城農業改革。中身を見れば、これは本当にエコ農業ですか、これからの時代をつくるのはやはりエコ農業だ。特にこれは中山間こだわりの産地育成、そういうものにはどんどん県も一生懸命バックアップしていくよという話なわけです。当然城里町の総合計画書の中も、こういうものについてあるんですけれども、そういうのを見ましても、交流と連携を通じて担う個性豊かなまちづくりと書いてあります。また、城里のウォーキングガイド、これもご

ざいますし、実に、歩き方、また、観光地、名所というかそういうのもあります。

ここでお伝えしておきたいと思うのは、実は自転車、サイクリングロードとして、城里町は人気の場所だというお話なんです。サイクリングの環境として最高だというんです。自然が豊かだったり、アップダウンがある坂があったり、おもしろみがあると。そういうところをぜひ考えていただいて、このウォーキングマップもそうなんですけれども、これはここでつくられたと思うんですけれども、サイクリングのマップなんかも、もし対外的に出せばおもしろいのかなと、そう思います。

また、ここにもありますように、城里町観光協会マップだったり、また、古内茶があります。それと、これはいろいろとあるんですけれども、桂の郷土、日本三大春慶塗ということで粟になっています。また、桂のひな人形とか、さまざまな観光資源というか、いろいろあると。よく大子町なんかでは、神社の階段のところに並べた形でひな人形がある。多分NHKニュースで見た方もいらっしゃると思うんですけれども、そういう形でやっていらっしゃる。

基本的に常北町商工会とか、城里町でもいいんですけれども、観光協会とかやっているんですけれども、その連携というものがいまいなかなか見えてこないという現実があります。そのことについて、もうちょっと後へつきたいんですけれども、さらに、ちょっと前後してしまって申しわけないんですが、例えば、地域産業の農産物としてレッドポアローというのがあります。この3月の広報しろさと、裏面を見ますと、町長の一言がある。元祖赤ネギとありました。地元でも稲の種の管理には気をつけていた。何か配慮が欠けている開発手法で、ただ、元祖赤ネギはうちですと。こういうことを前々から、そういった開発云々の前に参画できなかったのかなと。もしこの元祖赤ネギということをもう少し対外的に町内外にPRできる手段はなかったのかな、そんなふうにも思っておるわけでございます。

これも茨城県の巧と技というものの中にも、先ほどの春慶塗の話であったり、桂のひな人形の話だったりあるわけです。ちょっと駆け足で話してしまっているんですけれども、茨城県のひな街道ということで、真壁のひなまつりが有名だったり、土浦だったり、徳川家のひな人形だったり、どんどん城里町にはそういう文化があるわけですから、伝統があるわけですから、こういうことももしできないのかなと、そういうふうに思うんです。

実際のところ、ひなまつりとか、そういったものに対しても、我々ができる、行政としてできる、つまり何ができるかと考えると、やはりその環境づくりを考えてもいいのではないかな。つまり企画であったり、教育の分野、そういうのを産業振興課の部分であったり、町長の分野であったりするものが、なかなか一体感があふれない。つまり縦割りの行政の中にあるのではないのかなというのが、率直な感想でございます。

例えば、石塚小学校のライトアップ、また、旧桂村の御前山ですか、フラワーロードとか、そういったものというのは都市建設課で担当していたり、産業振興課の観光の問題で

あたりそういうのも、食の教育の問題であったりするのも、教育と産業振興課で分かれてあたり。僕が言いたいのは、結局事務分掌、規則の中できちんとお仕事をされる、これは当然なんですけれども、それをさらにもう一個横の連携、縦割りの行政ではなく、ちょっと横の部分として考えてみるのはいかがなものかなと思っているわけなんです。

つまり、縦割りの行政だけではなくて、先ほど言ったように遊休地耕作放棄地のマップ、先ほど玉川先生がおっしゃったように、遊休地、耕作放棄地に何をつくってやろうとか、そういうビジョンとか、そういうものを描くのは、先ほどの鮫川村の特別チームを編成したというのではないですけれども、そういうものをつくって、きちんとそういうことを議論する土台をつくるべきではないのかなと思っております。

それで、さまざまな問題というのを、例えば旧常北町なんかでは、これは昔僕も部屋の片隅で聞かせていただいたことがあるんですけれども、常北町元気アップ集団リーダー会、これは平成16年11月11日にあったやつですけれども、地域のリーダーたちが話し合う。僕が今でも記憶しているのは、その中でも先ほど僕が言った3つのキーワードという農業と観光と教育、そういう食の教育の部分とかも、ちょうど出てきた時期だったんです。それで、合併になってしまって、その話もなかなかできなかったのかなと。

それで、行政として横のつながりとして、一つの観光の産業振興の部分もある程度、町内外的に観光の部分であったり、商業の部分であったり、活性化の部分であったり、フィルムコミッションであったり、例えば、先ほど言った遊休地耕作放棄地マップの作成のビジョンづくり、その企画運営であったり、また、そのコミュニティセンターの芸術文化であったり、その家読であったり、ひな人形の街道であったり、また、レッドポアローを守っていこうというアイデアであったり、先ほどの鮫川村のように、プロジェクトチームを横で1個つくってみてはどうなのかなと思っているんです。しいていえばもう一つ課を、例えば地域活性課とか。全国には政策形成課とか、そういう名前であるところはあるんですけれども、そういうのを1つつくっていただいて、課長を置いていただいて、話し合いができるそういう広い幅のあるような課をもう1個つくってもいいのではないかな。つまり縦割りの中にあるんだけれども、その部分部分をたくさん拾い集めた部分の議論をする横のつながりが持てるような、そういうようなものが必要ではないのか、そう思っております。

ちょっと話は長くなりましたけれども、そのことについて、町長、そういった課、特別チームをつくること、増設すること、まずこれから考えていくこと、どのようにお考えか、お答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（小林 宏君） 町長。

町長（金長義郎君） 河原井議員からの2回目のご質問でございますが、ほかの地域等の例を取りながらご質問をいただきました。そういう中で、やはり町としても、いろいろやっているんです、実際には。私はほかの地域に負けられないような町であると、そういうふ

うに思っております、ややPRが下手なんだと。例えば、直売所の山桜、それから桂の道の駅とか、2つ合わせれば約4億円ぐらいの農産物を売っているわけです。そういうこともあるし、いろいろな先ほど事例が挙げられたグリーンツーリズムとか、そういうことも細かいことはやっているわけです。そういうことで、町民そのものが引っ込み思案なのか、やはりもっといいところを前に出しながら、胸を張っていけるようなそういう町になっていかなければならない。やはり地域ニーズがアップするということは、いろいろな観光客も来るし物も売れると、そういうことになるわけですから、そういうイメージアップにこれから努めていきたいと、そういうふうに考えております。

また、いろいろな施策の取り組みについての横断的な問題については、内部でもいろいろなその個々の事例によって担当者が集まって、そういう協議をしながら前に進めておるところであります。今すぐその横断的な地域活性化の課をというふうなことは、今のところは考えていませんが、現在の体制の中で最大の努力をして、縦割りにならないようにやってもらいたいと考えております。

また、もう一つは、町民のほうでも、行政に言われてということではなくて、やはりいろいろなものを提言しながら、町はその役割のどの部分を担っていくのか、住民はどこを担っていくのか、そういうことが非常に大事なかなと思っております。町があればあれこれやれ、あるいは町で農協の言うことをやって失敗するとか、そういう話になるわけですから、そういう中で応援をしていく、行政が後押しして支えていく、そういうことが大事だと私は思っております。

以上であります。

議長（小林 宏君） 河原井大介君。

1番（河原井大介君） ありがとうございます。

現有の人材で、本当に優秀な方が皆さんいらっしゃいますので、ぜひともやはり横の連携というか、本当に密にとれるような一つの分野があって、地域の活性化、つまりまちづくり、前日もその話をさせていただきました。やはりお金をかけないで今あるもの、先ほど資料があったように、やはりたくさんこの町には観光資源があるんです。町長もおっしゃったように、これを生かさない手はないと。それで、PRが下手であれば、PRが得意な人たちが集まって、本当に東国原知事ではないんですけども、町長だけがPRをすればいいのではなくて、役所で全体的にPRをする方法を考えよう、フィルムコミッションとかもちょっと考えてみよう。

さっき土浦のフィルムコミッションの話はできませんでしたが、土浦でもフィルムコミッションの課というか、その担当をつくった。いまや県内でも8番目ということなんですけれども、つまり地域の活性化を担う何とか、それを環境づくりを目指す、そういう意味で町の取り組みの姿勢というものを今、住民の方々は見ているのではないかなと思っております。少し元気がないのであれば、元気があるようにどういう行動をするか。今、

国が元気がない、そう言っています。地方自治体の集合体が国の形をなすなら、やはり地方が元気になる、そして国も元気になる。本当の意味でのそういった地域活性というのは地域から始まるべきものだと、しみじみ最近考えるところがあります。

お昼になってしまいますので、このぐらいにしたいと思えますけれども、横の連携というものをいま一度考えていただきたいと思うんです。その中で、しっかりと話し合える土台をつくっていただいて、先ほどの地域のリーダーをどんどん呼んで来て、話し合えるそういう場所、舞台、そういったものをもしつづけていただければ、スペシャルチームという形でもう一つ横断をするような課があれば、もしかしたらもう少しいろいろな話題、話に膨らみをもたせるのかなと、そのようにもしみじみ考えているところでもございます。

それで、そういうことを町長にも考えていただきまして、私の質問はこれで終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 以上で、1番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前 11時57分休憩

午後 1時04分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第3号、11番三村由利子君の発言を許可いたします。

11番三村由利子君。

〔11番三村由利子君登壇〕

11番（三村由利子君） 11番三村でございます。

通告によるところの一般質問を始めさせていただきます。

まず最初は、ごみの不法投棄の問題でございます。

安全で快適に暮らせるまちづくりには、環境対策が重要な課題であります。居住環境、景観の保全が少しずつ破壊されている現状を見ると、住民一人一人の環境に対する意識の低下、モラルの欠如を感じざるを得ません。家庭電化製品から粗大ごみ、発泡スチロール、一般家庭ごみ等々、膨大なごみの不法投棄には目に余るものがあります。環境美化に努め、安らぐ自然環境のもとで暮らせるためにも、環境対策の推進が求められますが、ふえ続ける不法投棄に対して、その取り組みについてを伺います。

次に、2番目の学校給食についての質問であります。前者の質問において大方答弁があったようでございますので、その答弁と重複するところは割愛させていただきます。

給食費の値上げの問題、この件につきましては、今もう待たないかなと思っておりますので、この給食費、これから検討するというところでありますが、今すぐにでも対応せざるを得ない状況ではないかと思っておりますので、その辺をご検討いただければと

思っております。

次の米飯給食の一元化についての問題であります。児童・生徒の学校給食の献立は、週のうち3日は米飯給食、1日はパン、めん類も1日というのが平均の主食の献立計画になっております。年間195回前後の給食が実施され、そのうち123回が米飯給食であります。米飯給食は、常北、桂給食センターは水戸中央炊飯センターへ委託炊飯をしており、七会においては七会の給食センター内で炊飯をしております。使用しているお米は、常北においてはアイガモ米が平成13年度から使用しており、桂地区では地場産コシヒカリ、七会地区においてはやまびこ米を使用しており、米飯給食の米が三者三様であります。

常北のアイガモ米は、子どもたちの健康増進のため、常北の特産米ホロル米として消費拡大を図ったと記憶しておりますが、給食用として買い求めた備蓄が古米となり、一般生産者の価格米との開きで、これまで物議を醸し出した経緯もありました。常北の米飯給食は、試食をしても特に食感では変化はないと考えます。アイガモ米の産業振興を目的として、当時は産業課職員数の増員も図ったわけでしたが、今では、アイガモ生産農家も減少したと聞いており、町合併後、町内の融和を図ることに努力して、町内の小・中学校給食献立の統一も、ここへきて2月から実現の運びとなり、米飯においても協議の上、米の一元化を図るべきと考えます。町長の見解を伺います。

以上、1回目質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 11番三村由利子議員からの一般質問であります。第1番目のごみの問題について、その取り組みについてということですが、これにつきましては、所管の課長よりご答弁を申し上げます。

次に、学校給食についてですが、先般、ほかの議員さんからも質問がありましたが、給食費の値上げの問題につきましては、教育長よりご答弁を申し上げたいと思います。

次に、学校給食の（2）番の米飯給食の米の一元化を検討すべきではないかということですが、米飯給食における米につきましては、議員ご質問のとおり、常北地区がアイガモ米、桂地区が町内のコシヒカリの一般米、七会地区がやまびこ米といったようなことで、地区ごとにそれぞれ使用している米が違っている状況にあります。また、アイガモ米、やまびこ米については、児童・生徒に安全・安心な米を供給してもらおうというような趣旨から、生産者に政府買い取りより上乗せ分として支払っておるわけでありまして、桂地区については政府買い取り米の価格で購入をしております。

これらにつきましては、その地区の格差是正といいますか、それぞれの地域で今まで取り組んではまいりましたが、いずれにしても、安心・安全な米をこの給食費の問題等もありますので、町が特別上乗せした分につきましては平成20年度までにして、平成21年度より、地元町内の米に統一をして給食をしていくと、そういう検討に入っておるところであ

ります。

それですから、平成21年度よりは上乘せ分の町の独自の補助がなくなって、その部分は私は環境にやさしい農業といいますか、そういうふうな農業生産のほうにそういう金をシフトしていくべきではないかと、そういうふうにご考えておるところであります。

以上です。

議長（小林 宏君） 町民課長。

〔町民課長横田栄子君登壇〕

町民課長（横田栄子君） 11番三村議員さんのごみ問題についての質問にお答えいたします。

町では、荒廃した土地や道路わきへ、一般ごみを初め家電品やタイヤ、家屋の廃材等の投棄がなされており、今後も地上デジタル放送への移行により、TVの買い替えによる不法投棄の増加が懸念されているところですが、町では、環境美化クリーン作戦を各自治会に協力を依頼し、春と秋の年2回実施しています。また、自治会みずからがごみの収集を行い、町で運搬を行っている地区もございます。

粗大ごみや一般廃棄物につきましては、道路わきへの放棄が多いため、町でも回収し処分しております。不法投棄の箇所が多く、対応に苦慮しております。環境センターで取り扱わないごみについては町で回収し、本所、それから、各支所でストックしておき、産業廃棄物処理業者に年1回から2回処理を委託し、処分しております。

以上です。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 三村議員さんからの給食費、諸物価の値上がり等で早急に検討すべきではないかというご提言をいただきました。

先ほども玉川議員さんのときにお答えしましたように、とにかく値上げということは避けられないのが現状かなというふうに思いますので、必要になりそうな時点で、議会のほうにも図りながら、補正予算を組んでいただくという形で進めていきたいというふうに考えています。

議長（小林 宏君） 三村由利子君。

11番（三村由利子君） 最初のごみ不法投棄の問題ではありますが、施政方針などにも掲げておりますように、ボランティア、UD監視員等、あるいは警察等の関係機関と連携をとって、この不法投棄を防止したいと。これは毎年同じようなことが施政方針に書かれているわけではありますが、一向にその改善が見られない。つまりそういう施策に対して効果がないというのが現状ではないかと思っております。

今回、この議会で町道と認定されます軌道敷、特に那珂西地区のあの山に対する道路からの不法投棄はまことに目に余るものがございます。もうどこから手をつけていいのかわ

からないほどでございますが、担当課、あるいは町長等、あの現状を視察をしていらっしゃるのでしょうか。もうとにかくどこから手をつけていいかわからないほど、大型冷蔵庫、それから、応接セット、それから、テレビはもちろんのことありとあらゆるもの、浴槽なども軌道敷から突き落としているような状況で、それをどんとあそこをごみ捨て場にされております。もうああなると手のつけようがありませんので、山の所有者はもちろん、個人では対応は仕切れないのではないかなと思っております。非常に環境が悪化しておりますので、特にあそこを重点的に、この不法投棄に対して何か手を打つ方法はないのか。

それから、監視員、ボランティアの方々は、年間、どのような活動をなさって、その実績というものはどの程度あるのかということ、もし具体的に活動状況がわかればお伺いしたいと思います。

次に、給食費の問題であります。確かにもう栄養士さんは、いろいろと知恵を絞って、非常に苦慮されております。そして、4月からいろいろな食材がさらに値上げが予想されておまして、その予想幅が今のところ想像がつかないので、4月以降にならないと、実際その値上げの幅だとか、近隣町村の値上げの実態というものも把握できないので、様子を見ているという自治体も多いようですが、現場の栄養士さんの話によりますと、今の給食費でいきますと、現在の献立表、特に子どもたちの楽しみにしておりますデザート、そういうものを省かざるを得ないというそういう切実な問題になっておりますので、もう値上げは待ったなしかなと思います。

ただ、給食費の値上げはもうやむを得ない状況であります。それと同時に、先ほどもありましたように滞納者、この整理です。やはり私はもうこういう給食の厳しい状況でありますから、滞納者に対しては厳格に取り締まるほうがよからうかと思っております。まじめに給食費を納めている人にも負担がかかってしまうというやり方、そして、先ほど教育長さんが答弁されましたように、この1月、2月に入ってさらに滞納がふえたということありますから、やはり今までの滞納整理については、少し甘さがあるのではないかなというふうに思っております。

きちんと収納されている方のためにも、納めないで給食を食べているというそういう状況は、私はもう今後一切許さないというような厳しい態度で当たるべきではないかなと思っております。その辺をもう一度、収納対策、この辺もきっちりとお伺いしたいなと思っております。

それから、米飯給食、お米の一元化についてであります。途中ちょっと抜けた部分もありますけれども、平成8年から私も給食運営委員会に携わってまいりました。これはずっと経過を見ておられますが、常北のアイガモ米、これは確かに政府の価格と上乘せをして、今までこれを常北専用のお米として使っていたわけでありました。平成19年9月の給食運営委員会の席で、これまでアイガモ米については、所管の委員会でもいろいろ意見が出ておりましたので、水戸中央炊飯の現場を視察に行きたいということ提言いたしまして、平

成19年9月の給食運営委員会で、現地視察の計画をさせていただきました。それで、教育委員会事務局と給食センターがタイアップされて、平成19年12月3日に、水戸中央炊飯センターを給食運営委員8名だったかで、現地視察に行っていました。

それはどういうことかといいますと、常北のホロル米専用の炊飯ライン、当時平成13年だと記憶しておりますが、約1,000万円をその常北専用のラインに投資をしていたということですね。ただ、その常北のホロル米専用の炊飯ラインの施設を見た人がいなかった。どういうふうな状況なのかということ、私たちも現在の運営委員会で一度現地を見たいということで、12月3日に運営委員会として、水戸中央炊飯センターを見学いたしました。センター長と、それから職員の方々が快く受け入れていただきまして、中の施設を案内していただきました。

それで、そこで気づいたことは、常北のホロル米、この1,000万円投資した炊飯施設が、洗米器のみでありまして、炊飯、御飯を炊くラインは全くほかの水戸市やその他近隣の給食に行く米飯と同じラインに行くわけです。それが炊き上がって、蒸されて、今度は盛りつけの機械、すべて機械化されておりますから、機械に来るまでに、一般米とホロル米の区別ができなくなっているということ、私たちこの目で確認してまいりました。

常北はホロル米専用だということ、どこでどう見分けるかということも、中の職員に聞きましたけれども、中の職員たちも、僕たちもそこまでははっきりと常北のホロル米が常北へ行っているということはわかりません。とにかくラインで回っておりますから、大きな鉄の釜でお米が御飯になって、そして蒸されて、盛りつけ器に入ってきて、このぐらいのお弁当箱にぱったんぱったん、80グラムから120グラム、小学校、中学生別にどんどんオートメ化してお弁当、米飯ができるわけなんですけれども、そこで、私たちは、洗米器だけは常北は別にありました。ただ、御飯を炊くラインというのは、普通の一般のお米と全く同じであるということがここで疑問を持ったわけでありまして。

そういう状況で、中の職員の方々にもホロル米は確かに常北の米飯給食に行っているのかということ、聞きましたら、それは確かにやっているということは、我々もそこまではわかりませんというような答えでありましたので、そういう中央炊飯センターの話、聞きますと、やはりこの政府米に上乘せした価格でホロル米を買って、常北はホロル米、子どもたちに健康のために安全なホロル米を食べさせているんだということが、あの現場を見た限りは、私は保証はないというふうに思って、同行した委員の方々も、あれではどこがどうだかわからないねというふうなことを言うておりましたので、やはりそういう実態を見まして、これではせっかくの当初のホロル米ということが、本当に常北ラインに乗ってきていたのかなということは、甚だ疑問に思ったわけでありまして。そういうわけで、給食委員会としても、そういう現地視察で感想を持ってまいりました。

米飯の一元化という今回のこのテーマをもたせていただいたのも、そういうところにも一因があったかなと思っておりますので、やはりこの常北専用の米飯ラインのこれまでの

状況がちょっと不確かだなということを疑念を抱かざるを得ませんので、教育委員会のほうにも相談いたしまして、そして、いろいろな方からやはり米は統一すべきだと。等しくみんな同じものをとというようなそういう給食の目的に沿って、カロリーも、そして栄養補給の面でもみんな小・中学生を統一に栄養士さんたちが工面していただいているところがありますので、お米も統一したほうがいいのではないかと提言いたしまして、早速教育委員会のほうでそのほうに検討に当たっていただいているわけですが、少なくともこの4月まででしたか、今までの備蓄米を使うということですが、早急にこれはやはり一元化すべきではないかなと思っておりますので、再度その辺をお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

議長（小林 宏君） 町民課長。

町民課長（横田栄子君） 三村さんの2回目の質問にお答えいたします。

ボランティアUD監視員さんは、県の委嘱でありますので、内容報告を受けておりませんので、今のところちょっとわかりませんが、今後、内容を把握していきたいと思っております。

それから、軌道敷のごみでございますが、職員で対応できるものは片づけていきたいと思っております。それから、ごみがふえないようにするのは、人間のモラルの問題でありますので、かなり難しいのかなとは感じられます。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 教育長。

教育長（三村亮一君） 2点あったかなと思うんですが、1つは、滞納者の件ですけれども、これについては、本当に教育委員会としても苦しんでいるというのが実態でございます。先ほども申し上げましたけれども、子どもに責任はないと、そこを親がどうかカバーしてくれるのかということが、この給食費の問題だと思うんですが、できるだけ働きかけながら一つはやっていきたいと、もう一つについては、これから法的な関係で考えていかなければならない面が多々あると思っておりますので、そういう面での取り組みも強化するように努めていきたいというふうに思います。

それから、米の一元化の問題ですけれども、先ほど町長のほうから話がありましたけれども、ホロル米については、前年度契約ということで、平成20年度米は既に買い入れが済んでいますので、平成21年度から一般米をとということになります。それから、やまびこ米については今年度で打ち切りということで、平成20年度から一般米を使用するということになっていきますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小林 宏君） 三村由利子君。

11番（三村由利子君） ごみの不法投棄、これは平成13年に家電リサイクル法ができた時点で、この不法投棄がふえるのではないかと、そういう懸念があったわけですが、や

はりそのとおりでございまして、家電のリサイクル費用というのはかかりますので、皆さん安易にどンドン山に捨てていくというのが現状ではないかと思っておりますので、もう少し町民に不法投棄はだめだよと、ここに捨てるなどが、もっと積極的に住民に防止策を訴えていただきたいと思います。

そして、同時に、もう少しパトロールを強化していただきたいと思います。ほかの自治体では、やはり環境パトロール隊というのを組みまして、あちこちでステッカーを張った車がパトロールをしていると、そういう状況もありますので、住民にそういう不法投棄の意識を普及させる意味でも、もう少し積極的に活動されるほうがよからうかと思っておりますので、どうぞご検討いただきたいと思います。

それから、お米の一元化、早速平成21年度から対応していただけるということでありますので、非常に迅速な対応に感謝したいと思います。これまで給食の献立も、非常に七会も、常北も、桂もまちまちであったのを、給食運営委員会などでも何で献立が三者三様違うんだというような話が出まして、何とか献立内容も同じ児童・生徒だから、統一できないかという再三の意見に対して、いろいろな職員やスタッフの問題からそれは無理だと、当初のそういう意見でありましたけれども、速やかに検討していただいた結果、この2月から、七会、桂、常北の児童・生徒の給食は、献立も同じ内容だということを実現させていただいたということは、私たちの意見、考えに対して、前向きに検討していただいたということで、大変感謝いたしております。

ただ、お米、米飯については、やはり中央炊飯センターの炊飯能力のこともありますので、一斉に米飯ということは、非常に難しいということが当時の視察で言われておりますので、中央炊飯センターの炊飯能力も今で限界のようでありますので、一斉に米飯ということもまた無理でありますので、1週間内の献立が同じような献立になるように、センターのほうでも努力していただいていると思っておりますので、子どもたちに等しく給食、そして、米飯が支給されますように努力をしていただいたことに感謝をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 以上で、11番三村由利子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、9番杉山 清君の発言を許可いたします。

9番杉山 清君。

〔9番杉山 清君登壇〕

9番（杉山 清君） 初めに、長きにわたり、住民のため、町の発展のために尽力されました、本年3月をもって勤奨退職をされる職員の皆様に、敬意をあらわしたいと思います。

それでは、ただいまから一般質問を行いたいと思っております。

質問の項目につきましては、既に通告してありますとおり、2項目4点であります。

ただし、先刻事務局に修正通告のとおり、(1) に対しては、条例改正のみを削除して質問させていただきます。

1 項目、契約及び財産の取得または処分に関する条例についてであります。町も合併し丸三年が過ぎ、この間多くの財産取得、そして処分がされてきました。本年も財産取得、処分が計画をされておりますが、公共財産は町民一人一人の汗の結晶であります。町民の共同財産であることを忘れてはならないわけであります。

一般的に個人や会社で動産、不動産を売買する場合、売の場合は高く売りたい、買う場合は安く買いたいというのが通例であります。このような方法を町に取り入れるには、広く情報を多くの方に公開する必要があります。世界を網羅しているインターネットなどもその一つであります。

今後、財産の処分に関して、今までどおりお知らせ版等で公開して公売をしていくのか、新しい方法を取り入れていくのか、また、今まで落札者がすべて町民に公示してあるものかどうか、お伺いをいたします。

続いて、財産の有効活用についてお伺いします。

町には、合併当初から多くの財産が活用されないで眠っています。土地、建物、車両等ありますが、今回は、下坏舟渡団地内の集会所の件に関して質問をさせていただきます。

住宅等においては、昨年、桐原議員が質問してあります。私は舟渡団地の今後の方向づけという形の中で、入らせていただきます。

今後2年間で住宅のほうは、ことし1,465万円の予算で解体がされるわけであります。また、来年が残の半分であります。当初、この団地内には集会所が、団地の皆様のために集会の場として利用されるがためにつくられました。いつのころかわかりませんが、役場の許可を得て、下坏の区民の方が利用するようになり、名前も下坏集会所となっております。建物はRC構造で内部は区民の活動をあらゆる賞状や道具など、今や区民の活動の拠点であり、よりどころでもあります。補助等の問題でクリアする部分があるとは思いますが、解体するにしても、住宅1棟以上の予算がかかると思われます。今後、町と区民の方で話し合いの場を持ったり、また、下坏に払い下げをし、有効活用していただくお考えはあるのかどうかお伺いいたします。

続いて、学童の安全対策についてお伺いします。

横断歩道設置についてであります。

本年、町の小学校に入学する1年生は、2月現在で185名だそうです。次世代を支える子どもたちに安全・安心、健やかに夢を持って巣立っていただきたいというのは、親御さんばかりか多くの町民の願いでもあります。このようなことから、3年半前、議会で通学路の安全対策で、国道123号線の横断歩道未設置地区に対し、設置可能かどうかお伺いしました。答えは、地元の方の調査と区長からの要望書を提出してくださいとのことであります。

書類提出後、再三確認しましたが、余りにも時間がかかるので、今年に入り、笠間署交通課菊池巡査に問い合わせをしたところ、城里町からは指摘場所についての書類、また、受け付けは一切ないとのことでありました。

国道123号線は、手這坂を中心として1キロから2キロ朝夕渋滞します。坏の十文字から上り下りともに1キロ以上も横断歩道がないのが現状であります。平成20年の町長の施政方針にも、道路交通体系の整備で通学の利便性を考慮し、計画的な整備を図ってまいりたいと述べております。どのような対応をしていただけるのか、お伺いをいたします。

学童の下校の安全対策であります。さきに質問した横断歩道も含まれますが、今回は、新学期から夏休みにかけて水田に利用する用排水路のことについてお伺いをいたします。

水田地帯にも多くの住宅が点在しています。4月下旬になりますと、水路いっぱい水が流れ、水路の幅、深さとも、大人でも落下したら脱出は困難であります。このような水路わきや手すり、欄干のない橋を渡って学童が通学している地域があります。

先日、この地域の先生と話をしたところ、大変驚いていました。子どもやお年寄りが利用する水路わきの道路や橋については、早急なる安全対策が必要と思われませんが、町長のお考えをお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 9番杉山 清議員からの一般質問にご答弁を申し上げます。

第1点目の契約及び財産の取得または処分に関する条例についての（1）の公売の方法についてということですが、これにつきましては、所管課長のほうからご答弁を申し上げます。

次に、（2）の財産の有効活用についてであります。議員ご質問にとおり、舟渡団地につきましては、5,285平方メートルの用地の中に集会施設、昭和52年に建築をいたしました面積96.16平方メートルの集会施設がございます。これについてであります。平成20年度から21年度にかけて、2年間でもって舟渡団地の住宅の取り壊しをする予定で進めております。

先般、地元の区長さん方が参りまして、ぜひ残してくださいと。それから、すぐ壊さないでほしいというような要望がありましたので、私のほうでは、現在の計画としては、2年間は使っていただいいていいでしょうというふうなお話をしてあります。その後につきましては、やはりいろいろな状況等も踏まえながら考えていきたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、あの土地につきましては、町としては有効活用ということも考えておりますので、企業誘致等も一緒に考えております。そういう中で、十分に地元の意向を踏まえながら進めてまいりたいと考えておるところであります。今すぐ地元払い下げという考えは今のところございません。

次に、学童の安全対策について、横断歩道の設置について、（２）の登下校の安全対策については、それぞれの所管課長よりご答弁を申し上げます。

議長（小林 宏君） 企画財政課長阿久津保巳君。

〔企画財政課長阿久津保巳君登壇〕

企画財政課長（阿久津保巳君） ９番杉山議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず第１点は、公有財産の処分の新しい方法の取り入れ方についてでありますけれども、行政財産については、地方自治法により売却や譲渡等を禁じられておりますが、その行政財産の持つ本来の用途や目的や現状を総合的に検討し、妥当と判断されるものについては、所定の手続を経た上で処分を行うことが必要で、処分等に至らないまでも、さらなる有効活用が考えられるものについては、積極的にその効用を高め、利用、運営を図っていくことが必要であるかと思っております。財産の有効活用や未利用財産の売却を促進していく必要があると思われれます。

売却の方法といたしましては、地方自治法に基づく一般競争入札形式で財産を売り払う方法が一般的であります。現在は、インターネットサービスを利用した公有財産売却ネットオークション等を開始した自治体等があり、地方自治体にとっては、ネットを利用することにより、入札業務のコストの削減をするとともに、幅広い入札者を対象とすることで、落札率の向上が期待できるものとして、ネット利用による売却がふえるものと予想されております。

当町におきましては、入札業務のコストの軽減や落札向上のためにも、ネットオークション等の導入を今後検討していきたいと考えております。

また、公売における町民に対しての公示についてであります。今後も広報や町のホームページ等において公表をしていく考えであります。

以上です。

議長（小林 宏君） 町民課長。

〔町民課長横田栄子君登壇〕

町民課長（横田栄子君） ９番杉山議員さんの質問にお答えいたします。

横断歩道の設置につきましては、区長等からの要望を受け、町で現地調査を行った上で必要と判断した場合には、所管警察署に対して随時要望を行っております。設置は警察の権限により行われており、要望箇所の危険度や交通量及び横断歩行者の数などのデータを総合いたしまして、要望の中で優先順位を決めて順次設置しております。

今後も要望箇所につきましては、設置を要する危険場所と位置づけ、児童・生徒などの交通弱者の安全確保を第一に考え、一日も早い実現に向けて、基礎資料の作成など、警察や関係機関と協力をして取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 杉山議員さんからの登下校の安全対策についてということで、水路の安全対策の問題が出てきました。特に水路だけにかかわらず、子どもたちの通学している道路に、その地区の幹線道路で歩道がないという道路がかなりの距離でございます。そういう中で、子どもたちが一人一人身の安全を確保しなければならないということなんですけれども、これについては、何よりも大事なものは、子どもたち自身の自分の命は自分で守るというそれだろうというふうに考えます。

そういう意味で、とにかく子どもたちが登下校する際に、現在、先生方が一緒にという形がとられておりますので、そういう中で個々に指導していかないと本当の徹底は図れないと思いますので、3月の校長会の折に、水路の件、それから歩道の件等を指示をいたしました。特に水路については、議員さんから指摘があったような危険性は十分認識しているつもりですので、学校においても、特に該当してくる地区は、水路については限られてくるとは思いますが、そのほかにもたくさんの危険箇所がありますので、その場その場での現場指導を大事にしながら、安全確保には努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（小林 宏君） 杉山 清君。

9番（杉山 清君） それでは、2回目の質問に入らせてもらいます。

先ほど入札に関しては、インターネットなども利用して、今後やっていきたいということですが、例えば、税金の滞納者、こういった方の今後物納なども考えると、こういったことは必要不可欠と思われます。多くの自治体のインターネットオークションを見てみると、参加しているのがわかります。どうかいち早い実施に移していただければと思う次第であります。

続いて、財産の有効活用であります。先ほど町長は2年間は大丈夫だというお答えでありました。ただ、これは旧桂村時代に、区民の皆さんがああ集会所を使うときに許可をもらっているということですが、例えば、契約書などは結んでいるのかどうか。今行ってあの施設を見てみると、あの中に置いてあるものというものは団地の方、もちろんこれは団地そのものが2世帯しかいませんので、団地の方というよりは区民の多くの方が利用している。また、区民の方の物品が多く置かれているわけでありまして。そういったことも踏まえた場合に、今度は、使用权というか利用権、そういったものがついてくるのではないかと私は思うわけでありまして。

確かに、先だって下坪の区長さんのところにもお話しに行きました。区長さんは、その2年間というのが、先まで大丈夫のような話をしておられました。どうかもう一度お考えをお聞きしたいと思います。

続いて、横断歩道の問題であります。123号線には、この町内、全体で14キロ強であります。30カ所の横断歩道があります。常北地内は平均でいうと約400メートルに1カ

所、桂地内は約540メートルに1カ所であります。一番ひどいというか設置がされていない場所が、地方病院の入り口から川端バス停、この間が2.6キロあるんです。ほぼ中心の坏十文字、ここに1カ所あるのみであります。それで、坏地区、粟地区に帰る学童、この方は国道を挟んで2班に分かれて登下校しているのが現実であります。なぜでしょうかということ聞いてみたら、やはり横断歩道がない。学童の隣の友達の家まで直線距離で50メートルもないのに、2班編成で帰るわけです。どうかこういったことも解消していただきたいなと思うわけであります。

また、3年前、なぜこの横断歩道設置を質問の一部として取り上げたかといいますと、この地区の組内の方が、約4年以内ぐらいに交通事故で2名死亡しているんです。そういうことも踏まえ、いち早い設置をお願いしたいと思います。

今までいろいろあった中で、私も町民課の課長さんともお話ししましたが、書類が残っていないわけです。先ほども中国の餃子の問題がありましたが、餃子の場合には中に入ったわけですが、この書類の場合には、合併当時持ってくる間にどこかに飛んだのか、食べてしまったのかどうかわかりませんが、残っていない。どうか公文書でありますので、やはりそういったところも責任を持って、そして、やっていただきたいなと思います。

また、あと1点であります。この123号線には、阿野沢と天神林間がやはり1キロ以上あります。ここの中心的なところに、ちょうど寺田議員のところから出たところですが、上阿野沢バス停があります。子どもさんばかりではなくてお年寄りの方なども、バスというのは利用度が多いわけですから、ぜひとも設置をしていただければと思います。

登下校の安全対策であります。教育長答弁で用水路だけではないという、確かにそのとおりであります。ただ、先ほど質問の中に、河原井議員が横のつながりということを行いました。町民課と教育委員会、この辺の横のつながりをもう少し密接にしていれば、こういった問題は割と早く解消するのではないかなと思うわけあります。

ただ1点、先日、町民課を私が訪れたときに、この質問をしたときに、即座に次の日、課長は現場に飛んでいってくれたそうです。やはり3年半待ったわけですから、こういった行動というものは本当にありがたいなと思っております。

この用排水であります。私もこの場に行って立って見たんですが、目線ということをよく言いますが、やはり子どもさんの目線、それと深さ、どの辺あるかご存じでしょうか。1.3メートルあるんです。要するに、空で大人が出るにも、また水が満々と流れている中落ちたにしても、出ることはできないと思います。それで、やはりこの水路で亡くなっている方がいるわけです。この水路のところに橋がかかっておりますが、全く欄干がないんです。手すりもない。また、道路わきの水路に関しては、途中までガードレールがあり、その通学路に当たる一部であります。ここには手すりがなく、道路のほうが高く、のり面が傾斜になっている。だから、ちょっと足を滑らせたときにもろとも水路に落ちていく

というような形であります。どうかいち早い対応策をお願いしたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

町長（金長義郎君） 杉山議員の2回目のご質問にご答弁をいたしたいと思います。

最初の公売方法につきましては、先ほど所管課長がご答弁したとおりであります。なお、そういうことを十分進めるようにいたしてまいりたいと考えております。

次に、財産の有効活用であります。

舟渡団地の集会施設であります。これにつきましては、使っていていいというような契約書があるかどうかということについては、十分調査をしてまいりたいと考えておりますが、いずれにいたしても、町の財産として水道料、電気料等も町が払っているものであります。そういう中で、利用権、使用権のそういう権利が発生するのかどうかということも、十分今後検討をさせていただきたいと思っております。

また、区長さんには2回、私行き会っております。2回目にも念を押しておりますが、いずれにいたしても、地域の住民の方々の意向等も十分踏まえながら、適切に配慮してまいりたいと、そういうふうに考えております。

次につきましては、担当課長のほうからご答弁を申し上げたいと思っております。

議長（小林 宏君） 町民課長。

町民課長（横田栄子君） 横断歩道の件でございますが、今、資料を整え終わりましたので、これから一日も早い実現に向けて、警察署のほうに要望をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（小林 宏君） 教育長。

教育長（三村亮一君） 水路の安全性の問題ですが、教育委員会だけでどうのこうのと言えない部分があるかと思いますので、これについては、関係各課のほうと連絡をしながらお願いしていく形になるかと思っております。よろしく申し上げます。

議長（小林 宏君） 産業振興課長。

産業振興課長（田口喜一君） 登下校の安全対策につきましては、関係機関、関係課と連携のもと、危険等の看板等が設置できるように努力していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（小林 宏君） 杉山 清君。

9番（杉山 清君） 2回目の質問のときに、ちょっと漏れたんですが、入札方法の中で、落札者の開示はしてあるのかどうかということ、私述べてあると思うんですが、答えていただけておりませんが。これはなぜこういうことを聞くかといいますと、多分に財産処分の中で、結果が公示されていない部分があると思っております。そういったことを今後公示していただきたい。もし今までしてあると言うんだっただらば、私はこの場でもう一度質

問の機会をつくりたいと思いますが、町長、この件について答弁をお願いします。

それと、集会所であります、長年これはもちろん団地の皆様が主体という形の中でつくられた建物であります、それにしても、建物そのものがRC構造で、まだ耐久年数もある。もったいないではないですけれども、やはりそんなに直すところもない中で壊していくという。また、住宅等に比べればRC構造でしょうから、これは金額もかかると思います。また、その地べたの土地をもし壊して売買するに当たっても、むしろ払い下げをしたほうが、私は得策ではないかと思うわけであります。この件に関しては、どうか今後、区民、また区民の代表の方とよく話し合いをして、決定をしていただければと思います。

今、大変経済的にも厳しいときであります。集会所を新たにつくる、そういったことに対しての出費というものも地域としては大変だなという話も聞いております。どうかよろしく願いをいたします。

横断歩道に対しては、早急なる設置をお願いしたいと思います。

また、水路であります、できることならば、私は町全部を見たわけではありませんので、全部のキ口数とかそういう方の中では言いませんが、本当に橋の部分などは幅2メートル近くもあるような水路であります。そこをただコンクリートの板が置いてあるに等しいような橋であります。どうかやはりこういったところは、手すりもしくはフェンスなどをかける必要があるのではないかなと思うわけであります。どうかいち早い対応策を考えていただきたいと思います。

以上をもちまして、3回目の質問を終わりにします。

議長（小林 宏君） 企画財政課長。

企画財政課長（阿久津保巳君） 杉山議員さんの3回目の質問の公売の方法の公示についてであります、今までの公示については、ちょっと手元に資料がないので、明確にお答えすることはできませんが、今後につきましては、すべてにおいて広報等やホームページ等で掲載をしていくつもりでありますので、ご了解をお願いしたいと思います。

結果の公表についてのみを考えておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

議長（小林 宏君） 町長。

町長（金長義郎君） 舟渡の集会所の件であります、撤去までには何回も申し上げるんですが、地元の意向を十分踏まえながら、進めてまいりたいと考えております。

議長（小林 宏君） 産業振興課長。

産業振興課長（田口喜一君） 水路の安全対策につきましては、先ほど申し上げましたとおり、関係機関、関係課と連携を密にしまして、進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（小林 宏君） 以上で、3番杉山 清君の一般質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催しますので、委員の方は委員会室へお集まりください。

午後 2時07分休憩

午後 2時30分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案書差し替え

議長（小林 宏君） ここでお諮りいたします。

日程第40、要望第1号について、提出者であります玉川台俊議員、河原井大介議員より議案書を差し替えたいとの申し出がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差し替えることに決定いたしました。

議会事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

散会の宣告

議長（小林 宏君） 本日の一般質問の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日11日は休会とし、次の会議は3月19日午後1時に本会議場において開会し、議案の質疑から入りますので、会議10分前までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時33分散会

平成20年第1回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成20年3月19日 午後1時07分開議

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺田 和郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三村 由利子 君
3番	阿久津 則男 君	12番	松崎 信一 君
4番	桐原 健一 君	13番	小松崎 三夫 君
5番	飯村 吉伊 君	14番	鯉 淵 秀雄 君
6番	小林 祥宏 君	15番	根本 正典 君
7番	玉川 台俊 君	16番	阿久津 尚一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺田 和郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三村 由利子 君
3番	阿久津 則男 君	12番	松崎 信一 君
4番	桐原 健一 君	13番	小松崎 三夫 君
5番	飯村 吉伊 君	14番	鯉 淵 秀雄 君
6番	小林 祥宏 君	15番	根本 正典 君
7番	玉川 台俊 君	16番	阿久津 尚一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

副町長	岩間伸博
教育長	三村亮一
代表監査委員	一木邦彦
総務課長	田上勤
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	山口充彦
町民課長	横田栄子
保険課長	加倉井一史
健康福祉課長	松本秀利
産業振興課長	田口喜一
都市建設課長補佐	河原井一郎
下水道課長	高橋洋造
会計課長(会計管理者)	川又重光
水道課長	松崎榮
農業委員会事務局長	阿久津道男
教育委員会事務局長	海野勝美

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三村主
書記	鯉淵和己
書記	桑野智弘

1. 議事日程

議事日程第3号

平成20年3月19日(水曜日)

午後 1時00分開議

- 日程第3 議案第1号 城里町常勤特別職等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第2号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第3号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第4号 城里町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第7 議案第5号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第6号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う城里町条例の改正について
- 日程第9 議案第7号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第8号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第9号 城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 城里町営住宅条例の整備に関する条例について
- 日程第13 議案第11号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 城里町消防団統一に伴う城里町条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 城里町公共施設の暴力排除に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 城里町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 城里町食育推進会議設置条例の制定について
- 日程第18 議案第16号 町道路線の認定について
- 日程第19 議案第17号 平成19年度城里町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第20 議案第18号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第21 議案第19号 平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第22 議案第20号 平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第23 議案第21号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第24 議案第22号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第25 議案第23号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第26 議案第24号 平成19年度城里町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第27 議案第25号 平成20年度城里町一般会計予算について
- 日程第28 議案第26号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第27号 平成20年度城里町老人保健特別会計予算について
- 日程第30 議案第28号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第31 議案第29号 平成20年度城里町介護保険特別会計予算について

- 日程第32 議案第30号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第31号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第32号 平成20年度城里町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第33号 平成20年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第37 請願第1号 霞ヶ浦導水取水口建設の中止を求める請願書
- 日程第38 陳情第1号 安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、
医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書
- 日程第39 陳情第2号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然
林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する
陳情
- 日程第40 要望第1号 議会改革特別委員会の設置に関する要望書
- 日程第41 常任委員会委員の選任について
- 日程第42 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第43 報告第1号 城里町特定健康診査等実施計画
- 日程第44 報告第2号 城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則
- 日程第45 報告第3号 城里町営住宅条例施行規則の整備に関する規則
- 日程第46 報告第4号 城里町消防団組織等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第47 報告第5号 城里町の選挙における選挙運動等に関する規程の一部を改正
する告示
- 日程第48 報告第6号 城里町中小企業事業資金融資利子補給及び保証料助成要綱の
一部を改正する告示
- 日程第49 報告第7号 城里町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱の一部を改
正する告示
- 日程第50 報告第8号 城里町パブリックコメント実施要綱の制定
- 日程第51 報告第9号 城里町木造住宅耐震診断事業実施要綱の制定
- 日程第52 報告第10号 例月出納検査報告(12月、1月、2月執行分)

追加日程

- 議案第35号 城里町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 発議第1号 漁協の同意なく一方的な導水取水口建設の中止を求める意見書
- 発議第2号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第1号
- 議案第2号
- 議案第3号

議案第 4 号
議案第 5 号
議案第 6 号
議案第 7 号
議案第 8 号
議案第 9 号
議案第 10 号
議案第 11 号
議案第 12 号
議案第 13 号
議案第 14 号
議案第 15 号
議案第 16 号
議案第 17 号
議案第 18 号
議案第 19 号
議案第 20 号
議案第 21 号
議案第 22 号
議案第 23 号
議案第 24 号
議案第 25 号
議案第 26 号
議案第 27 号
議案第 28 号
議案第 29 号
議案第 30 号
議案第 31 号
議案第 32 号
議案第 33 号
請願第 1 号
陳情第 1 号
陳情第 2 号
要望第 1 号

追加日程

議案第35号

発議第1号

発議第2号

午後 1時07分開議

表彰状伝達式

議長（小林 宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ここで、表彰の伝達を行います。

このたび、茨城県町村議会議長会から、阿久津尚一議員に表彰状が送られております。

それでは、阿久津尚一議員、壇上にご登壇願います。

〔16番阿久津尚一君登壇〕

議長（小林 宏君）

表彰状

東茨城郡城里町議会副議長 阿久津尚一殿

あなたは、議会議員として、多年にわたり地方自治の振興、発展に寄与されその功績はまことに多大であります。よって、記念品を贈り、これを表彰します。

平成20年2月19日

茨城県町村議会議長会会長 小林 宏

おめでとうございます。

〔表彰状授与・拍手〕

議長（小林 宏君） 以上で、表彰状の伝達を終了いたします。

議員の出欠

議長（小林 宏君） ただいまの出席議員数は18名です。

開議の宣告

議長（小林 宏君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

なお、都市建設課長小林修一君が欠席のため、都市建設課課長補佐河原井一郎君が出席しております。

傍聴人 3 名を許可いたしました。

議案第 1 号 城里町常勤特別職等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
について

議長（小林 宏君） それでは、本日は議案の質疑から入ります。

初めに、議案第 1 号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 2 号 城里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、議案第 2 号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 3 号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、議案第 3 号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 号 城里町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、議案第 4 号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 5 号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、議案第 5 号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 6 号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う城里町条例の改正について

議長（小林 宏君） 次に、議案第 6 号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 7 号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、議案第 7 号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 8 号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、議案第 8 号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 9 号 城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、議案第 9 号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 10 号 城里町営住宅条例の整備に関する条例について

議長（小林 宏君） 次に、議案第 10 号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 11 号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、議案第 11 号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 1 2 号 城里町消防団統一に伴う城里町条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、議案第12号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 1 3 号 城里町公共施設の暴力排除に関する条例の制定について

議長（小林 宏君） 次に、議案第13号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 1 4 号 城里町後期高齢者医療に関する条例の制定について

議長（小林 宏君） 次に、議案第14号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 1 5 号 城里町食育推進会議設置条例の制定について

議長（小林 宏君） 次に、議案第15号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 1 6 号 町道路線の認定について

議長（小林 宏君） 次に、議案第16号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 1 7 号 平成 1 9 年度城里町一般会計補正予算（第 4 号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第17号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第18号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第18号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第19号 平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算（第4号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第19号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第20号 平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第20号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第21号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につ
いて

議長（小林 宏君） 次に、議案第21号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第22号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につ
いて

議長（小林 宏君） 次に、議案第22号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第23号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第23号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第24号 平成19年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第24号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

予算特別委員長報告

議長（小林 宏君） 次に、予算特別委員会に付託されました議案第25号 平成20年度城里町一般会計予算についてないし議案第33号 平成20年度城里町水道事業会計予算についての審議結果について、予算特別委員長から報告を求めます。

13番小松崎三夫予算特別委員長。

〔予算特別委員長小松崎三夫君登壇〕

予算特別委員長（小松崎三夫君） 今期町議会定例会において予算特別委員会に付託されました議案第25号ないし議案第33号について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案については、議案付託表により、各所管常任委員会に審査をお願いしました。

総務常任委員会は、3月5日午後1時から委員会室において開催し、執行部より関係課、局長などの出席を求め、議案第25号 平成20年度城里町一般会計予算所管分について審査を行いました。

審査は、予算書の歳入歳出事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、教育民生常任委員会は、3月6日午前9時30分から委員会室において開催し、執行部より関係課、局長などの出席を求め、議案第25号 平成20年度城里町一般会計予算所管分、議案第26号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計予算、議案第27号 平成20

年度城里町老人保健特別会計予算、議案第28号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第29号 平成20年度城里町介護保険特別会計予算について審査を行いました。

審査は、予算書の歳入歳出事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、全議案全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会は、3月7日午前10時から委員会室において開催し、執行部より関係課、局長などの出席を求め、議案第25号 平成20年度城里町一般会計予算所管分、議案第30号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計予算、議案第31号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計予算、議案第32号 平成20年度城里町簡易水道事業特別会計予算、議案第33号 平成20年度城里町水道事業会計予算について審査を行いました。

審査は、予算書の歳入歳出事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、全議案全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程において委員から出された主な質疑につきましては、お手元に配付してあります報告書をご高覧いただきたいと思っております。

以上、予算特別委員会委員長としての報告を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（小林 宏君） 以上で、予算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、平成20年度城里町議会予算特別委員会報告書が予算特別委員長より提出されましたので、後ほどご高覧をお願いいたします。

討 論

議長（小林 宏君） これより討論に入ります。

議案第1号に対する討論はありませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第2号に対する討論はありませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第3号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第4号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第5号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第6号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第7号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第8号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第9号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第10号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第11号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第12号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第13号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第14号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第15号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第16号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第17号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第18号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第19号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第20号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第21号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第22号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第23号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第24号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第25号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第26号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第27号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第28号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第29号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第30号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第31号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第32号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第33号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（小林 宏君） これより採決に入ります。

議案第1号 城里町常勤特別職等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第2号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第3号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第4号 城里町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第5号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第6号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う城里町条例の改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第7号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第8号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第9号 城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第10号 城里町営住宅条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第11号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第12号 城里町消防団統一に伴う城里町条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第13号 城里町公共施設の暴力排除に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第14号 城里町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第15号 城里町食育推進会議設置条例の制定について

を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第16号 町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第17号 平成19年度城里町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第18号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第19号 平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第20号 平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第21号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計補

正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第22号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第23号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第24号 平成19年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第25号 平成20年度城里町一般会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第26号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第27号 平成20年度城里町老人保健特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第28号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第29号 平成20年度城里町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第30号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第31号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第32号 平成20年度城里町簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第33号 平成20年度城里町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

日程追加

議長（小林 宏君） ただいま町長より、議案第35号 城里町副町長の選任につき同意を求めることについてが提出されましたが、これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

議案第35号 城里町副町長の選任につき同意を求めることについて

議長（小林 宏君） 追加日程第1、議案第35号 城里町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第35号の城里町副町長の選任につき同意を求めることについてであります。このたび、平成20年3月31日付をもって、現副町長の岩間伸博が退職をいたします。つきましては、後任として、城里町大字上入野2217番地1、大崎正昭、昭和20年7月24日生まれをご提案申し上げたいと思っております。

大崎正昭氏は、現在、茨城県国民健康保険団体連合会常務理事として国民健康保険の事業の運営等に携わっておりますが、それ以前は、茨城県の職員として知事公室の秘書課長、生活環境部長、人事委員会事務局長、県西総合事務所長を歴任いたし、平成17年3月に退職をしております。性格は温厚にして人望も厚く、人格識見ともに最適任者であると思っておりますので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小林 宏君） これより議案第35号 城里町副町長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は大崎正昭君を城里町副町長に選任することに決定いたしました。

請願第1号 霞ヶ浦導水取水口建設の中止を求める請願書

議長（小林 宏君） これより請願及び陳情の審査に入ります。

お諮りいたします。

請願及び陳情の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、請願及び陳情の議案朗読は省略することに決定しました。

請願第1号 霞ヶ浦導水取水口建設の中止を求める請願書を議題といたします。

本案は、3月4日に産業建設常任委員会に付託されていたものであります。産業建設常任委員長の報告を求めます。

15番産業建設常任委員長根本正典君。

〔産業建設常任委員長根本正典君登壇〕

産業建設常任委員長（根本正典君） それでは、産業建設常任委員会を代表いたしまして、今定例会に提案されました請願第1号 霞ヶ浦導水取水口建設の中止を求める請願書の取り扱いについてご報告をいたします。

3月4日、本委員会に付託された請願第1号につきまして、3月7日委員会を開催し、審議いたしました結果、那珂川漁協との話し合いや説明が十分になされたとは思えないものの、国の事業として既に工事の入札等も行われている状況です。しかし、導水事業が那珂川の自然環境に及ぼす影響については本町にとっても重大な問題であり、工事を一時休止し、納得できる解決策や説明等が必要ではないかと考え、さまざまな意見はありましたが、当委員会においては採択とすることに決定をいたしました。

議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

請願第1号は、ただいまの産業建設常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催しますので、委員会室にお集まりください。

なお、議員各位は議員控室でお待ちください。

午後 1時51分休憩

午後 2時28分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

さらに、傍聴人1名を許可しました。

日程追加

議長（小林 宏君） ここで、日程の追加についてをお諮りいたします。

ただいま15番根本正典君外6名から、発議第1号 漁協の同意なく一方的な導水取水口建設の中止を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第1号 漁協の同意なく一方的な導水取水口建設の中止を求める意見書

議長（小林 宏君） 追加日程第2、発議第1号 漁協の同意なく一方的な導水取水口建設の中止を求める意見書を議題といたします。

本案は議員提案でありますので、議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

発議第1号

平成20年3月19日

城里町議会議長 小林 宏 様

提出者 根本 正 典
賛成者 小 坏 孝
賛成者 三 村 由利子
賛成者 鯉 淵 秀 雄
賛成者 小松崎 三 夫
賛成者 阿久津 尚 一
賛成者 飯 村 吉 伊

漁協の同意なく一方的な導水取水口建設の中止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年 3月19日

漁協の同意なく一方的な導水取水口建設の中止を求める意見書

これまで20年余にわたって、霞ヶ浦導水工事事務所と関係漁業協同組合との協議が行われてきましたが、これまでの協議経過と漁協の意見を無視し、那珂川の漁業と生態系を危うくする一方的な取水口建設に、私たちは同意することはできません。

本町を流れる那珂川水系には、ウナギ、ヤマメ、イワナ、カジカなど57種をはじめ、モズクカニなど多種多様な魚類や底生動物が生息しております。特に、鮭については、全国有数の漁獲量があり、アユにおいては全国の河川の中で漁獲量日本一の名誉ある位置にあり、「先祖から受け継いできたかけがえのない那珂川の清流と生態系を守り、現在の姿を子孫に残す」ことが私たちに与えられた使命と考えます。

霞ヶ浦導水事業は、那珂川から、毎秒最大15トン、年間3億トンを取水し、また、霞ヶ浦から那珂川へ毎秒最大11トンを送水する計画です。

取水口予定地より上流約10キロメートルの間には、天然アユの産卵場があり、ふ化と同時に降下するアユの稚魚は、毎秒15トンの取水によって吸い取られることが懸念されます。また、これによって那珂川の流水量の著しい低下を招き、アユや鮭をはじめとする魚類の環境に壊滅的打撃を受けることが予想されるとともに、霞ヶ浦からの導水によって、那珂川に存在しない外来魚やプランクトン、環境ホルモンなどの移送を招き、生態系に重大な悪影響を及ぼすことも十分に考えられることです。

また、工事の進捗状況においても、トンネルは全体で43キロメートルの内約3割程度しかできていない状況で、取水口建設工事だけを急ぐ理由が見当たりません。

よって、霞ヶ浦導水取水口建設工事につきましては、早急に工事を中止されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年 月 日

茨城県城里町議会

議長（小林 宏君） 続いて、提出者であります15番根本正典君より、発議第1号の趣

旨説明を求めます。

15番根本正典君。

〔15番根本正典君登壇〕

15番（根本正典君） それでは、発議第1号 漁協の同意なく一方的な導水取水口建設の中止を求める意見書についての趣旨説明を申し上げます。

霞ヶ浦導水事業につきましては、霞ヶ浦と利根川下流部、霞ヶ浦と那珂川下流部をトンネルで結び、それぞれの水を行き来させることにより、霞ヶ浦及び桜川の水質浄化、利根川及び那珂川の既得用水の補給等のための事業で大変意義ある事業であることは理解をいたします。

しかし、本町を流れる那珂川には多種多様の魚類が生息しております。特に、鮭については全国有数の漁獲量があり、アユにおいては全国の河川の中で漁獲量日本一の名誉ある地位にあると聞いており、先祖から受け継いできたかけがえのない那珂川の清流と生態系を守り、現在の姿を子孫に残すことが私たちに与えられた使命と考えます。

このようなことから、霞ヶ浦導水取水口建設の工事中止につきましては、早急に関係大臣に意見書を提出すべきと思います。

議員各位にご賛同を賜りたくここに提案を申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（小林 宏君） これより発議第1号 漁協の同意なく一方的な導水取水口建設の中止を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長に国土交通大臣あて提出をさせます。

陳情第1号 安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書

議長（小林 宏君） 次に、陳情第1号 安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書を議題といたします。

本案は、3月4日に教育民生常任委員会に付託されていたものであります。教育民生常任委員長の報告を求めます。

11番教育民生常任委員長三村由利子君。

〔教育民生常任委員長三村由利子君登壇〕

教育民生常任委員長（三村由利子君） 教育民生常任委員会を代表し、3月4日に付託されました陳情第1号 安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充を図るため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書の審査結果についてご報告いたします。

3月6日に本委員会を開催し、陳情内容について審査いたしました。

その結果、現在の医療現場は、医師や看護師等の不足により過酷な労働を強いられ、十分な医療と看護の提供が難しい状況にあります。このままでは、県内や城里町においても医師・看護師等の不足により、診療科の縮小や病棟の閉鎖など今後の医療の確保が危惧され、深刻な問題になりかねません。このようなことから、安全な医療と看護・介護等を実現するため、陳情第1号については全会一致で採択とすることに決定いたしました。

議長においてお諮り願います。よろしくお願いたします。

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

陳情第1号については、ただいまの教育民生常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2時39分休憩

午後 2時40分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

議長（小林 宏君） ここで、日程の追加についてをお諮りいたします。

ただいま11番三村由利子君外6名から、発議第2号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第2号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書

議長（小林 宏君） 追加日程第3、発議第2号 医師・看護師等の大幅な増員を求め

る意見書を議題といたします。

本案は議員提案でありますので、議会事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

発議第2号

平成20年3月19日

城里町議会議長 小林 宏 様

提出者 三 村 由利子
賛成者 小 坏 孝
賛成者 根 本 正 典
賛成者 鯉 淵 秀 雄
賛成者 小松崎 三 夫
賛成者 阿久津 尚 一
賛成者 飯 村 吉 伊

医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書

上記議案書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年3月19日

医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書

第166回通常国会において、「一、医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること。二、看護職員の配置基準を夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は患者4人に対して1人以上とするなど、抜本的に改善すること。三、夜勤日数を月8日以上に規制するなど看護職員確保法等を改正すること。」の請願が採択されました。

いま医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化しています。看護師は仕事に追い回されて疲れ果て、「十分な看護が提供できている」と考えているのは看護師の1割にも届かず、4分の3が「辞めたい」と思っているほどです。医師の勤務実態も深刻で、日本医労連のアンケート調査では、8割以上の勤務医が月3回は32時間連続勤務を行い、3割を超える医師が「過労死ラインの月80時間以上」の時間外労働を強いられ、女性医師の6割以上が妊娠時の異常を経験し、5割以上の医師が職場を辞めたいと考えていることも明らかになりました。

茨城県では、医師・看護師の確保が困難なため、診療科の縮小や病棟を閉鎖する病院が後を絶ちません。また、「医師、看護師の確保がむずかしい」ことを理由に病院自体を閉院してしまうケースも生まれています。県内の地域医療が崩壊してしまうことさえ危惧されます。

こうした危機的な状況を打開することは国民の切実で緊急な願いとなっております。

よって政府におかれましては、医療現場での大幅増員を保障する医師・看護職員等の確保対策を抜本的に強化されるよう要望します。

記

1．国会で採択された請願内容に基づき、看護師等を大幅に増員するため、月8日以内に夜勤を規制するなど看護職員確保法を改正すること。

2．医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善をはかるため、医師確保に向けた法律を制定すること。

3．社会保障費の削減をやめ医師・看護師等の大幅増員に必要な財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年 月 日

茨城県東茨城郡城里町議会

議長（小林 宏君） 続いて、提出者であります11番三村由利子君より、発議第2号の趣旨説明を求めます。

11番三村由利子君。

〔11番三村由利子君登壇〕

11番（三村由利子君） 発議第2号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

現在の医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化しております。医師・看護師等の不足により過酷な労働を強いられ、十分な医療と看護の提供が難しい状況にあり、このままでは診療科の縮小や病棟の閉鎖などにより、今後の医療の確保が危惧されます。安全な医療と看護等を実現するためにも、医師・看護師等を大幅に増員する必要があると思います。

以上、医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書の趣旨説明を申し上げ、議員各位のご賛同を賜りたくここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） これより発議第2号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長に関係各大臣あて提出させます。

陳情第2号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情

議長（小林 宏君） 次に、陳情第2号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕

殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。

本案は、3月4日に産業建設常任委員会に付託されていたものであります。産業建設常任委員長の報告を求めます。

15番産業建設常任委員長根本正典君。

〔産業建設常任委員長根本正典君登壇〕

産業建設常任委員長（根本正典君） 産業建設常任委員会を代表いたしまして、今定例会に提案されました陳情第2号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情の取り扱いについて報告をいたします。

3月4日、本委員会に付託された陳情第2号につきまして、3月7日、委員会を開催し審議いたしました結果、野生動物が暮らせる森林をふやすことは理想ではあるが、当町において農作物の被害等が増加をしている状況と法の施行後間もないことから慎重に審議するため、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

陳情第2号については、ただいまの産業建設常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

要望第1号 議会改革特別委員会の設置に関する要望書

議長（小林 宏君） 次に、要望第1号 議会改革特別委員会の設置に関する要望書を議題といたします。

本案は、3月4日に議会運営委員会に付託されていたものでありますが、3月11日、提出者であります7番玉川台俊君、1番河原井大介君より取り下げ申出書が提出されました。お諮りいたします。

要望第1号を取り下げることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、要望第1号は取り下げられました。

散会の宣告

議長（小林 宏君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日20日は休会とし、次の会議は、3月21日午後1時に本会議場において再開し、日程第41、常任委員会委員の選任についてから入りますので、午後12時50分までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時52分散会

平成20年第1回
城里町議会定例会会議録 第4号

平成20年3月21日 午後1時05分開議

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

副町長	岩間伸博
教育長	三村亮一
代表監査委員	一木邦彦
総務課長	田上勤
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	山口充彦
町民課長	横田栄子
保険課長	加倉井一史
健康福祉課長	松本秀利
産業振興課長	田口喜一
都市建設課長補佐	河原井一郎
下水道課長	高橋洋造
会計課長(会計管理者)	川又重光
水道課長	松崎榮
農業委員会事務局長	阿久津道男
教育委員会事務局長	海野勝美

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三村主
書記	鯉淵和己
書記	桑野智弘

1. 議事日程

議事日程第4号

平成20年3月21日(金曜日)

午後 1時00分開議

- 日程第41 常任委員会委員の選任について
- 日程第42 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第43 報告第1号 城里町特定健康診査等実施計画
- 日程第44 報告第2号 城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第45 報告第3号 城里町営住宅条例施行規則の整備に関する規則
- 日程第46 報告第4号 城里町消防団組織等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第47 報告第5号 城里町の選挙における選挙運動等に関する規程の一部を改正

する告示

- 日程第48 報告第6号 城里町中小企業事業資金融資利子補給及び保証料助成要綱の一部を改正する告示
- 日程第49 報告第7号 城里町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第50 報告第8号 城里町パブリックコメント実施要綱の制定
- 日程第51 報告第9号 城里町木造住宅耐震診断事業実施要綱の制定
- 日程第52 報告第10号 例月出納検査報告(12月、1月、2月執行分)

追加日程

- 城里町議会議長辞職の許可について
- 選挙第1号 城里町議会議長選挙について
- 城里町議会副議長辞職の許可について
- 選挙第2号 城里町議会副議長選挙について
- 城北地方広域事務組合議会議員の辞任許可について
- 選挙第3号 城北地方広域事務組合議会議員の選挙について
- 笠間地方広域事務組合議会議員の辞任許可について
- 選挙第4号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について
- 水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞任許可について
- 選挙第5号 水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 水戸地方農業共済事務組合議会議員の辞任許可について
- 選挙第6号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙について
- 城里町農業委員会委員の解任許可について
- 推薦第1号 城里町農業委員会委員の推薦について
- 議案第36号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

1. 本日の会議に付した事件

- 常任委員会委員の選任について
- 議会運営委員会委員の選任について
- 報告第1号
- 報告第2号
- 報告第3号
- 報告第4号
- 報告第5号
- 報告第6号
- 報告第7号

報告第 8 号

報告第 9 号

報告第10号

追加日程

城里町議会議長辞職の許可について

選挙第 1 号

城里町議会副議長辞職の許可について

選挙第 2 号

城北地方広域事務組合議会議員の辞任許可について

選挙第 3 号

笠間地方広域事務組合議会議員の辞任許可について

選挙第 4 号

水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞任許可について

選挙第 5 号

水戸地方農業共済事務組合議会議員の辞任許可について

選挙第 6 号

城里町農業委員会委員の解任許可について

推薦第 1 号

議案第36号

午後 1時05分開議

議員の出欠

議長（小林 宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席いただき、大変ご苦労
さまです。

ただいまの出席議員数は18名です。

開議の宣告

議長（小林 宏君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
また、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席
しております。

なお、都市建設課長小林修一君が欠席のため、都市建設課長補佐河原井一郎君が出席し
ております。

傍聴人はございません。

それでは、本日の会議に入ります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 1時06分休憩

午後 1時07分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで本席を副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

副議長（阿久津尚一君） それでは、暫時の間、議長にかわって、副議長阿久津尚一が議長の職務を務めさせていただきます。

ふなれのため、また、健康上の都合でお聞き苦しい点があるかと存じますが、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

日程追加

副議長（阿久津尚一君） ただいま小林 宏君より、議長辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（阿久津尚一君） ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることを決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付いたさせます。

お願いします。

〔追加日程配付〕

城里町議会議長辞職の許可について

副議長（阿久津尚一君） 追加日程第1、城里町議会議長辞職の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、小林 宏君の議場退場を求めます。

〔18番小林 宏君退場〕

副議長（阿久津尚一君） ここで、議会事務局長に辞職願を朗読いたさせます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君） 朗読いたします。

平成20年3月21日

城里町議会副議長 阿久津 尚 一 様

城里町議会議長 小 林 宏

辞職願

このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。
以上でございます。

副議長（阿久津尚一君） お諮りいたします。

小林 宏君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（阿久津尚一君） ご異議なしと認めます。

小林 宏君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

小林 宏君の議場入場を認めます。

〔18番小林 宏君入場〕

副議長（阿久津尚一君） 小林 宏君に申し上げます。議長辞職が認められました。

ここで、小林 宏君のごあいさつをいただきたいと思えます。

〔18番小林 宏君登壇〕

18番（小林 宏君） このたび、城里町第2代議長の職を辞するに当たりまして、2年間皆様方に本当にご協力をいただきまして、つつがなく議会運営ができましたことを本当に改めて御礼を申し上げる次第でございます。今後も、議長職を辞しても、議会運営の発展のため、あるいは町発展のために微力ではございますが、鋭意努力してまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げまして、ごあいさつにかえます。

ありがとうございました。（拍手）

副議長（阿久津尚一君） ここで暫時休憩いたします。

午後 1時13分休憩

午後 1時44分開議

副議長（阿久津尚一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

副議長（阿久津尚一君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思えますが、ご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（阿久津尚一君） ご異議なしと認めます。よって、議長選挙を日程に追加し、選挙を行うことと決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付いたさせます。

〔追加日程配付〕

選挙第1号 城里町議会議長選挙について

副議長（阿久津尚一君） ここで議会事務局長に、追加日程第2、選挙第1号 城里町議会議長選挙についてを朗読いたさせます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

選挙第1号

城里町議会議長選挙について

地方自治法第103条第1項の規定により城里町議会議長を選挙する。

平成20年3月21日提出

城 里 町 議 会

副議長（阿久津尚一君） お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（阿久津尚一君） ご異議なしと認めます。よって、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、副議長が指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（阿久津尚一君） ご異議なしと認めます。よって、副議長が指名することに決定いたしました。

議長に鯉淵秀雄君をご指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいま副議長が指名いたしました鯉淵秀雄君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（阿久津尚一君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました鯉淵秀雄君が議長に当選されました。

ただいま14番鯉淵秀雄君が当選いたしましたので、城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議会事務局長に選挙の確定事項を告知いたさせます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

平成20年3月21日 次の者当選

城里町議会副議長 阿久津 尚 一

住所 城里町大字上古内399番地、氏名 鯉淵秀雄、生年月日 昭和27年3月17日。
以上です。

副議長（阿久津尚一君） ただいま議長に鯉淵秀雄君が当選いたしました。

当選承諾及びごあいさつをお願いいたします。

新議長鯉淵秀雄君、登壇をお願いいたします。

14番鯉淵秀雄君。

〔14番鯉淵秀雄君登壇〕

14番（鯉淵秀雄君） ただいまは指名推選により、議員各位のご推挙のもと、第3代の議長として就任いたすことになりました。まことに光栄なことでありますと同時に、また、重責の重さに身の引き締まる思いでございます。

もともと浅学非才の身の上、心技体調わない私ではございますが、議会のさらなる活性化のため、また、円滑な運営のために、皆様方のご理解とご協力をいただきながら精いっぱい精進することをお誓いし、精いっぱい務め上げてまいりたいと考えておるところでございます。

今後とも議員各位の、そしてまた、執行部各位のご指導ご鞭撻を心よりお願いを申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

副議長（阿久津尚一君） 続いて、町長よりご祝辞をいただきたいと存じます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 私より一言お祝いを申し上げたいと思います。

このたびの城里町議会の議長の改選に当たりまして、鯉淵秀雄議員が城里町の第3代の議長にご就任なされました。まことにおめでとうございます。

非常に現今、地方自治体は厳しい状況の中ではありますが、十分に健康にご留意の上、城

里町発展のためになお一層のご活躍を心からご祈念を申し上げまして、ごあいさつにかえたいと思います。まことにおめでとうございます。

副議長（阿久津尚一君） ありがとうございます。

以上で、議長の職務を終了させていただきます。

ここで一言お礼を申し上げたいと存じます。

ふなれかつ不健康のためお聞き苦しく、かつ議事進行にもかかわらず、議員各位のご協力を賜り、重責を果たすことができました。厚くお礼を申し上げます。

ありがとうございます。

それでは、鯉淵新議長に議長席にご着席いただきたいと存じます。どうぞ。

〔副議長、議長と交代〕

議長（鯉淵秀雄君） ここで暫時休憩いたします。

午後 1時55分休憩

午後 1時57分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

議長（鯉淵秀雄君） ただいま阿久津尚一君より、副議長辞職願が提出されました。お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

城里町議会副議長辞職の許可について

議長（鯉淵秀雄君） 追加日程第3、城里町議会副議長辞職の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、阿久津尚一君の議場退場を求めます。

〔16番阿久津尚一君退場〕

議長（鯉淵秀雄君） ここで、議会事務局長に辞職願を朗読させます。
議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君） 朗読いたします。

平成20年3月21日

城里町議会議長 鯉 淵 秀 雄 様

城里町議会副議長 阿久津 尚 一

辞職願

このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。
以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

阿久津尚一君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。

阿久津尚一君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

阿久津尚一君の議場入場を認めます。

〔16番阿久津尚一君入場〕

議長（鯉淵秀雄君） ここで阿久津尚一君のごあいさつがあります。

〔16番阿久津尚一君登壇〕

16番（阿久津尚一君） 一言お礼のごあいさつを申し上げます。

2年前図らずも副議長に選出をされ、議長のご指導のもと、また、議員各位のご支援のもとで2年間を大過なく過ごすことができました。まことにありがとうございました。これには、町長を初め執行部のご協力も欠かせません。ご指導いただきまして、まことにありがとうございました。

紳士協定によります短期交代ということで、本日辞表を提出し、副議長の職を辞すことができました。どうかひとつ今後ともよろしく願いを申し上げます、お礼のごあいさつといたします。

ありがとうございました。（拍手）

議長（鯉淵秀雄君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2時02分休憩

午後 2時13分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

議長（鯉淵秀雄君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

選挙第2号 城里町議会副議長選挙について

議長（鯉淵秀雄君） ここで議会事務局長に、追加日程第4、選挙第2号 城里町議会副議長選挙についてを朗読させます。

議会事務局長。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

選挙第2号

城里町議会副議長選挙について

地方自治法第103条第1項の規定により城里町議会副議長を選挙する。

平成20年3月21日提出

城 里 町 議 会

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に三村由利子君をご指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました三村由利子君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました三村由利子君が副議長に当選されました。

ただいま11番三村由利子君が当選いたしましたので、城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議会事務局長に選挙の確定事項を告知させます。

議会事務局長。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

平成20年3月21日 次の者当選

城里町議会議長 鯉 淵 秀 雄

住所 城里町大字那珂西2132番地、氏名 三村由利子、生年月日 昭和18年6月18日。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） ただいま副議長に三村由利子君が当選いたしました。

当選人である三村由利子君に副議長当選承諾及びごあいさつをいただきます。

11番三村由利子君。

〔11番三村由利子君登壇〕

11番（三村由利子君） ただいま議員全会一致で推選をいただきました三村でございます。このたび副議長という大役を仰せつかりました。大変身の引き締まる思いでございます。

もともと識見、力量とも不足はしておりますが、副議長は議長をサポートする、この一語に尽きると思います。全力でもって議長をサポートさせていただきます。

議員各位のご指導ご鞭撻を何とぞよろしくお願いを申し上げます、就任のごあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。（拍手）

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、町長よりご祝辞をいただきます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 今回の城里町議会の副議長の改選に当たりまして、三村由利子議員が副議長に就任をなされました。まことにめでとうございます。

地方自治体を取り巻く情勢は非常に厳しいものがありますが、三村副議長には十分に健

康に留意されまして、なお一層の活躍を心からご期待を申し上げてお祝いの言葉にかえさせていただきます。

おめでとうございます。

議長（鯉淵秀雄君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2時20分休憩

午後 3時53分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案書差し替え

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

先ほどの人事案件の選任により、日程第41及び日程第42の提出者に変更が生じました。よって、議案書を差し替えたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差し替えることに決定いたしました。

議会事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

常任委員会委員の選任について

議長（鯉淵秀雄君） 日程第41、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。

常任委員会委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長により指名をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

総務常任委員会委員に1番河原井大介君、3番阿久津則男君、6番小林祥宏君、9番杉山清君、12番松崎信一君、13番小松崎三夫君、教育民生常任委員会委員に2番関誠一郎君、8番南條治君、10番寺田和郎君、14番鯉淵秀雄、15番根本正典君、16番阿久津尚一君、産業建設常任委員会委員に4番桐原健一君、5番飯村吉伊君、7番玉川台俊君、11番三村由利子君、17番小坏孝君、18番小林宏君、以上の諸君を各常任委員会委員にそれぞれ指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に委員会室において、総務、教育民生、産業建設の各常任委員会の順に正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 3時55分休憩

午後 3時56分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

常任委員会正副委員長の報告

議長（鯉淵秀雄君） 各常任委員会の正副委員長互選結果についてご報告いたします。

総務常任委員会委員長に6番小林祥宏君、副委員長に3番阿久津則男君、教育民生常任委員会委員長に8番南條 治君、副委員長に2番関 誠一郎君、産業建設常任委員会委員長に5番飯村吉伊君、副委員長に4番桐原健一君がそれぞれ就任いたしましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員の選任について

議長（鯉淵秀雄君） 日程第42、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長により指名をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に5番飯村吉伊君、6番小林祥宏君、7番玉川台俊君、8番南條治君、10番寺田和郎君、13番小松崎三夫君、15番根本正典君、以上の諸君を議会運営委員会委員にそれぞれ指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 3時59分休憩

午後 4時00分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員会正副委員長の報告

議長（鯉淵秀雄君） 議会運営委員会の正副委員長互選の結果についてご報告いたします。

議会運営委員会委員長に13番小松崎三夫君、副委員長に10番寺田和郎君がそれぞれ決定いたしましたので、報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 4時09分休憩

午後 4時10分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

議長（鯉淵秀雄君） ただいま城北地方広域事務組合議会議員の小林 宏君、小松崎三夫君、三村由利子君、寺田和郎君、南條 治君、小林祥宏君、関 誠一郎君より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、城北地方広域事務組合議会議員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

城北地方広域事務組合議会議員の辞任許可について

議長（鯉淵秀雄君） 追加日程第5、城北地方広域事務組合議会議員の辞任許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、小林 宏君、小松崎三夫君、三村由利子君、寺田和郎君、南條 治君、小林祥宏君、関 誠一郎君の退場を求めます。

〔18番小林 宏君、13番小松崎三夫君、11番三村由利子君、10番寺田和郎君、8番南條 治君、6番小林祥宏君、2番関 誠一郎君退場〕

議長（鯉淵秀雄君） ここで議会事務局長に追加日程第5を朗読させます。
議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）
城北地方広域事務組合議会議員の辞任許可について
平成20年3月21日提出

城里町議会議長 鯉 淵 秀 雄

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。
ただいまの7名の諸君の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。

以上7名の諸君の辞任を許可することに決定いたしました。

小林 宏君、小松崎三夫君、三村由利子君、寺田和郎君、南條 治君、小林祥宏君、関
誠一郎君の議場入場を認めます。

〔18番小林 宏君、13番小松崎三夫君、11番三村由利子君、10番寺田和郎君、8番南條
治君、6番小林祥宏君、2番関 誠一郎君入場〕

日程追加

議長（鯉淵秀雄君） ただいま城北地方広域事務組合議会議員が欠員となりました。
お諮りいたします。

この際、城北地方広域事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第6とし
て直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を
配付させます。

〔追加日程配付〕

選挙第3号 城北地方広域事務組合議会議員の選挙について

議長（鯉淵秀雄君） 追加日程第6、選挙第3号 城北地方広域事務組合議会議員の選
挙についてを議題といたします。

議会事務局長に選挙第3号を朗読させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

選挙第3号

城北地方広域事務組合議会議員の選挙について

城北地方広域事務組合同規約第5条の規定により、同組合の議会議員7人を選挙する。

平成20年3月21日提出

城 里 町 議 会

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

城北地方広域事務組合議会議員に2番関 誠一郎君、4番桐原健一君、8番南條 治君、10番寺田和郎君、13番小松崎三夫君、15番根本正典君、16番阿久津尚一君、以上の7名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した7名の諸君を城北地方広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名の諸君は、城北地方広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された7名の諸君が議場におられます。城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議会事務局長に当選の確定事項を告知させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

平成20年3月21日 次の者当選

城里町議会議長 鯉 淵 秀 雄

住所 城里町大字阿波山1147番地4、氏名 関 誠一郎、生年月日 昭和31年8月4日、城里町大字下坏1573番地1、桐原健一、昭和27年6月27日生まれ、城里町大字錫高野761番地6、南條 治、昭和27年5月6日生まれ、城里町大字上阿野沢602番地1、寺田和郎、昭和9年5月17日生まれ、城里町大字阿波山2243番地2、小松崎三夫、昭和28年2月6日

生まれ、城里町大字石塚2417番地13、根本正典、昭和26年4月17日生まれ、城里町大字塩子3065番地、阿久津尚一、昭和8年2月28日生まれ。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） ここで暫時休憩いたします。

午後 4時17分休憩

午後 4時18分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

議長（鯉淵秀雄君） ただいま笠間地方広域事務組合議会議員の飯村吉伊君、阿久津則男君より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、笠間地方広域事務組合議会議員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

議長（鯉淵秀雄君） ただいま16番阿久津尚一君が早退いたしました。

笠間地方広域事務組合議会議員の辞任許可について

議長（鯉淵秀雄君） 追加日程第7、笠間地方広域事務組合議会議員の辞任許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、飯村吉伊君、阿久津則男君の退場を求めます。

〔5番飯村吉伊君、3番阿久津則男君退場〕

議長（鯉淵秀雄君） ここで議会事務局長に追加日程第7を朗読させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

笠間地方広域事務組合議会議員の辞任許可について

平成20年3月21日提出

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

ただいまの2名の諸君の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。

以上2名の諸君の辞任を許可することに決定いたしました。

飯村吉伊君、阿久津則男君の議場入場を認めます。

〔5番飯村吉伊君、3番阿久津則男君入場〕

日程追加

議長（鯉淵秀雄君） ただいま笠間地方広域事務組合議会議員が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、笠間地方広域事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第8として直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

選挙第4号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について

議長（鯉淵秀雄君） 追加日程第8、選挙第4号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

議会事務局長に選挙第4号を朗読させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

選挙第4号

笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について

笠間地方広域事務組合同規約第5条の規定により、同組合の議会議員2人を選挙する。

平成20年3月21日提出

城 里 町 議 会

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

笠間地方広域事務組合議会議員に9番杉山 清君、12番松崎信一君、以上の2名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した2名の諸君を笠間地方広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2名の諸君は、笠間地方広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された2名の諸君が議場におられます。城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議会事務局長に当選の確定事項を告知させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

平成20年3月21日 次の者当選

城里町議会議長 鯉 淵 秀 雄

住所 城里町大字粟412番地、氏名 杉山 清、生年月日 昭和25年2月28日生まれ、城里町大字増井1351番地3、松崎信一、昭和28年5月26日生まれ。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） ここで暫時休憩いたします。

午後 4時22分休憩

午後 4時23分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

議長（鯉淵秀雄君） ただいま水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の松崎信一君、杉山 清君より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞任許可について

議長（鯉淵秀雄君） 追加日程第9、水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞任許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、松崎信一君、杉山 清君の退場を求めます。

〔12番松崎信一君、9番杉山 清君退場〕

議長（鯉淵秀雄君） ここで議会事務局長に追加日程第9を朗読させます。
議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞任許可について

平成20年3月21日提出

城里町議会議長 鯉 淵 秀 雄

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

ただいまの2名の諸君の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。以上2名の諸君の辞任を許可することに決定いたしました。

松崎信一君、杉山 清君の議場入場を認めます。

〔12番松崎信一君、9番杉山 清君入場〕

日程追加

議長（鯉淵秀雄君） ただいま水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第10として直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

選挙第5号 水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

議長（鯉淵秀雄君） 追加日程第10、選挙第5号 水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

議会事務局長に選挙第5号を朗読させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

選挙第5号

水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

水戸地方広域市町村圏事務組合同規約第5条の規定により、同組合の議会議員2人を選挙する。

平成20年3月21日提出

城 里 町 議 会

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員に7番玉川台俊君、17番小坏 孝君、以上の2名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した2名の諸君を水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2名の諸君は、水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された2名の諸君が議場におられます。城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議会事務局長に当選の確定事項を告知させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

平成20年3月21日 次の者当選

城里町議会議長 鯉 淵 秀 雄

住所 城里町大字石塚2100番地9、氏名 玉川台俊、生年月日 昭和34年1月6日生まれ、城里町大字石塚1154番地2、小坪 孝、昭和26年1月16日生まれ。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） ここで暫時休憩いたします。

午後 4時29分休憩

午後 4時30分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

議長（鯉淵秀雄君） ただいま水戸地方農業共済事務組合議会議員の松崎信一君、杉山清君、玉川台俊君より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、水戸地方農業共済事務組合議会議員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

水戸地方農業共済事務組合議会議員の辞任許可について

議長（鯉淵秀雄君） 追加日程第11、水戸地方農業共済事務組合議会議員の辞任許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、松崎信一君、杉山 清君、玉川台俊君の退場を求めます。

〔12番松崎信一君、9番杉山 清君、7番玉川台俊君退場〕

議長（鯉淵秀雄君） ここで議会事務局長に追加日程第11を朗読させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

水戸地方農業共済事務組合議会議員の辞任許可について

平成20年3月21日提出

城里町議会議長 鯉 淵 秀 雄

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

ただいまの3名の諸君の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。

以上3名の諸君の辞任を許可することに決定いたしました。

松崎信一君、杉山 清君、玉川台俊君の議場入場を認めます。

〔12番松崎信一君、9番杉山 清君、7番玉川台俊君入場〕

日程追加

議長（鯉淵秀雄君） ただいま水戸地方農業共済事務組合議会議員が欠員となりました。お諮りいたします。

この際、水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第12として直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

選挙第6号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙について

議長（鯉淵秀雄君） 追加日程第12、選挙第6号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

議会事務局長に選挙第6号を朗読させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

選挙第6号

水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙について

水戸地方農業共済事務組合同規約第5条の規定により、同組合の議会議員3人を選挙する。

平成20年3月21日提出

城 里 町 議 会

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

水戸地方農業共済事務組合議会議員に4番桐原健一君、5番飯村吉伊君、6番小林祥宏君、以上の3名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した3名の諸君を水戸地方農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名の諸君は、水戸地方農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された3名の諸君が議場におられます。城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議会事務局長に当選の確定事項を告知させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

平成20年3月21日 次の者当選

城里町議会議長 鯉 淵 秀 雄

住所 城里町大字下坏1573番地1、氏名 桐原健一、生年月日 昭和27年6月27日生まれ、城里町大字上赤沢359番地、飯村吉伊、昭和17年6月20日生まれ、城里町大字孫根334番地2、小林祥宏、昭和16年12月12日生まれ。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） ここで暫時休憩いたします。

午後 4時34分休憩

午後 4時35分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

議長（鯉淵秀雄君） ただいま議会推薦の城里町農業委員会委員であります小松崎三夫君、三村由利子君、南條 治君より農業委員会委員の解任願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、解任許可についてを日程に追加し、追加日程第13として直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

城里町農業委員会委員の解任許可について

議長（鯉淵秀雄君） 追加日程第13、城里町農業委員会委員の解任許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、小松崎三夫君、三村由利子君、南條 治君の退場を求めます。

〔13番小松崎三夫君、11番三村由利子君、8番南條 治君退場〕

議長（鯉淵秀雄君） ここで議会事務局長に追加日程第13を朗読させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

城里町農業委員会委員の解任許可について

平成20年3月21日提出

城里町議会議長 鯉 淵 秀 雄

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

ただいまの3名の諸君の解任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。以上3名の諸君の解任を許可することに決定いたしました。

小松崎三夫君、三村由利子君、南條 治君の議場入場を認めます。

〔13番小松崎三夫君、11番三村由利子君、8番南條 治君入場〕

日程追加

議長（鯉淵秀雄君） ただいま議会推薦の城里町農業委員会委員が欠員となりました。お諮りいたします。

この際、農業委員会委員の推薦についてを日程に追加し、追加日程第14として直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

推薦第1号 城里町農業委員会委員の推薦について

議長（鯉淵秀雄君） 追加日程第14、推薦第1号 城里町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議会事務局長に推薦第1号を朗読させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

推薦第1号

城里町農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定に基づき、城里町農業委員会委員として下記の者を推薦する。

平成20年3月21日提出

城 里 町 議 会

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

推薦の方法については、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、指名推選とすることに決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、11番三村由利子君、13番小松崎三夫君の議場退場を求めます。

〔11番三村由利子君、13番小松崎三夫君退場〕

議長（鯉淵秀雄君） それでは、農業委員会委員に11番三村由利子君、13番小松崎三夫君、以上2名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました2名の諸君を農業委員会委員に推選することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました2名の諸君を農業委員会委員に推選することに決定いたしました。

11番三村由利子君、13番小松崎三夫君の議場入場を求めます。

〔11番三村由利子君、13番小松崎三夫君入場〕

議長（鯉淵秀雄君） それでは、ただいまの城里町農業委員会委員の推薦についての確定事項について、議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

住所 城里町大字那珂西2132番地、氏名 三村由利子、生年月日 昭和18年6月18日生まれ、城里町大字阿波山2243番地2、小松崎三夫、昭和28年2月6日生まれ。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 先ほど、私、鯉淵秀雄は、監査委員の辞職願を町長に提出したところ、承認された旨の報告がありました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 4時45分休憩

午後 4時46分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

ただいま町長より議案第36号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第15として直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

議案第36号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（鯉淵秀雄君） 追加日程第15、議案第36号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第36号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。城里町監査委員に議会選出区分から城里町大字石塚2214番地3、小林宏議員を選任するものであります。

小林議員さんは議会議長等を歴任され、地方自治の進展にご尽力をいただいております。性格は温厚にして人望も厚く、人格、識見ともに最適任者であります。

よって、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。ご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） ここで、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、18番小林 宏君の議場退場を求めます。

〔18番小林 宏君退場〕

議長（鯉淵秀雄君） これより議案第36号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、小林 宏君を城里町監査委員に選任することに決定いたしました。

ここで、18番小林 宏君の議場入場を認めます。

〔18番小林 宏君入場〕

報告第 1号 城里町特定健康診査等実施計画

報告第 2号 城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

報告第 3号 城里町営住宅条例施行規則の整備に関する規則

報告第 4号 城里町消防団組織等に関する規則の一部を改正する規則

報告第 5号 城里町の選挙における選挙運動等に関する規程の一部を改正する告示

報告第 6号 城里町中小企業事業資金融資利子補給及び保証料助成要綱の一部を改正する告示

報告第 7号 城里町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

報告第 8号 城里町パブリックコメント実施要綱の制定

報告第 9号 城里町木造住宅耐震診断事業実施要綱の制定

報告第10号 例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第43、報告第1号 城里町特定健康診査等実施計画ないし日程第52、報告第10号例月出納検査報告については、後ほどご熟読願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

町長あいさつ

議長（鯉淵秀雄君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、これを許可します。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 平成20年第1回定例議会の閉会に当たりまして、一言御礼とごあいさつを申し上げます。

去る3月4日より開会されました本定例議会におきまして、執行部よりご提案を申し上げます全議案につきまして可決をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、本定例議会は、一般質問の方4名、また、議案審議中におきましても、議員各位からご質疑やご意見等をいただきましたが、これらを十分に踏まえながら今後の町政執行に当たってまいりたいと考えております。

また、今議会におかれまして、新議長に鯉淵秀雄議員が、そして、副議長に三村由利子議員が就任をされました。まことにおめでとうございます。健康に十分ご留意の上、なお一層のご活躍をご期待申し上げますところであります。

また、前議長の小林議長さん、それから、阿久津前副議長さんにおかれましては、合併後の2年間という非常に難しい時期を議長、副議長としてご活躍をされましたことを本当に心から敬意を表するものであります。特に小林前議長には、県の議長会長、関東議長会長として大変ご苦労さまでございました。

また、執行部におきましても、今月末をもって副町長の岩間伸博が退任をいたします。3年間のご苦労に感謝を申し上げますとともに、議員各位のご協力を心から感謝申し上げます次第であります。

平成20年度の予算等も決定をいただきました。これらにつきましては、執行部といたしましては、役職員一同一丸となって町政の進展に尽くしてまいりたいと考えておりますので、議員各位のなお一層のご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつにかえたいと思います。

大変ご苦労さまでございました。

議長あいさつ

議長（鯉淵秀雄君） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、会期中終始熱心なるご審議と議会運営には格別なるご配慮を賜り、ここに全議案を審議し、終了できますことを心から御礼と感謝を申し上げます。

城里町も本年合併4年目を迎えることとなり、計画された事業の執行により、新しい町が少しずつ見えてまいりましたが、執行部におかれましては、新年度予算等の執行に当たり、議員各位からご指摘、また、提案されました各種事務事業については十分に研究をされ、効果的な住民福祉の向上に尽力されることを望みます。

閉会の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、平成20年第1回城里町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午後 4時54分閉会